

〔表紙〕

水戸黄門詳覽文集坤  
復庵簡牘集

襦 寝 文 書

五

〔原表紙〕

水戸黄門詳覽文集

坤

〇五九三 斎藤明眞書狀

六月廿一日御狀、七月廿四日到来、委細承候了、如仰三ヶ國大將御下向目出候、就其相構と被致御忠節候者、可目出候、(肥後)佐敷御陣ニ御代官被進候事承了、此段令披露候き、兼又御知行分御訴訟事、先大概令披露候間、何にも御忠節たにもいたされ候ハム、子細候ハす存候、連く可申沙汰候、すへてく御たいくつあるへからす候、將又西本八郎左衛門尉殿事、随分執申入候き、望申され候在所御計候ハん事、子細あるましく候へども、若人々本領にてもや候らん、又ハ先給人も候ハんと、御預候てハ、中く人の恨もありぬへく候、いかへ候へきやらんと、上意にて尤御事はりかと存候、可然闕所候ハム、それよりもとり御申候者、すへてく子細候ましく候、又一ヶ条被申候事も大方子細あるへしとも不存候、諸事公方事不可有等閑候、

(永和二年乙)

七月卅日

(斎藤) 沙弥明眞(花押)

謹上 柵寝殿

(久世)

○五九四 実久書狀

奥州狀御一見、從此使可給候、

遙久不令申候、非本意存候、度々預御音信候こと令悦喜候、兼又奥州よりか様狀候之間、明日拂曉罷立候、面々指可申之由候間、態飛脚ニ而申候、十七日敵方陣取治定（由脱々）之被申候、同候者、此合戰ニ御合候様、御越候者、公私可爲本望候、委細期面候、恐々謹言、

九月十五日

実久（花押）

衾寢殿

○五九五

伊作安鶴丸島津教久契狀案

契約

右意趣者、

一自然御大綱之時者、身大綱と存、身之大綱時者、可預

御助事、

一縦雖爲天下轉變、一篇ニ御用ニ可罷立事、

一和讒凶害輩出來者、急々可申披事、

若此條々僞申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所権現 正八幡大菩薩 天満大

自在天神 諏訪上下大明神 御罰可蒙罷候、

永享六年十二月十二日

伊作安鶴丸

衾寢殿

○五九六 和田正直契狀

契約

右意趣者

一自然御大綱之時者、身大事と存、身大綱之時者、可預

御助ニ事、

一縦雖爲天下轉變、一篇ニ御用ニ可罷立事、

一和讒凶害輩出來者、急々可申披事、

若此條々僞申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所権現 正八幡大菩薩 天満大

自在天神 諏方上下大明神 御罰可蒙罷候、

永享七年卯月廿日

（和巴）遠江守正直（花押）

祢寢殿

○五九八 金王丸書狀案

○五九七 秀兼・正存・兼綱連署契狀

契約

一 自然雖爲天下轉變、一味同心(島津忠國)、奧州之御用ニ可罷立事、

一 參会合戰之時者、不殘心底、可申談事、

一 和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

若此條々僞申候者、

伊勢天照大神 熊野三所權現 正八幡三所大菩(薩脱カ) 諏方上

下大明神 天満大自在天神 御罰各可罷蒙候、

仍契約之狀如件、

文安三年九月十六日

右馬助兼綱(花押)

江右衛門佐正存(花押)

左京亮秀兼(花押)

祢寢殿(重傳)

一日預御使者候之条恐悦之至候、尤進使者其案内可申之處、聊取亂子細候て被過候、非本意候、兼又上洛之事、船津くたり明日十一日と承候、仍合力物之事、飢肥・櫛間、吉田方諸方多分出され候之由承候、依此之義合力之間之事遅く候と我ら近付候方様より催促候之間、料足少合力ありたく候、如何躰候哉、御意不被殘承候ハ、尤本望之至極候、恐々謹言、

六月十日

金王丸

祢寢殿

○五九九 長房書狀

去比入見參候之条、爲悦候、便宜(●)候時者、可申承之由存候、御同心候者悦入候、兼又近藤六郎下向候、諸事申合候了、能様御計候者本望候、事々期後信候、恐々謹言、

九月十三日

長房(花押)

祢寢北殿

進上 御奉行所

承候了（花押）

〇六〇〇 禰寢清武申狀

大隅國衾寢三郎次郎清武謹上、

欲早任傍例預覆勘狀備向後龜鏡事、

右、去五月廿五日就于武藏修理亮英時追討、同廿六日以來度々令付御着到畢、然早賜覆勘狀爲備龜鏡、言上如件、

元弘三年七月 日

承候了

沙弥（花押）

〇六〇一 建部清武着到狀

去五月廿五日、就于武藏修理亮英時誅伐、大隅國御家人衾寢三郎次郎清武令馳參、同廿六日以來令付御着到候早、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年七月廿日

建部清武

〇六〇二 掃部助某請取狀

大隅國衾寢院府正稅事

右、於三郎次郎知行分者、請取正稅早、隨而至向後者、任先例可有知行之狀如件、

元弘三年十月廿五日

掃部助（花押）

〇六〇三 雜訴決断所牒

雜訴決断所

衾寢院三郎次郎清武所

大隅國衾寢院南俣郡本内田園并光松名、同佐多西方五分三、同國桑東郷武安名五分三等事、

右、件所々、當知行不可有相違者、以牒、

建武元年六月十六日

左小史高橋朝臣（花押）

左小辯藤原朝臣（花押）

〇六〇四 建部清武着到狀

着到

爲誅伐日向國凶徒伊藤(東)内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重以下輩、御發向之間、爲致軍忠、大隅國祢寢三郎次郎清武令馳參國富庄太田城候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武參年十一月廿一日 建部清武

進上 御奉行所

承候了(龜山直勝)(花押)

▽(裏書)  
「就当參雖成判、於令帰宅者、可処忠於無也」

〇六〇五 建部清武置文案

は、御せんの御かたに申おき候条々、かせんニまかり出候ハ、そんなつかまつり候ハん事もふちやうに候あいた申をき候、ちぎやうつかまつり候、しよりやうの事ハ、御一こ又あくりにも一こゆつりにハ給候へく候、そのうち

ハそうりやうにかへしつくへきよしおほせ候て候、によ

しにりやうをゆつり候事ハ、た人のしよりやうになる事

にて候、又そうりやうしきハせハくなり、すゑたゆる事

にて候なり、この心を御心へ候て、御はからひ候へく候、

そのほかしよしやう、くそく、むま(事)、一かう御はか

らひにて候へく候、たしよこぶくいわなミハいゑにつた

へたく候、そのやうをよく御心へ候て、もしうちし

にもつかまつりて候ハん時ハ御さいく候へく候、あなか

しく、

康永二年卯月十三日

きよたけ在判

〇六〇六 関東安堵下知狀

可令早建部重清領知大隅國祢寢院南俣内田貳町捌段貳杖

中・島捌町玖段・在家伍宇・山野陸拾肆町伍段坪付見事、配分狀

右、以亡父宮原五郎頼重跡所配分也者、早守先例、可令

掌之狀、依仰下知如件、

元亨三年十二月七日

（北條高時）  
相模守平朝臣（花押）  
（北條貞顯）  
修理權大夫平朝臣（花押）

十二月廿日  
謹上 衾寢殿

（藤原定）



○六〇七 尾張義武書狀

救广郡人々依申談子細候、去十二日眞幸院ニ令出陣、同十六日對馬関田城措陣數ヶ所取候了、此別其界之事、被廻計略候者、可目出候、恐々謹言、

八月廿二日 （尾張） 義武（花押）

衾寢肥前守殿

○六〇九 菊池持朝書狀

對黒土薩摩守慇懃御物語候之由承候、眞実本懐候、所詮向後可申候、承候者喜悅候、恐々謹言、

五月二日 （菊池） 持朝（花押）  
衾しめ殿

○六一〇 村田経安・本田兼親連署書狀

○六〇八 藤原定□書狀  
其後久不令啓候、非本意候、雖無何事候、常ニ可申通与被相存候、依世上物念乍思無其儀候、所存之外候、隨而公方御使朝山殿狀御同様被進候、無案内之由、被申候、愚身之方まで被遣候、被進候上意其外此邊式とも、委細申度存候へとも、定朝山殿狀ニ被申候哉、毎時期後信候、恐々謹言、

從大友殿爲使節、同慈寺之東堂様、御下向候、御意趣者、御和与之一段候、伊東方之事者、被仰調候之由候、就之從和尚様尊書候、此間爲國様讚州御談合候、幸之時節候、無爲可被仰合事可然候、委細者從御兩所可被仰候哉、恐々謹言、

十二月三日 （本田） 兼親（花押）  
（村田） 経安（花押）

兼親（花押）  
村田  
経安（花押）

祢寢殿御宿所

○六一一 町田助久書狀

一日如進愚狀候、細く申候了、抑先度御申間事、御狀を志布志に遣候處ニ櫛間事と申、又ハ大寺入道依身上無沙汰候、重可申にて候者愚身參候欵、不然者狀をも可遣候、近日田代ニ罷越事候者、早く可令啓候、尚く入御見參ニ、諸事申承度候、每事期後信候、恐く謹言、

八月十七日

助久(花押)

祢寢殿御方

○六一二 永久書狀

不断可申入候間、愚狀之躰、可有御免候、

先日若本殿御越之時、預御音信候之条、恐悅至極候、兼又日向陳御帰之時他行仕候て不懸御目候条、日来非本意相存候、雖不断不申入候、聊不可有等閑候、御同心候者、尤所仰候、愚身所存之通、持富三河守殿御存知事候、便

宜之時者承候、自是可申入候、每事期後信候、恐く謹言、

九月廿八日

永久(花押)

祢寢殿御方

○六一三 島津忠朝書狀

又肝付迄頸之注文早く被給候、祝着仕候、從忠與近日飛脚候つ、彼方思案之由承候、肝要事候、無何事候、其方弥別而可被相談、

就指宿御合戦、御祝之爲、又者箭之御礼、旁、從是進使僧候つ、定而參着候哉、每度御懇之至喜悅不少候、先礼如申候、指宿之人衆究竟仁共候、難儀推量仕候、於所く御勝利而已候、武運之謂、御羨敷候、此勝如何にも、御愼可然候、仍北郷方之所如承候、于今むさゝにて候、但約束之子細候、可有如何候哉、肝付方之趣、分別不申、依之尾州茂被見合候哉、我等弓箭更以不被取候、御察之前候哉、將又鹿屋之事、越後入道迄、被仰越候由、得其心候、衰珍へ此間無音罷過候、何様近日可申通候欵、御

心中趣令申候ハ、追而可啓候、恐々謹言、

六月廿一日

（鳥押）

忠朝（花押）

禰寢殿

御返事

〇六一四 貞景書狀

誠不寄存知預御狀候、委細令拜閱候、殊面革十枚被懸御  
意候、祝着無他候、自然御物詣之時可預御尋之由候、是  
又本望候、仍包丁刀貳拾枚并髮挾貳・爪打刀貳枚濃州関  
銘在之  
令進之候、於向後者連々以便風互可申承候、餘事期来音  
之時候、恐々謹言、

閏八月十七日

貞景（花押）

禰寢大和守殿

御返報

〔表紙〕

禰寢氏庶流文獻 卷二  
今川了俊書狀等

禰 寢 文 書 六

〔原表紙〕

禰寢氏庶流文獻

卷之二



康永三年八月十日

建部清武(花押)

○六一五 建部清武讓狀

奉讓 惣領祢寢殿所ニ

大隅國祢寢南侯郡本内地屋敷山野等、并光松名田園

山野等、同佐多西方三分及當國桑東郷武安名事、

右於田地屋敷山野等者、清武相傳所領也、而世間依老少

不定、相副調度證文等、所奉讓舍兄祢寢殿也、次女姓懷

妊候、縦雖産子候、亘爲御計候、又但母尼御前一期之間

者、可令知行給之由、奉讓候也、於其後者、限永代可有

領掌候、仍讓狀如件、

康永二年十二月廿八日

建部清武(花押)

○六一六 建部清武寄進狀

いたはりのあひた、存命不定におほえ候、仍爲訪亡父行

智(提脱カ)苦清武知行分田地内參段、僧齋料寄進したてまつらんと

存候、いつれの田地にても候へ、御はからひととして、

あてをこなへせ給へく候、仍爲後日之狀如件、

目安

○六一七 祢寢久清代彈正忠信成申狀

祢寢右馬助久清代親類彈正忠信成申

右依奉成將軍家御方志大將御下國之間、爲惣領久清代企

參上着岸寺江之津仕候之處、酒見城中及難儀之間、可致

合力之由、依被仰下、去九月廿五日以信成乗船罷向彼在

所、追拂敵船等同日仁被入兵糧米之条所見也、又同廿八

日可被入重兵糧米薪木等之旨、就于蒙仰遂其節無相違被

入御用物早、其後中間至于六ヶ日、令致警固之条、嶋津

四郎存知早、隨而且達上聞候之上者、預御證判末代爲備

龜鏡、目安言上如件、

應安五年十二月五日

今川仲秋  
承了(花押)

○六一八 今川満範軍勢書下催促

參御方、致忠節者、可注進狀如件、

永和二年二月九日

（今川満範）  
兵部大輔（花押）

衾寝次郎三郎入道殿

○六一九 崇麟書狀

新年御吉慶目出度雖申籠候、尚以不可有盡期候、珍重と、

抑此冬安居無子細當所ニ候、隨而近日可罷立候、參候ても面々入見參度候へ共、遠所ニ候間、無其儀候、何様中國邊暫可逗留仕に候間、重て可令啓候、兼又竜澤庵主老僧一兩人奉越候、一向被懸御意候者、恐悅之至候、委細此僧達可被申候哉、恐惶謹言、

正月十八日

崇麟（花押）

進上

（衾寝）  
北殿

○六二〇 今川了俊貞世書狀案

（端書）  
二揆入、中御案文到來十二月廿七日

先立委細申候之處、相良近江守爲物詣來候、其方事、委申候、悅入候、就其者、此御一揆事、爲將軍家、隨分面々被致忠節候間、就惣別目出候間、向後面々御事、一向愚身か如自訴可申行候由、以起請文申候き、但氏久參陳事故ニ、面々身か事御恨之由、傳承候、驚歎入候、如元更々不存私曲候間、身のそんをもかへり見ず、公方御ためニ申行にて候、就中大隅・薩摩國并氏久・伊久跡等、愚身拜領仕候、幸ニ今度此輩の對治の御沙汰ありけに候間、私を存候ハム、尤此次對治せさせ申へきにて候へ共、且めんくの御ほねをりもいたハしく、又天下のため、一方無爲ニ落居候ハム、菊池以下對治も、又たやすかるべく候間、申行にて候、但氏久以下尚御用ニ立候ハす、又面々の知行地等、成煩候者、しこうしたるべく候間、何時にても候へ、可加治討候間、そのためニ、

一揆の人々、御心を一にし候て、我等ニ御同心候ハム、  
しこうまでもめてたかるへく候也、若御一揆中ニ一人も  
氏久などに又御同心なども候てハ、此間の御忠無ニなる  
へく候、氏久参進いたし候ハム、あれハあれ、これハこ  
れの事たるへく候間、各々の御忠たるへく候、あなか  
ち氏久きちそくあるへき事ならずによりてこそ、此たひ  
もかく別の御忠もある事にて候間、向後別して御忠をい  
たさるへく候、条々京都ニ申入へく候間、すへて氏久等  
か任雅意事ハ、せさせましく候、たゞ公私のため一揆を  
かたく弥御まほり候へく候、其下にて我々能く行申すへ  
く候、しかしながら、天下のためしそのためニ兵部大輔(今川滿範)  
可上落之由、申候へ共、「ハ」、御扶持候て、御合力  
にもなざるへく候、氏久等か安堵ハ、當時の振舞ニより  
候て、京都にも御さした候へく候ほとに、未定候也、御心  
候へく候、恐々謹言、

(永和三年カ)  
十二月十五日

(今川)  
了俊御判

一揆人々御中

(十二月十三日付ノ同案文ニハ「ハ」部分ニ「重てとゞめ置候也」トアリ)

〇六二二 今川了俊貞世書状案

(前カ)

懸置所なく候とも、御もちもあるへきにて候へ、さや  
うの事ハ連々ニ承候て、さたし候へく候、そのほとも  
御ひらうおしハかり申て候、かなしく候、せめての事  
ニ、御方御心さしふかき人々の方ニ、その御合力の  
事を、所望し候て、状を面々につかハし候也、扶持し  
申され候也、面々の力にもなし申され候へく候と、申  
遣候、

(前類)

一相良近江物詣のために来て候、嶋津か左右のほとハ、  
不可然候ほとに、とゞめ候て、そなたニ返遣候ハんと  
申て候へハ、多年大願にて候、且ハ私御祈禱たるへく  
候にて、おして立て候人をつかハして猶とゞめ候つる  
也、とても嶋津事年内正月十五日のうちニ、事の様見  
えへく候間、その時分ニハ近江守も下あひ候へく候よ

し、かたく申候也、凡ハ氏久めしいたし候とて、我々  
 かひか事のやうに申候て、恨ことき候へとも、もと  
 より天下のためハかりを存候てこそ、御方忠の人々を  
 も、親子のことくには存候へ、かやうの事、すべて身  
 の私なく候、その下にて忠人々をハ、面目候やうに申  
 行、不忠の人々をハ向後忠を致やうに、とりなし候へ  
 きためにて候を、あしさまニ心えられて候人々ハ、一  
 定我々をも恨候へく候、八幡天神も照覧候へ、氏久以  
 下をしやうくわんし候て、忠の人々を（救む）仕事ハ、ある  
 へからす候、そのためニすてに、此人々の一揆ニ入候  
 よし申候上ハ、いかてかうたかハれ候へきと存候、  
 一今までそれニ堪忍して候人々の方へ、御感状をもつか  
 ハし候、御つけ候へく候人の代官ニハ、しやうはんの  
 方へ申つかハし候也、  
 一土持三川守跡兄弟相論事、無勿躰候く、これハかね  
 てきよて候事にて候、父かゆつり明白ニ候を、三川太  
 郎以下、舍弟等一ニなり候て、孫太郎を失候はんとし

候はん□の事にて候間、一族并同國人々ニ、舍弟を扶  
 持候へと、申遣て候、

一宇津宮か事、忠も候ハぬ間ニ、人々ハ候へとも、すり  
 を（つ）てハ法の下にて候間、いかてか、此一人ハかりきめ  
 られ候へきにて候、免候新恩重の事こそ、知行叶まし  
 く候へ、本領事ハ、もたせらるへきにて候、たゞし重  
 の御さたハ（し）すらす候、まつめしいたされ候事ハ、人々  
 さ々へ申され候ハム、かの城ニハそれより、人をせう  
 くくさしつかハしてもたせらるへく候、その身ハそれ  
 ニ參陣候へと、かたく仰候ハム、可然候、尚々もし嶋津  
 參陣延引候ハム、これより申までも候ハす、一揆の人  
 々めされ候て、勢をまとめられ候て、御注進候へく候、  
 さ右を可申候、

一此一揆の人々の中ニも、若氏久以下參候上ハ、なにと  
 て立帰候て、氏久ニ同心なとせられ候人候ハム、此間  
 の忠ハ、無成へく候、其故ハ我身のたゑかたく候、ま  
 た御方仕候、今ハ又、氏久ニきちそく候はんハ、此ほ

との心中も、兩様を兼たるニあたるへく候間、いかて切替たる御方とハ存候へきなれハ、相構く此ほと御方の人々ハ、一人もそまけずして、御手ニ付候へと、仰候へく候、氏久眞実々御方仕へきにて候ハム、面々の人々をも、此まゝにてそさしおき候はんすらん、若内心猶野心候ハム、此間の一揆中をも、そまかし候て、事を破候へんと、あてかふへし、たとひさやうニすかしとりて候とも、眞実ハすへて、此人々をハ、よく思候ましく候間、御□にはしおとさるへく候間、とても一度切替て、御方仕て候功を、相継候やうに、みなくふるまわれ候へと、仰候へく候、いかニ氏久無念存候とも、けニは此間の一揆たニも、そまけ候ハすハ、何の煩も候ましく候、そのためニ氏久かふるまいニよて、京のあんとは定へく候間、身か私の御教書ハかりにて、めしいたさすにて候、心にわけて御もち候つらん、久庵主心安候て、下て候へハ、事書のほかの事とも、さたせられ候けに候、無念候、すへて如

此ニハ少もわたくし候て、かなふましく候、うたてし  
く候く、たゝ兩方の事書ニまかせらるへく候、人  
の申候よるへからず候く、くハしく此僧ニ申て候、  
又おりふし候ほとに、あふき十本まいらせ候、尚く正  
月十五日過候ハム、菊池ニつめ候へく候、そのほとも、  
能く御堪忍候へく候、嶋津か事ハ、これへ付候へんま  
ても、不定とおほしめし候て、御用意候へく候、恐々  
謹言、

(永和三年九)

十二月十四日

(今川)  
了俊在判

(今川滿範)  
兵部大輔殿

○六二二 今川了俊<sup>貞</sup>書状案

(首欠)

の中ニ状を一通したゝめてつかハし候也、この分にて  
尚よくく仰候へく候、所詮此後氏久・伊久非儀をい  
たし候ハム、一揆の中より申候にまかせて、京都にも  
申入、又わたくしとしても、一揆人々をみつき候へく

候、それニつきてハ、御分上洛候へきよし、御申候、返々あるましき事にて候、その故ハ、氏久かふるまいちかひ候ハ、何時もやかてをしかけて、さたし候へく候間、此仁か父子の間ニ、在陳し候ハ、國にてハすへて、任雅意たる事、し候ましく候間、とりしつめ候て無爲ニ候ハんときこそ、御上洛も候ハんするにて候へ、そのほとハ、一揆人々と一所にて、このさ右を御待候へく候、もし氏久無爲ニふるまひ候て、これニ在陳し候ハ、其時ハ一揆の人とも、これへめしのはせ候へく候、その時ハ御同道あるへきにて候、とても此人ニ我々ハ、永く同心し候へく候間、身か代官ニ御下向候上ハ、それニ御わたりあるへく候、それニつき候てハ、御料所も候へて、いたわしく存候へハ、一揆人々の力をもて、扶持し申され候へと、申つかハし候、就是非氏久ハ父子の間ニまゐりて候ハ、弥事を堅くこれにて申付へく候、國にてミタリの事仕候ハしと存候、人々本領事、かつて煩候ましく候、こ

のたひの新恩預所等事ハ、闕所にて候ハんする所ハ預狀に任せて、もた候へく候、嶋津か跡ともに給て候人々ハ、替を京ニ注進申候て、はからひ候へく候、降参の法にて候之間、本領當御代の恩賞の地なとハ、可返付候、この間押領して候つる所々の事ハ、此次ニあらためらるへく候間、それも嶋津人々参陳候て後、これにて堅申定へく候を、國にてとかく兩様<sup>方</sup>仰られ候ハんにハ、又事ミたりに成へく候、所詮参陳を待申候へと、此人ニ仰候へく候、おい四郎に委細申て候也、定可申候欵、そのためニ事書をもたせてまいらせ候也、一久庵主、その御事をあしさまニ申候らん事、比興ニノノしられぬ事にて候ハぬニ、かやうに申候ける事、うたてしく候、此ついでに、けんもんよりして、から物まらけられ候ハんとせられ候なと、此へんにもきこゑて候、あさましく候、嶋津かふるまいハ、此人の引汲にハよるましく候かと存候、何さま嶋津参陳し候ハ、毎事ミ多候へく候間、一揆の人々のさへ申さ

れ候事ハ、不可然候、いづれも天下の御大事ニあふま  
てたるへく候、忠の人々を私のいすにてわつらハしく  
(意趣)  
候ハん事ハ、又かたく申付候へく候、

一御方の人々の、一所懸命の地の本領ハし、此間氏  
久をさへて候事ハ、申遣候、此状をそれよりつかハさ  
るへく候、

一小田此間連々なけき申候へとも、それより御とり申候  
ハてハ、用ましきよし、申遣て候、定それへなけき申  
へく候欤、この一人めし出候へても、不便ニ候へとも、  
多良木かたく申候之間、さしをきて候、多良木ニ能々  
仰候て、いかなる起請文をかませ、こんかうせさせ  
られて、めしいたさるへく候、近江守にも多良木にも  
くハしく仰候へく候、此人ととり申候ハム、彼めんし  
候へく候、

一いきの人々めん／＼に申され候ほとに、ミな／＼返事  
つかハし候、この名字しるされて候、着到をやかて京  
へ進候也、明後日長瀬の式部を上候ほとに、むねとこ

の事を注進申候也、

一こなたの事ハ、明年正月十五日過候ハム、菊池せめ候  
へく候、年内ハミな人々つかれて候ほとに、さしをき  
て候、大内新介明日目野ニ立候へく候、  
(義弘)  
(肥後)

一久庵主又氏久・伊久方への状、同ニて候、御つけ候へ  
く候、

一官途以下御申の条々道やりて候へく候、恐々謹言、

十一月廿二日 了俊(今川)

(今川満範)  
兵部大輔殿

〇六二三 今川了俊貞世書状案

伊久・氏久可參之由、申候間、不日ニ可參陣由、以久庵  
主申遣候、若參候者、今度嶋津をそむかれ候て、御方ニ  
て忠をいたされ候人々の御事、いかに嶋津意恨あるへ  
く候間、將軍家の御意のとほり、かたしけなく候、めん  
／＼の御事を、感じおほしめされるゝ間、我らも心の及  
ハ、同心申候て、志こそをも申へき也、又御家をもたて

申へく候間、向後ハ一味同心申へく候、所詮今度嶋津を  
そむかれ候つる人々、於國ミなく御一揆候へく候、そ  
の隨一ニ我らも入候て、ちからを合申へく候、恐々謹言、

（承和三年乙）

九月十五日

（今川）  
了俊御判

御方深重の

人々御中

○六二四 今川了俊<sup>世</sup>貞書狀案

一今度於都城合戦事、依面々油断及難儀候、爲公私無念  
候、殊更御一揆中數輩打死御生界無念此事候、於今者、  
氏久とても永代不可爲御方上者、面々御運を此時ひら  
かれ候欤、不然者、我々可失本意にて候へく候間、  
就是非今一度、御発向可然候、其子細山東人々方にも、  
かたく申遣候、此時無自身合力之儀者、自今以後、此  
人々自訴以下事、京都ニさ々え申へく候、且ハ氏久同  
心と可存候間、參陳の有無、又志の浅深を、以起請文  
を可注進候由、（今川滿範）兵部大輔方ニ以事書申遣候也、定面々  
にも、ふれ申へく候欤、氏久か事ハ、御一揆中者、殊

更ニ（意趣）いすふかき御事ともにて候、このたひ油断人々候  
て、或ハ帰宅、或ハ不同ゆへニ、氏久得勝利ハ、無念  
候、雖然於今者、定いすふかき御事たるへく候間、今  
一處身命をすて候へきよし、兵部大輔か方にも申つか  
ハし候へく候也、凡氏久か事ハ、大隅國など愚身拜領  
候故ニしう心ふかく候事ハ、あなちなく候、た々一  
揆人々の御せんとを、うしなハれ候はん事、いたハし  
く存候て、ひたそら（す）御合力と存候故ニ、兵部大輔をも  
進て候、日本國中大小神も御罰候へ、身のためならず  
候、兵部大輔も多分退屈して候けニ候へとも、就是非  
候て、氏久か頸をミ候か、見せ候欤、二ニ一たるへき  
よし申遣へく候、かた々々の御ためニ進候ぬる上者、  
相構々々めん候の御身のためニ、此仁か事も御扶持候  
へく候、よろしく今度今一御籌策かなふましく候ハ々、  
所期あるましく候間、兵部大輔をもめし返候へく候、  
よろしくそなたのやうニよるへく候、  
一伊久海上不通ニ付て、在陳難儀候とて、いとまの事、



兩度申候つれとも、今時分不可然候よし申候て、とゞめ候了、

一京都御事、土岐御不審事、御免候間、去月四日子共參洛候云々、佐々木・京極一人御不審由云々、氏久事此仁一躰候へく候か、如此成行候間、悦入候、めんくゝの御ためにも、定御悦喜候哉、恐々謹言、

(康暦元年九)  
壬四月三日

(今川)  
了俊御判

一揆人くゝ御中

○六二五 今川了俊貞事書案

条々康暦元年  
王四三

一氏久對治事、重て御方軍勢を令催促、不日ニ可被致沙汰事、

一揆人々事、云先度不參申候輩と、云在陳堪忍人々、

相(其之)彌可被致忠節候由、可被仰事、

一日向山東人々、於今度者、令兵部大輔同道、(今川滿範)自身可被発向候由、堅仰らるへき事、

一若今度不參人々あらは、所詮氏久同心と存へき上者、以起請文を不日の有無を申さるへく候、令京都注進自訴を申とゞむへきよし、ふれ仰らるへき事、

一今度若御方人々大將ニ同道の事、無沙汰にあらハ、三ヶ國事對治所期あるへからさる上者、其有無ニ付て、大將帰參せらるへき事、然者自今以後、大將をさしつかはず事あるへからさる也、然間其身の忠といひ、私の心さしといひ、今度大將相共ニ、出陳あるへきよし、仰らるへき事、

以上

御判

自探題御方一揆人々中へ被遣狀案、同御事書案、

○六二六 今川了俊貞事書狀案

自是可進人候之處、此便悦入候くゝ、条々申候、

一氏久參陣事延引候、兼て思まうけたる事にて候、伊久ハ可參候欵、これも更ニ久庵主より左右を不申候間、

これより早舟にて尋遣候、此左右により候て、やかて  
 氏久事可對治候、まつ御方人々不残三侯ニ馳寄て、こ  
 れの左右をまたるへく候由、申遣候、此下にてかたく  
 さいそくせらるへく候、就是非御方たる人々一人も  
 在國せられ候ハ、向後自訴等事、御注進候ましく候、  
 かたく定仰らるへく候、

一 氏久事、久庵主何とく□ハかされて候やらん、すくニ  
 京へ吹挙申され候て、氏久か分國、并ニ所領等の安堵  
 を申されて候ける程ニ、探題注進も吹挙も候ハて、直  
 ニ氏久と久庵主申て候事、比興也といふ御意にて、是  
 の代官齊藤兵庫を公方ニめし出され候て、此事心えか  
 たく候、いそぎ々九州ニたつね候へと、仰候ける  
 とて、正月廿六日狀一日下向候間、いかにもかやうの  
 公方の御意をきま定候て、氏久ハ手返して候やらんと、  
 すいして候、久庵主も任雅意でせられ候て、面目なさ  
 候ハし、これハ何とも申候ハぬかと存候、かやうの事、  
 たつねつかハして候也、ふしきのそら事のミ、それニ

て此人申ける、今ハいとゞ思しられて候々、それ  
 の御事を、さたのほかの人にて、御わたり候、我扶持  
 し申て候しなとゞ此僧申けり、ふしきに存て候へハ、  
 一定さやうにも申て候けると、今こそ思合て候へハ、  
 おかしく候々、氏久か狀の礼なども、以外ニ尾籠  
 ニ書てまいらせ候、なかあさましきる中人ニ成ハてて  
 候、けに々いふかないなくこそ候へ、我が事ハ、將軍  
 の御身をわけられて、くたされ申候間、誰人もいやし  
 まれ候ハしと存候、その御事ハ、又我々かためまさ  
 しく又いとこにて御わたり候そかし、我々よりも先生  
 にて御渡候間、その御事をさけ申候はん人ハ、まし  
 て身か事ハ、犬からすと存候ぬ、なげき入て候々  
 さすかに我々か事、その御事、日本國ニかくれ候ハ  
 ぬ候、その國々かきりて御あしもとさかり候らん事、  
 おかしく存て候、かやうの事、御みまに入らるましく  
 候、犬はゑたる事、物にて候へく候、

一 氏久か事ハ、たとい參陣も仕候へ、又まいいり候ハさら

んニ付候ても、大隅・薩广の人との事ハ、此次ニ別して直々將軍家をいたゞき申やうにふるまい候ハ、家を立、弓矢をあげ候へく候間、ミな／＼とりはなちて、めしいたされたく候、一日承候し人々大切ニ、いそぎ／＼めざるへく候、そのためニ御教書并内侍等、したゞめてまいらせ候、いそぎつかハされへく候也、

一 氏久か家人等、此間所々の御方、城々忍そこないて候事、ふしきニ候、將軍の御罰をかふりたる仁にて候間、かやうの事、本意とけかたかるへく候、これニ付候ても、いそぎ／＼御方人々、一所ニめしとゞのへらるへく候、城々の合力事油断候ましく候、ちと無沙汰人々、かやうにきこえ候、などや御申候ハぬやらん、それの御事を人のうつたへ申という事ハ、八幡も御覽候へ、無跡形候、今までハ、何も不承候、向後もさやうの事、人の申によるましく候、諸ハ実ニよるにて候へく候、

宇津宮城事、先日申て候しかとも、すくニあけて候な

れハ、これ又目出候、城持候ハすハ、此後野心候ましく候間、此仁かためも可然候、

一 おあい<sup>(天始良)</sup>ら申候事、状をしたゞめて進候、

一 久米兄弟中、私合戦事御留候条、返々目出候、これハたゞ事にてハなく候、御方の心安御勢をついやし候ハんためニ、野心の輩のたくむ事かと存て候、所詮不日ニ、ミな／＼それへ參陣候ハ、与力人候ましく候間、おのつから私事可止候、いそぎ仰候へく候、これよりも一日ハや申遣へく候、

一 此方事も今月中ニ、筑後・肥後可對治候間、来八日罷立候、御心え候へく候、大内新介<sup>(義弘)</sup>も此間これニ候つるか、又目野<sup>(肥後)</sup>ニ帰て候、大内三郎も、近日又可来候、目出候、恐々謹言、

(永和四年之)

三月五日

(今川滿範)  
兵部大輔殿

(今川)  
了俊御判

○六二七 今川了俊<sup>貞</sup>書狀案

嶋津越<sup>民心</sup>後守、同上総介等、可參御方之由、望申京都處、無御免候之間、於今者大隅・薩<sup>薩</sup>兩國事、闕國候間、愚身望申候也、雖然面々無御同心者、中々不可申給候、若又可御用者、就此御左右、可申給候、相構早々ニ面

々御所存を承候者、可喜入候、恐々謹言、  
(永和二年乙)  
五月廿五日 了俊<sup>(今川)</sup>御判

大隅國人々御中

○六二八 今川了俊<sup>貞</sup>書狀案

くハしく承候了、

一 氏久事、もとより心おちある物にて候、伊久ニちうさくせられて、まいるにて候間、定留候欵、そのためニさいそく狀進しふれ仰候へく候、そのの御身ニあて候御教書まいらせ候、此下にてふれ仰候へく候也、今一通狀をまいらせ候、それハそれにて、人々にミせられ候はんも、くるしかるましく候、つゐてニ人々に、心

えさせ候はんためも可然存候、祢寝ならひにさこ田<sup>(追)</sup>か

事、たとい氏久まいり候とも、それにつけてもこなたニめし出され候て、此次ニとりわけ、直ニ公方ニ忠をいたし候やうに、ありたく候ほとニ、重て御教書ならひニ内書つかハし候、いそき々々現形せさせらるへく候、

一 おあいら申事、一道さたしつかハし候、此下にてよく<sup>(大始良カ)</sup>

く々仰候へく候、

一 肝付出羽方へも、文をくハしくつかハし候、御すかし候て、弥御用ニ立らるへく候、

一 高木申候嶋津院以下の事、嶋津參て申とも、尋申候て、さた候へく候、そこつニ候ましく候、心え候へく候、

一 末吉方にも、狀つかハし候、よく々々堪忍候へと、仰候へく候也、とても御方勢をととのへられ候へハ、今

一 左右ニより候て、氏久可對治候間、待申候へと仰候へく候、

一 それへの御合力事、未進人々方へ、尚此僧をやとい申

候て申候也、

一 土持兄弟論之事、無勿躰候、兩方いそぎ參陣して、く  
ハしく申候へ、國にてとかくミタリの事候てハ、向後  
きた不可用候、凶徒たるへきよし、かたく仰候へく候  
也、

一 <sup>(數)</sup>しきねか事、御申候、尤と存候、まつ一所相計候、つ  
かハさるへく候、

一 土持宮犬事、重てことに忠をいたし候へと、申つかハ  
し候、

一 <sup>(兼)</sup>あし北さしき申事、心え候へく候、相良<sup>(前懸)</sup>近江申事候し、

此仁下向候ハ、委心えてたつね候へく候、

一 此仁事、下向候時、これにてくハしく心中き候て、

はからひ申へく候也、恐々謹言、

<sup>(永和四年九)</sup>三月五日 <sup>(今川)</sup>了俊御判

入野殿

〇六二九 平千代熊丸書狀案

雖無何事候、連々可申承由乍相存候、依不容易路次候、  
無其儀罷過候之条、背日来之本意候、就于其候て、此界  
事、難儀今之時分候、度々如令申候、其界急速一途御合  
力候者、就于公私悦喜之至候、抑京都御教書、被成下候  
て、國之合戦可閑之由、嶋津伊久并玄久方<sup>(氏心)</sup>雖被仰下候、  
如今者、公方不申信用候哉、適大將御座候へハ、御申候  
て、其邊事思食立候ハ、可目出候、此等之次第、御同心  
候ハ本望候、心事期後信候、恐々謹言、

八月廿六日 平千代熊丸

謹上 和田殿

〇六三〇 近衛植家御内書案

「以下四枚一通」

依無差題目、不申通、背本意候、抑一乱以來、不弁之儀、  
過推察候、旧好異于他子細候之間、此時一段預合力候者、  
可爲祝着候、併芳助頼入候、猶九澤軒可有演說候、諸事

期後信候也、狀如件、

〔天文三年ノ誤也〕

【附箋】

永正八年辛未 卯月廿七日

判御親父近衛殿様也  
而御判計也

鳴津豊後守殿

（宗朝）

【附箋】

近衛尚通 時ニ内寛  
兵仗如故

雖比與候短冊書進之候、

○六三一 近衛植家御内書案

好便之条、令啓候、抑國中無事之由、尤珍重々、吳于他  
由緒之儀候之条、別而可申通之處、無音無心元候、仍此  
短冊惡筆雖其憚多候、書進之候、將又以九澤軒申候儀、  
馳走憑入候、巨細猶長英朝臣可申候也、狀如件、

【附箋】

永正八年  
大守忠治時代 四月廿七日

近衛殿

判

鳴津豊後守殿

【附箋】

近衛植家

（本文書ハ、「旧記雜錄附録一」二八五号文書ト同文ナリ）

○六三二 進藤長英書狀案

〔天文三年三月十日義輝出生ノ時ノモノナリ、花見〕

【附箋】永正八年三月五日足利義澄男義晴ヲ近江九里某ノ家  
ニ生ム、之ヲ赤松義村ニ托ス

以幸便令啓候、久御無音、実被背御本意候、定而聞召及  
候哉、公方様御祝言之事、被遂其節、去三月若公方様御  
誕生候、天下太平基御家門殊御大慶候、自然相應之儀者、  
被申入、聊不可存疎意候、抑数年都鄙念劇御家門領等、  
不慮相違候、言語道断候、如今者、忽可及御断絶候、歎  
入候、御由緒吳于他御事候、此時涯分被廻御計略、被合  
力申候者、公私所仰候、此等之次第、態可被差下御使節、  
御有増之折節、九澤軒下國候之条、雖被堅辞之、被言傳  
御書候キ、短尺御筆同禪閣御書短尺十首御筆乍御憚被下  
候由、得其意可申旨候、可得御意候、恐惶謹言、

【附箋】永正八年 卯月廿七日

長英判

謹上 鳴津豊後守殿御館

〔裏付進藤筑後守〕

（本文書ハ、「旧記雜錄附録一」二八四号文書ト同文ナリ）

○六三三 進藤長英書狀案

〔附箋〕 忠兼永正十七年辰六月十五日任修理大夫享祿元年更名勝久

雖未申通候、以事次令啓候、就御家門御由緒、連々匠作被仰通候、御無案内之条、于今御無音、被背御本意候、仍以御書仰候、并五明三本得其心、可申上給候、抑近年依部鄙念劇、御家門領一向有名無実候、公私零落過賢察候、以舊好匠作御助成之事、被仰懸候、同被馳走申候者、可爲喜悅候、併御憑之由仰候、恐々謹言、

〔附箋〕 大永五年乙酉九月二日 比ナラン

嶋津豊後守殿

長英進藤筑後守

○六三四 島津忠朝書狀案

御札具令披閱候早、抑就修理大夫、蒙 尊儀候、至私被成 御書候、誠過分之至候条忝、并五明三本拜受、畏頂戴、賞翫吳于他候、兼又都鄙之念劇、御領等御不意之儀承候、定忠兼可致馳走候哉、可準彼儀候、此方干戈之轉

變、亦御使節可有奏達候也、雖些子之至候、墨一丁円形鱗形、

香一斤令進上候、萬可然様御執申憑存候、恐々謹言、

九月四日

〔島津〕 忠朝

進藤筑後守殿御返報

〔附箋〕 大永五年乙酉比ノ九月四日ナラン、是處種家為関白氏長者(四月五日)

(本文書へ旧記雜錄前編二一九八四号、旧記雜錄附録一三二七号文書ト同文ナリ)

○六三五 興宗寺算田帳

興宗寺算田帳事

合 應永五年寅三月十六日

風田	三段卅代二所合	弥三郎	三年	彦六
丁田	二反卅代内二反不作	五郎太郎	今市	大夫二郎大夫
ノキハ	二段 不作	覚圓	高田□ツツケ	又四郎
神屋寺	一段 年作	妙義	町田	六郎太郎
今市	一段十代	市法	丁田	分田
分田	一段十代	六郎三郎	二段	三郎五郎
升代	一段十代	カケハシ	升代	〔祖カ〕
来迎寺西	一段十代	ひこ二郎	十代	〔住〕
十代				〔ウケン〕の 弥次郎

四ツ下入口  
卅代

よこまくら

一段 本錢返

〔谷前庄左衛門殿  
一段 不作〕

妙義

已二町一段并五代

三郎五郎

ほうしかつ分  
一段 本錢返

又二郎

一頼経宛給

祕寢院内参村、大祕寢 濱田 大始娘（良）

桑東郷 田島者、在坪付抄帳、

一頼利宛給

贈雄郡所領田島者、在坪付抄帳、

一権大掾頼貞宛給

祕寢院内 参村 田代 志天利 佐多 在坪付抄帳、

一女子宛給

小川院所領田島者、在坪付抄帳、

一弟頼重宛給

吉田院所領田島者、在坪付抄帳、

一弟女宛給

桑西郷所領田島者、在坪付抄帳、

右件田島等、任先祖所領各所相傳之狀、宛給如件、但可

蒙國判、仍注事狀、以解、

治曆五年正月廿九日

〔在判〕（藏書） 法名佛子寂念

俗名散位藤原頼光在判

在嚮集とかく進候、心外候、殊更落字落行之爲躰、中々  
狼籍之模様候、來春被上國時、書直し申度候、委事  
宗岩かたより（釋山久高） 枕權左衛門尉まで申下候間、的便に可示預  
候、かしく、

十一月十八日

〔近衛信尹〕  
〔花押〕

嶋陸奥守殿

○六三七 藤原頼光所領配分帳案

〔端裏書〕  
〔頼光所領配分帳案文治曆五年正月廿九日〕

謹辭

宛行所領田島等事



○六三八 大隅國權大掾建部親助解

(外題)  
「如申狀者、行道之所企尤謀反之至也、可停  
(中原師光)  
止其妨之、(花押)」

權大掾建部親助解 申請 國裁事

言上薩摩國住人平行道、依爲妹夫、祢寢院南侯令讓渡

由無實子細狀、

右、謹檢案内、件南侯先祖相傳之所領也、而父賴親宿祿、

以去天永三年四月十八日死去之後、親助爲嫡男、請繼令

領掌之間、彼賴親存生之時、年々官物旁負物、蒙其責之

日、無術計、相副本公驗於新券、沽渡於伯父掾賴清畢、

以何證文彼行道可沙汰之由、可讓沙汰哉、尤大無実也、

若任愚意、行道可沙汰之由令申者、以去年十二月、於國

衙并正宮政所祭文由□、可令進上哉者、任実正言上如件、

以解、

保安二年正月十日

權大掾建部親助

○六三九 大隅國正八幡宮政所下文

正宮政所下 留守神人等所

可令致早事実者差遣神人等於沙汰祢寢院南侯村事、

右件村、貫主親助宿祿先祖相傳私領也、而府御領物并旁

負物等、親助其弁無爲方之間、適先祖所領也、非可沽與

於他人之由申、伯父御馬所檢校賴清所沽渡也、隨任彼渡

文旨、無他妨可領掌賴清之由、府國與判明白也、仍年來

令領掌之處、親助妹夫薩摩國住人平行道擬成妨之由、有

其聞者、事実者、早差遣神人等、可令致沙汰之由、所仰

如件、故下、

保安二年六月十一日

祝部 漆 嶋

執印大法師(花押)

權政所檢校息長(花押)

宮主 法 師(花押)

○六四〇 大隅國司廳宣

廳宣 祢寢院

可令早任府宣旨并公驗理以權大掾建部賴清無他妨領掌

衾寢院南俣内田島事、

右、得賴清解狀、令言上於大府之處、今年八月廿七日府宣、同九月廿九日到來云、件田島等、依相傳理國司可致沙汰之狀所仰如件、國宜知狀、依件行之事是上宣也者、抑就府宣、重召問本主故賴親嫡男掾親助之處、申云、依負物巨多、相副本公驗、渡與了、此旨去年進解狀又了、早可令賴清領掌也者、且任府宣、且依嫡男掾親助渡文之旨、可令領掌之狀、所仰如件、以宣、

保安二年十月十一日

大介中原朝臣(花押)

〇六四一 前大隅掾建部賴清処分狀

謹言

充行前掾建部清貞所分田島事

桑西郷内

横川院 皆尾村進本券、副本券一通

衾寢南俣内 作志木

志天利 作志木

四至限北國見郷 西限開關 東限山尾 南限大河

右件田島所分如件、

天養二年三月十二日

前掾建部(賴清)(花押)

〇六四二 前大隅掾建部賴高置文

謹言

進相模賴源園事

右、父寂禪(賴禪)存生時於衾寢院賴源園、限四至雖與賴高、小

川院殿園、東園適子清貞所分也、雖未兄弟互和融、件衾

寢院賴源園所分文適子清貞所渡也、仍小川院東園賴高可

所領狀如件、

天養貳年四月廿日

前掾建部賴高(花押)

○六四三 前大隅掾建部清貞讓狀

〔端裏書〕  
〔なかつたにのわたし〕□

財田得富謹言

讓渡進田畠地壹處事

在桑東郷内永谷村者

於四至者 在本公驗、

右件田畠地、限永年、于檜前太子所讓渡如件、乍云夫妻、  
内々有恩之故、彼田畠地永所讓渡如件、仍爲後日相具本  
公驗、所相渡也者、注事狀、以解、

久安四年五月九日

前掾建部〔清貞〕〔花押〕

○六四四 大隅國正八幡宮神官等解

正八幡宮神官等解 申請

申文事

請被殊奉爲 大菩薩御威不朽、且任度度言上旨、且依  
佛神事并領家御年貢物等對捍実、蒙御裁下停止重信称

寢院南俣地頭職子細狀、

副進 兩度御下文案

右謹檢案内、於件南俣者、建部□也、隨爲御神

領相傳地頭職等、申佛神事、申領家御年貢物、無懈怠令  
弁勤来之處、爲彼重信致非據訴訟、申賜地頭職、依令知  
行、神官等重信無理之由、去文治三年之比、勒子細依令  
言上、御下文狀云、如神官等申狀者、件所當宮御領也、  
爰重信地頭職之条、無其理之由云云、縱雖爲地頭職、於  
有限神役者、守宮下知任先例可致其勤、若致對捍者、可  
處重科之狀如件云云、依之雖不止神官等愁緒、任御宣下  
狀可令弁勤件役之由、令下知之處、偏〔相力〕巧謀叛、打返領  
家御使、不隨社家所堪、依不存公役等、同五年之比、重  
訴訟之時、同御下文狀云、重信追返領家使致濫行之由、  
有其聞、事實者、尤以不便、早可相隨彼使之下知、又於  
有限地頭得分、不可有領家使之妨、彼是之間、停止非法、  
任先例、可致沙汰之狀如件云云、但若重信不用此下知者、  
可處重科矣云云、依之雖加催促、乍拜見御下文、一切不

承引、所不弁勤有限恒例不退佛神事本役并御年貢物等也、爰社神官等謹存事情、冥者奉恐大菩薩御勢頭者可奉御下文狀之處、彼重信自本依爲謀叛人、如此無道之条、輒不可勝計哉、於巨細者、見度度御下文狀等者、望請御裁断、任先御下知旨、停止重信非分地頭職、以相傳地頭等被弁勤佛神事并御年貢物等者、弥仰憲法貴爲致神事忠勤、勒狀言上如件、以解、

建久三年九月 日

祝 柒

嶋〔自署以下同シ〕則重

宮 主 法 師 〔尋覚〕

宮 主 法 師 〔慶暹〕

宮 主 法 師 〔壽覚〕

宮 主 法 師 〔兼誠〕

宮 主 法 師 〔圓秀〕

宮 主 法 師 〔仁西〕

權座主大法師〔林快〕

權政所散位息長〔能清〕

御馬所檢校大藏〔良平〕

座主大法師〔覚源〕  
御供所檢校散位息長〔清道〕  
修理所檢校散位酒井〔助宗〕  
政所檢校散位源〔守平〕

〇六四五 大隅國正八幡宮神官等解

正八幡宮神官等解 申請 本家政所裁事

請殊且依度度 大府宣府國施行、且任先祖相傳所帶公

驗理言上 鎌倉二位家裁下、爲謀叛人菱刈郡重弘舍弟

重信、以無道、申賜御下文、令押領御神領祢寝院南侯

田島山野等子細狀、

副進 地頭等解狀并公驗調度證文等

右、謹檢案内、件南侯地頭職者、大隅國在廳賴清先祖相

傳所帶也、彼賴清死去之刻、處分數子、領掌之間、敢無

他妨、而以先年之比、寄進当宮畢、隨則勒子細、言上大

府之日、任寄文狀、所被成進宮大府宣并府國施行等也、

爰重信伯父高平、去承安三年之比、構諸謀計、賜 大府

宣、依欲令押領、重言上之日、可停止高平濫妨之由、又大府宣顯然也、於巨細者、見于度度 大府宣府國施行并地頭等解狀、望請 本家政所裁、且依先判等狀 且任相傳調度文書理、言上 鎌倉二位家、停止彼重信非職、以本地頭爲令勤行佛神事、勒狀言上如件、以解、

文治三年十一月 日 祝 柒

御供所檢校散位息長宿祢「清道」	座主大法師「覺源」	御馬所檢校大藏「吉平」	權政所大法師「印快」	權座主大法師「琳快」	宮主法師「仁西」	宮主法師「円秀」	宮主法師「兼誠」	宮主法師「壽覺」	宮主法師「慶運」	宮主法師「尋覺」	嶋 <small>(自署以下同シ)</small> 「則重」
-----------------	-----------	-------------	------------	------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	--------------------------------

修理所檢校散位酒井宿祢「助宗」  
政所檢校源朝臣「守平」  
留守散位藤原朝臣「實平」

禰寝文書 (齋藤直成氏所蔵)

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

禰寝文書 一

禰寝氏正統文獻外集 卷之一

〔元祖清重文獻六通〕

※ (二八〇)	建仁三年 八月 日	弥勒寺寺家公文所下文	.....	影写
※ (二六八)	建仁三年 十月 三日	大隅国正八幡宮公文所下文	.....	影写・系図
※ (二六九)	建永二年 三月 卅日	弥勒寺寺家公文所下文	.....	影写・系図
※ (二七〇)	建永二年 五月 十七日	大隅国正八幡宮公文所下文	.....	影写・系図
※ (二八一)	建永二年 五月 廿四日	大隅国留守所下文	.....	影写
※ (二八二)	承元五年 四月 日	大隅国留守所下文	.....	影写
※ (二八三)	建保二年 六月 十五日	大隅国正八幡宮神官所等解	.....	影写

〔三代清綱文献二通〕

※ (二八四) 貞應二年十一月 日 大隅国正八幡宮神官所司等解……………影写

※ (二七二) 二月卅日 北条泰時書状……………影写・系図・果図

〔四代清親文献二通〕

※ (二八五) 建部清綱讓状……………影写

※ (二八六) 文永十一年二月廿八日 建部清綱所領注文……………影写

〔五代清治文献一通〕

※ (二八七) 弘安十年 三月十日 沙弥善法書状……………影写

〔六代清保文献二通〕

※ (二八八) 元亨三年十一月廿九日 鎮西探題下知状……………影写

※ (二八九) 嘉曆元年十二月廿日 鎮西探題下知状……………影写

禰寢氏正統文献外集 卷之二

〔七代清成文献十六通〕

※ (四九) 建武三年 三月五日 足利尊氏御判御教書案……………東洋・影写・正譜・系図・果図

※ (五〇) 建武三年 三月十日 足利尊氏御判御教書案……………東洋・影写・正譜・系図・果図

※ (五一) 建武三年 三月廿六日 足利尊氏御判御教書案……………東洋・影写・正譜・系図・果図

※（五三）	建武三年 四月十七日	足利直義感状案……………	東洋・影写・正譜・系図・具図
※（二九〇）	建武三年 九月廿八日	足利直義御判御教書案……………	影写
※（五四）	建武四年 二月廿八日	足利直義感状案……………	東洋・影写・正譜・系図・具図
※（五六）	建武四年 九月十五日	足利直義御判御教書案……………	東洋・影写・正譜・系図・具図
※（六二）	曆應三年 五月廿日	少式頼尚書下案……………	東洋・影写・正譜・系図・具図
※（二九一）	觀應三年 正月 日	僧興融申状土代……………	影写
※（二九二）	觀應三年 八月廿二日	建部清成申状案……………	影写
※（二九三）	觀應三年 八月廿三日	尾張義冬挙状……………	影写
※（二九四）	正平八年 十月廿二日	僧興融請取状……………	影写
※（二九五）	四月 六日	大藏直平書状……………	影写
※（二九六）	五月 廿八日	大藏直平書状……………	影写
※（二九七）	八月 五日	今川滿範書状……………	影写
※（二九八）	十二月 八日	小石某書状……………	影写
〔八代清有文獻十五通〕			
※（二九九）	建武五年 九月十二日	島津庄政所下文……………	影写
※（三〇〇）	文和二年 十月廿二日	建部清有寄進状案……………	影写
※（三〇一）	建徳三年 二月 日	伴兼氏外二名連署契状……………	影写









禰寝文書 一一

禰寝氏正統文獻外集 卷之四

〔九代久清文獻<sub>下</sub>四十通〕

※ (三四六)	七月三日	今川了俊 <sub>世貞</sub> 書狀	.....	影写
※ (三四七)	七月三日	久清書狀	.....	影写
※ (三四八)	七月十日	今川滿範書狀	.....	影写
※ (三四九)	七月十二日	今川滿範書狀	.....	影写
※ (三五〇)	七月十六日	兼忠書狀	.....	影写
※ (三五一)	七月十六日	今川滿範書狀	.....	影写
※ (三五二)	七月十九日	今川滿範書狀	.....	影写
※ (三五三)	七月廿一日	今川滿範書狀	.....	影写
※ (三五四)	七月廿一日	野辺盛久書狀	.....	影写
※ (三五五)	七月廿二日	齋藤明真書狀	.....	影写
※ (三五七)	七月廿七日	今川了俊 <sub>世貞</sub> 書狀	.....	影写
※ (三五六)	七月廿五日	名和慈冬書狀	.....	影写

※ (三五八)	七月卅日	今川満範書状	………	影写
※ (三五九)	七月卅日	今川了俊書状	………	影写
		世貞	………	
※ (三六〇)	閏七月八日	今川満範書状	………	影写
※ (三六一)	八月三日	今川満範書状	………	影写
※ (三六二)	八月三日	今川満範書状	………	影写
※ (三六三)	八月十一日	彦子書状	………	影写
※ (三六四)	八月十四日	播磨守家秀請文	………	影写
※ (三六五)	八月十六日	平千代熊丸書状案	………	影写
※ (三六六)	八月十七日	名和慈冬書状	………	影写
※ (三六七)	八月十八日	今川満範書状	………	影写
※ (三六八)	八月十九日	今川満範書状	………	影写
※ (三六九)	八月廿一日	能登守右忠請文	………	影写
※ (三七〇)	八月廿二日	税所介祐義書状	………	影写
※ (三七一)	八月廿四日	沙弥昌賢書状	………	影写
※ (三七二)	八月卅日	建部久清書状	………	影写
※ (三七三)	九月十四日	今川満範書状	………	影写
※ (三七四)	九月廿一日	斎藤明真書状	………	影写

※ (三七六)	十月八日	野辺盛久書状	.....	影写
※ (三七五)	十月八日	今川満範書状	.....	影写
※ (三七七)	十月十日	今川了俊 <sup>貞</sup> 書状	.....	影写
※ (三七八)	十一月九日	今川満範書状	.....	影写
※ (三七九)	十月廿七日	相良為統書状	.....	影写
※ (三八〇)	十一月十九日	今川了俊 <sup>世貞</sup> 書状	.....	影写
※ (三七七)	十一月廿四日	斎藤明真書状	.....	影写
※ (三七八)	十二月六日	少貳頼尚書状	.....	影写・系図・果図
※ (三七八)	十二月九日	少貳頼尚書状	.....	影写・系図・果図
※ (三八二)	十二月十日	忠右書状	.....	影写
※ (三八三)	十二月十一日	今川満範書状断簡	.....	影写

衲寢氏正統文獻外集 卷之五

某書状断簡

六四六	十月三日	衲寢清平書状	.....	影写・正譜
六四七	六月九日	島津好久 <sup>挙</sup> 状	.....	影写
※ (二一五)	七月卅日	斎藤明真書状	.....	影写
※ (五九三)			.....	

六四八

八月廿三日

家久書狀

〔十二代重清文獻七通〕

※(六〇九)

五月二日

菊池持朝書狀

..... 影写

※(五九八)

六月十日

金王丸書狀案

..... 影写

※(三二九)

六月廿八日

建部重清請文

..... 影写・正譜

※(六一二)

八月十七日

町田助久書狀

..... 影写

※(六一二)

九月廿八日

永久書狀

..... 影写

※(六一〇)

十二月三日

村田経安・本田兼親連署書狀

..... 影写

※(六〇八)

十二月廿日

藤原定□書狀

..... 影写

〔十三代尊重文獻二通〕

※(六一三)

六月廿一日

島津忠朝書狀

..... 影写

※(六一四)

閏八月十七日

貞景書狀

..... 影写

後撰拾遺文獻 上

※(一)

建仁三年 七月三日

関東下文案..... 影写・正譜・系図・県図

六四九

祢寝家由緒書

六五〇

祢寝氏馬驗絵形

六五一 永正十五年七月十二日 祢寢重長詠草

六五二 才州良芸（祢寢重男）伝

六五三 近衛某詠草

六五四 島津家久詠草

六五五 慶長十九年六月十八日 穎娃久政・川上久国連署知行目録

六五六 寛永十一年十月六日 根占盛兵衛日帳写

六五七 寛永八年八月六日 祢寢氏家臣 鳥浜義辰・須美清盈連署覚書

六五八 寛永十六年十二月十三日 祢寢氏家臣 鳥浜義辰・須美清盈連署覚書

祢寢氏文獻雜聚 卷之一

〔諸文獻二十通〕

※ (二七三) 仁治二年十一月〔八〕日 北條朝時袖加判右衛門尉宗康奉書 ..... 影写・糸図・果図

※ (二七四) 寛元元年八月廿九日 北條朝時袖加判沙弥生阿奉書 ..... 影写・糸図・果図

※ (三八四) 徳治三年十一月 日 祢寢南俣水田名寄帳 ..... 影写

※ (三八五) 文保二年八月十三日 目法法橋盛範請取状 ..... 影写

※ (三八六) 元亨四年二月廿日 鎮西探題御教書 ..... 影写

※ (三八七) 元亨四年二月廿日 鎮西探題御教書 ..... 影写



※ (三八八)	嘉曆三年 九月 日	大宰府主神司本司等申状	影写
※ (三八九)	元徳三年 八月 卅日	関東御教書案	影写
※ (三九〇)	應安七年十二月 日	建部久清讓状	影写
※ (三九一)	永和二年 八月 四日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (三九二)	永和二年 八月 四日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (三九三)	永和二年 八月 十二日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (三九五)	康曆二年 十月 十日	今川了俊 <sup>貞</sup> 吹挙状	影写
※ (三九六)	元徳元年 八月 六日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (三九四)	永和二年 十月 廿四日	今川了俊 <sup>貞</sup> 事書案	影写
※ (三九七)	元徳元年 十月 十一日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (四〇一)	應永元年 八月 十六日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (三九八)	元徳二年 十月 十七日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (四〇二)	應永元年 八月 十六日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (四〇三)	應永元年 八月 十六日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (三九九)		將軍足利 家事書案	影写
※ (四〇〇)	應永元年 八月 十六日	將軍足利 家御教書案	影写
※ (四〇四)	應永元年 八月 十六日	將軍足利 家御教書案	影写

※ (四〇五)	京都不審条々事書	.....	影写	
※ (四〇六)	應永五年 七月 日	初任引出物支配注進状	.....	影写
※ (四〇七)	應永十八年三月十九日	清茂讓状	.....	影写

禰寝氏文献雜聚 卷之二

〔諸文献二十四通〕

※ (四〇八)	正月廿五日	新平右衛門尉某書状	.....	影写
※ (四〇九)	二月 六日	清俊書状	.....	影写
※ (四一〇)	三月 九日	法印某書状	.....	影写
※ (四一一)	六月十四日	名和慈冬書状	.....	影写
※ (二七一)	六月廿八日	六波羅御教書案	.....	影写
※ (四一二)	七月 二日	忠清書状	.....	影写・系図・果図
※ (四一三)	七月十日	今川滿範書状	.....	影写
※ (四一四)	七月十三日	胤久・貴幸連署書状	.....	影写
※ (四一五)	七月十二日	是親書状	.....	影写
※ (四一七)	七月廿八日	今川滿範書状	.....	影写
※ (四一六)	七月十六日	兼房書状	.....	影写

※ (四一九)	八月三日	足利義滿御内書案	影写
※ (四二〇)	八月三日	足利義滿御内書案	影写
※ (四一八)	八月廿一日	能登守右忠書状	影写
※ (四二一)	八月廿七日	大隅守護所代藤原某書状	影写
※ (四二三)	八月廿日	今川滿範書状	影写
※ (四二二)	九月八日	西阿書状	影写
※ (四二四)	九月十五日	某施行状	影写
※ (四二五)	十二月廿五日	今川滿範書状	影写
※ (四二六)		今川了俊 <sup>貞</sup> 世事書案	影写
※ (四二七)		祢寢氏代々日記案	齊藤・影写
※ (四二八)		今川滿範書状断簡	影写
※ (四二九)		菊池一族注文	影写
※ (四三〇)		今川了俊 <sup>貞</sup> 書状断簡	影写

禰寢氏文獻雜聚 卷之三

〔諸文獻二十通〕

※ (四三一)	正元元年後十月五日	沙弥蓮生・僧弁継連署起請文	影写
---------	-----------	---------------	----

衽寝文書（斎藤）

※ (四三二)	延慶二年 九月十二日	鎮西探題下知状	.....	影写
※ (四三三)	正和元年 八月廿二日	実清・静玄連署奉書案	.....	影写
※ (四三四)	正和五年 三月廿五日	正八幡宮造管表葺用途支配注文	.....	影写
※ (四三五)	元亨三年 五月十八日	紀宗継請文	.....	影写
※ (四三六)	嘉曆二年 十月八日	沙弥そんち讓状案	.....	影写
※ (四三七)	建武三年 四月五日	平中家忠着到状	.....	影写
※ (四三八)	〔曆應三〕 五月十日	高水普果書下案	.....	影写
※ (四三九)	曆應三年 五月十三日	沙弥円妙請文案	.....	影写
※ (四四〇)	貞和六年 二月九日	建部清成讓状案	.....	影写
※ (四四一)	應安二年十二月十九日	藏人藤原仲光奉口宣案	.....	影写
※ (四四二)	應安五年	衽寝南俣水田取帳断簡	.....	影写
※ (一四四)	明德元年 七月十八日	將軍 <small>足利義満</small> 家御教書	.....	影写・正譜
※ (四四三)	閏五月三日	清秀書状	.....	影写
※ (四四四)	九月廿八日	頼泰書状案	.....	影写
※ (四四五)		某書状迫而書	.....	影写
※ (四四六)		諏訪祭礼頭役支配状	.....	影写
※ (四四七)		犬追物手組	.....	影写

※ (四四八)

犬追物矢答事書……………影写

※ (四四九)

十一月廿一日 僧栄春奉書案……………影写

※ (四五〇)

某起請文前書……………影写

※ (四五一)

島津庄大隅方寄郡田教注文……………影写

※ (四五二)

建部重虎契状案……………影写

※ (四五三)

弥寝氏代々日記案……………影写

※ (四五四)

某書状断簡……………影写

### 彌寝氏庶流文献 卷之一

〔諸家文献十三通〕

六五九 弘安三年 九月 八日 建部清綱置文……………影写

六六〇 弘安六年 十月 九日 建部頼綱請取状……………影写

※ (二七六) 正應二年 五月 廿八日 六波羅施行状……………影写 糸図

六六一 嘉元四年 十二月 十六日 鎮西御教書……………影写

※ (六〇六) 元亨三年 十二月 七日 關東<sub>堵安</sub>下知状……………影写

六六二 元亨四年 四月 廿三日 税所介敦胤請文……………影写

六六三 正中二年 八月 廿八日 近江守大貞宗書下……………影写

六六四 嘉曆二年 二月 四日 沙弥行智衽寝讓狀案

六六五 嘉曆二年 二月 四日 沙弥行智清保讓狀案

六六六 元德二年十一月十九日 沙弥行智讓狀案……………斎藤

六六七 元德二年十一月十九日 沙弥行智讓狀案

六六八 元德二年十一月十九日 沙弥行智讓狀案

※(六六六) 元德二年十一月十九日 沙弥行智讓狀案……………斎藤

※(五六七) 元德二年十一月十九日 沙弥行智讓狀写……………影写・鳥濱

六六九 元德二年十一月十九日 沙弥行智讓狀案……………出水

六七〇 元德四年 二月 十一日 建部親員避狀

衽寝氏庶流文獻卷之二 諸家文獻類聚十七通

〔諸家文獻十七通〕

※(二七五) 元弘三年 六月 十五日 尊良親王令旨……………影写・系図・果図

※(六〇〇) 元弘三年 七月 日 衽寝清武申狀……………影写

※(六〇一) 元弘三年 七月 廿日 建部清武着到狀……………影写

※(六〇二) 元弘三年 十月 廿五日 掃部助某請取狀……………影写

※(六〇三) 建武元年 六月 十六日 雜訴決断所牒……………影写

※(六〇四)	建武三年十一月廿一日	建部清武着到状	影写
※(六〇五)	康永二年 四月十三日	建部清武置文案	影写
※(六一五)	康永二年十二月廿八日	建部清武讓状	影写
※(六一六)	康永三年 八月十日	建部清武寄進状	影写
※(六一七)	應安五年十二月五日	祢寝久清代彈正忠信成申状	影写
※(六一八)	永和四年 二月九日	今川滿範 <small>軍勢催促書下</small>	影写
※(五九七)	文安三年 九月十六日	秀兼・正存・兼綱連署契状	影写
※(五九五)	永亨六年十二月十二日	伊作安鶴丸 <small>島津教久</small> 契状案	影写
※(五九六)	永亨七年 四月廿日	和田正直契状	影写
※(六一九)	正月十八日	崇麟書状	影写
※(六〇七)	八月廿二日	尾張義武書状	影写
※(五九九)	九月十三日	長房書状	影写

貴家文獻類集

六七一	天授二年十一月十日	島津氏久契状
六七二	天正十五年五月廿五日	豊臣秀吉朱印状案
六七三	七月十二日	今川滿範書状写





便宜ニ申入候事御心え存候、恐惶謹言、

十月三日 清平(花押)

□殿へ申候

○六四八 家久書狀

又伊知地方いしうゐんニ被居候間、御返事一人して  
令申候、御狀之趣やかて彼方へ申傳候へく候、尚々  
川篇<sup>(辺カ)</sup>之御合戦之様子も自是申候へんと存候おりふし  
御音信御返事被成候、其狀之跡如此候、又以前御申  
候て御判共少々吉日にて候、かして可遣候、かやう  
の御狀御申あるへく候処、野田方之事共ハしハらく  
御披露あるましく候、以上、

御札之趣細々令披見候了、就其芳問之時儀今日自是可令  
申存候処、御同前御音信誠恐悦ニ候、隨而河篇御陣之事、  
敵方當作無残所被散々御合戦大刀打候て、勝利被得候、  
於今者先加治木城御落居、可然通本田・調所・平山尚々  
蒲生方同心ニ被申候之間、河篇之事ハ追而之御退治とお

ほしめされ候て御陣被開候而、明日廿四日奥州伊集院ま  
て御急あり候へく候、兼又太良左衛門方へ城之兵米御入  
あるへき御計千萬之御悦喜にて候、次ニ今度河篇ニ肝付  
方内者勢々と立候、いかにも芳便候而、肝付方之勢御か  
らミ候やうに御れうけん肝要存候、將又きいれに敵方勢  
仕て候と承候ほとに又重而別符方申談さしよせ勢仕へく  
候、時をうつさすうしろまき仕候ハ、きいれの事何ほ  
との事あらしと存候、此時節指宿・肝付殿へ、是又可然  
様御了見肝要たるへし、尚々世上之事念々道行候ハてハ  
不可然候、若しと々こほり候事も候てハ、御ため我々か  
ため究度可爲大綱候、御了見之前候哉、次ニ伊集院殿・  
伊作殿方々へ之御意之通牒傳言仕へく候、雖有三ヶ国  
之様我一身之大綱とこそ御あてかいあるへく候へ、諸方  
之事共道行候やうに萬事於御了見可目出候、不審時者早  
々可申通候間令省略候、恐々謹言、

八月廿三日 家久(花押)

柵寢殿御返報

〔後撰拾遺文獻 上 〕

○六四九 衾寝家由緒書

高祖清重爲六代高清嫡子、分明譜中所述其事、古書故傳後昆、

清重初而衾寝院を被下、夫より以來、〔清カ〕座候、維盛之〔清カ〕

代後ニ妙覺律師と〔清カ〕候、此妙覺之子〔清カ〕重ニ而候段系圖ニハ分明ニ

候、仍而證文ニ罷成〔清カ〕御座候付而、妙覺ニ子之御座候證據

〔清カ〕望敷存候、

當家之世録略雖記之、因何撰集哉、其所由不詳、以古書載于茲、

衾寝家の事、

一建仁三年七月三日、將軍家源之前左衛門督頼家卿之御

下文を以鎮西大隅之國衾寝院へ令下向早、頼家卿御證

文并北条遠江守時昌〔マサカ〕之副狀、于今有之、

一從 元祖清重・四代清親代、弘安四年合戰勲功ノ賞として、筑前之國早良之郡比伊之郷地頭職ヲ給早、將軍

家目錄有之候、

一同五代清治、將軍家尊氏卿へ依抽軍忠ヲ、御感狀五通

下給候早、

一同九代主久清、御 當家修理亮 氏久公御代、諸所京

都依令蜂起、可致加勢旨頻ニ御頼就有之、數ケ度勲勲

功之故、御褒美之御書物四通給候了、

一九州探題從今川伊豫入道了俊・嶋津修理亮氏久公相共

ニ可致忠節之旨、在判之書依給ニ、數ケ度盡粉骨抽忠

懇之間、氏久公了俊ニ御注進依有之、衾寝本知行地

以下、其外下大隅高隈村并始良の庄爲兵糧料所下給之

旨、數通之證文有之候、始良之庄鹿屋院西侯村、百引

大津村、種子嶋半分、爲兵糧料所下給之旨、數通之證

文有之候、

一同十代主清平、應永十四年 御當家陸奥守元久公御代

諸所出凶徒御對決〔卷〕之時、彼御手ニ属 御當家、可致軍

忠之旨依被仰下、度々之抽忠懇之故、爲御褒美下大隅

之内木谷村郡本の村爲祈所給了、

一同十五年十月十九日、元久公は若天下轉變之時ハ、可爲一味同心之御神文給了、

一 屬陸奥守久豊公ニ 依致忠懇、大隅之國寄郡肝付老共跡并兵部少輔知行三十町神田名、薩广指宿郡之内鳴川村爲祈所給了、

一 太守久豊公被犯凶徒之艱難給御家危候砌、清平を頼ニ 御頼候間、於所ニ 抽軍忠之故、自今以後成親子之思、清平身上大事之時、御身の大綱と可被思召候、若御運御開之時ハ 被添御力、弥取分可爲御入魂旨御神文給了、  
一 應永廿四年九月十一日、大守久豊公當欲攻川邊之城之時、弟能登守清息と共ニ 遂戦死、其外家臣数十人共ニ 戦死仕候了、

「是ハ奥未済候、」  
一同十一代忠清 太守陸奥守忠國公屬御手依抽戦功、薩

广國指宿之内奈良弓切八町分之事、爲祈所給了、  
一同十二代重清 大守陸奥守忠國公屬御手勳戦忠之間、薩广國谷山・下大隅之内木志ニ 名、爲祈所給了、  
一文安二年十月三日、忠國公ハ 自然天下雖有轉變、成御

一味同心之思ヲ、永代可爲御入魂旨御神文給了、

一同十三代尊重、大守陸奥守武久數ケ 度依致忠節、御感之餘、御家忠之字を御免許候了、

一文龜三年十二月十六日、後柏原之院御宇、右兵衛尉被任尊重ニ 之旨宣旨有、

一 永正元年三月廿日被任大和守之旨、重而宣旨給了、

一 從元祖清重十七代右近太夫重長迄十七代者、天下ハ 主

ニ 御奉公相勳申候、然處ニ 天正之比及伊東大膳太夫義

祐、三位入道・肝付河内守兼續入道省鈞・伊地知周防

介重与等背、大守、御家御難儀ニ 及候砌、天正元年

之春從義久公、宝樹院・八木越後守昌信ヲ 御使ニ て彼

離徒黨御家可屬旗下之旨、頼ニ 御頼候間、御請申候処

ニ、新納刑部太夫忠元・伊集院右衛門尉久治・上原長

門守尚近御使ニ て決定和諧之儀、彼凶徒等悉退治仕、

抽無二之忠功之故、根占家本知行子ニ 孫ニ 無相違、剩

鹿屋院を相加ヘ 可被下之旨、御家老衆八人の神文有之

候、天正四年二月廿六日從義久公今度肝付を相離れ、

抽忠節之間弥以子々孫々迄御隔心有間敷之旨御神文、

義久公御神文并御家老衆神文于今載被申置被下候、御

使伊集院右衛門太夫忠金・平田美濃守昌宗・喜入摂津

介季久ニテ御座候、此三人少も虚言ニテ無之由、神文

有之候、

一 重長嫡子安藝守重張、天正十年九月亡父如重長、自今

以後可抽忠勲之旨、神文を以申上候処ニ、御感不淺祇

寢家、弥以御愁易被遊間敷候由、御返誓紙を被下候、

于今戴仕候事、

一文祿四年之比、諸家悉繰替之時分、称先領之返地吉利

村へ田数三千二百石餘、号一作支配、本田下野入道三

清・伊十院右衛門太夫入道幸侃在判之目録を給、彼地

へ罷移候、其後頓而諸家本領へ安堵之衆も候へ共祇寝

家事ハ無其儀候、其外彼吉利惣高目録ニ三千二百石餘

と有之候へ共、度々之御支配ニ、漸千八百石餘御座候、

吉利事幸侃先知行之衆無地之所を、三千石ニ増し給候、

無石之地ニ折角御奉公仕、弥祇寝家衰へ果迷惑ニ御座

候事、

○六五〇 禰寝氏馬驗繪形

祖先代所用馬驗繪形也、雖不詳其所由、曾以筒藏傳後

昆也、

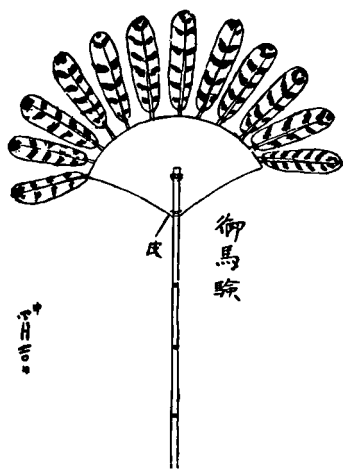
覚

一大ノポリ但臺有、竿ノ長サ一丈三尺二寸 藤九ノ節巻

一御馬驗扇形鷲ノ羽十二但金ミガキ但旗有、ハタガシラ

一文字

一小サシハ三ツ菖蒲



○六五一 彌寢重長詠草

此二枚重長自筆也、故傳之、

羽たゝきて霜よをねふる老つるの

こゑの千とせを我にゆつらん

重長

いつにてか涙くもりて月へらむ

秋まちえても秋そ恋しき

なからへハ又此頃やしのはれぬうしと見し世そ今ハ恋しき

永正十五年七月十二日

重長(花押)

なからへハ又此比やしのはれむ

三十有 重長(花押)

うしと見し世そ今ハ恋しき

すみよしとおもひし宿は荒にけり神のしるしを

○六五二 才州良藝(祿寢尊重男)傳

十三代尊重之五男才州良藝和尚住京師高臺寺、有系圖、尋問其事於高臺寺者乎、雖不詳年簡等以傳來、載之、

才州良藝

京都高臺寺

傳記ニ康ノ字被注候高ノ字ニ候、可被

改候、高臺寺ニテ尋候得者、八九十年以前住持之由

申候、

○六五三 近衛某詠草

傳稱ス

近衛殿下染筆也、祿寢民部丞者正統及庶流中雖不知有其姓名、因笥藏載于茲、

祿寢民部丞

そのかみのこゝろならひにしらぬ日の

はしめて對面して

つくしの人に我をわするな 玖

○六五四 島津家久詠草

太守中納言家久卿重永代光臨采邑吉利假亭、時於海濱所

詠和歌也、

家久

さしのほる入江の秋の夕しほに

こゑうちそふる松の下風

ことの葉にとを川砂はつくすとも

けふまれかなる袖はあかしな

從來雖笥藏之所拜戴所由不詳之

冬來ても見る色からや心あてに

花かあらぬか霜のしら菊

家久

拜戴所由同前



足引の山の高ねのしら雪ハ

花かと見えて春そ待るハ

家久

家久卿聞重張之計音、賜追悼之和歌、其正文散失、事詳

譜中、既而今得古寫、故載于茲、

それ生死無常ハ世の慣なから、あまり頓の事なれば、

和歌一首つらね、安藝靈前に手向る物ならし

中納言家久

おもひきや春のわかれの夕かすミ

いさなはれつゝきかんものとは

采邑吉利郷知行目録所改賜證書、而京保編錄時不載譜中、雖然以其正文今載之、

〇六五五 穎娃久政・川上久國連署知行目録

知行目録

高三千三百七拾式石卷斗六升

右之割付

貳千拾九石八斗四升八合

九百六石三斗九升三合

百廿三石八斗式合八夕

吉利村

高原之内 入來村

同所 蒲牟田村之内 門卷ッ

〔賴姓久政印〕  
○三百廿式石卷斗卷升六合式夕

同所  
大牟田村之内  
門やしき四ツ

合三千三百七拾二石卷斗六升

右之地本目錄者、後日可被指出者也、

慶長十九年六月十八日

川上式部〔久政〕大輔

久好〔印〕

額娃長左衛門尉

久政〔印〕

根占七郎殿

參

○六五六 根占盛兵衛日帳寫

重張名拜領之事不詳、譜中今得之也、故載于茲、

寛永四年乙卯七月十九日

家久吉利へ御光駕之時、重張安藝守卜改名ス、

右近重永童名稱安千代、爲當家嗣子之時、所見 命旨趣

根占盛兵衛臨寫以贈之也、盛兵衛者雖當家之同氏、不詳

其所由也、

日帳之寫

寛永十一年甲戌

五月十四日

一安千代様、根占殿之跡知行御給之由候、

右、江戸ノ爲御意御使、市來八左衛門殿・東郷十左

衛門殿兩人共、御老中ノ 又八郎様御袋さま御同前ニ

被成御承候、御使祝物被給候、

同六月朔日

根占殿之衆、今日 安千代様へ被罷出候、役人須見舍

人助・鳥濱文右衛門士兩人、其外士衆十二人、

右之ことく此方日ニ記御座候、

十月六日

根占盛兵衛

右近様

御役人衆中

此二通者采邑吉利郷如舊賜繰易、家臣須美舍人清盈・鳥濱分右衛門義辰所請于 官府卿稿也、於今雖無所用、以

傳來共載之、

○六五七

禰寢氏  
家臣

鳥濱義辰・須美清盈連署覚書

覚

一先年一所持之御人衆本領改之砌、右近太輔事吉利へ被召移候、然處諸家本領御安堵ニ而候へ共、根占家之儀者無其儀候事、

一幽齋爰許御改ニ付、御下向之時佐多殿・村田殿同前ニ

上地被 仰付候条、日州田尻村之内門四ツ并宇津野之

神領分、佐多之内邊津賀村、田代之内門四ツ被差上候、

右御兩人者御返地御給候処ニ、右近太輔事者御返地無之候事、

一前々御出銀ニ付、知行高五百七拾石余壹石七匁宛ニ被

上置候、脇賣之事ハ雖高直御座候、已來之儀を被存、

如此候、数年之儀候間、御算用共合申候者、哀返御給

可被成様ニ御侘候事、

右条々乍恐 安藝守様を被申請候間、時分を以御侘

言可申上之由、右近太輔雖内存候、無其首尾候、根

占家之事ハ先忠之儀無其紛候、其刻 龍伯様御契約

御座候、根占五ヶ所并大始良・西俣ニ鹿野屋迄相加

可被下之御證文于今頂戴被申置候、吾々譜代之者ニ

而候条、存知之通申上候、已上、

寛永八年八月六日

須美休右衛門尉

鳥濱分右衛門尉

○六五八

禰寢氏  
家臣

鳥濱義辰・須美清盈連署覚書

覚

一 根占悴家之事、奉對 御當家別而忠節被申候刻、爲御

契約之地肝付之内大始良・西俣兩所之儀、本領根占五

ヶ所ニ相加被下置、於向後愁易有間敷之由、 龍伯様

〔御之〕 頂戴被申置候事、別儀無御座候、然者右本領之

内一ヶ所被仰付候様ニ御侘奉存之由、從前々被申上置

候事、

一 先年幽齋老此國仕置爲御改御下向之刻、上地被仰付候



条、佐多村之内邊津賀一ヶ所并田代村之内長谷之門・長田之門・湯北之門・日州田尻村之内鬻之門・瀬之口之門・内門・宮園之門・宇津野之神領、右之分被指上候、然處其後御返地之御佐御座候て、佐多殿、敷根殿・村田殿被成御給候へ共、根占家之御返地不被下候事、一肝付と御弓箭之時分被申上子細御座候而鹿屋一所之儀、御勝利罷成候刻、無吳儀可爲領内之通、伊集院右衛門兵衛尉殿・新納刑部太輔殿・上原長門守殿此三人を以堅被 仰聞候、其上 龍伯様御神文并御家老衆書物有之候、雖然其後何かと押移、其首尾無御座候、尤右之様子遮而可被申上内存候へ共、右近太夫事病者之故、然々御奉公方不被相勤、用捨を以御佐不被申上候事、

一先年一所衆御繰替之刻、右近太輔事吉利へ被召移候之處、彼地以之外竿相迫、諸軍役難相續在所にて候へ共、色々才實迄を以数年相勤申候、其つかれ相重候故、出銀上納難調候て、元和元年・同二年兩年分之出銀方知

行高五百六拾斛余、高巻石ニ付銀子七匁ツ、ニ被上置候、其節若後年上納方利付之御算用を以管合申候刻者知行被返下候様にと被申上置候、其首尾として度々御佐申上候處、尤之儀ニ候由雖被聞召達候、于今不相調候、内々算用申候へ、過銀有之事ニ候、諸人も御物上納方ニ知行被差上候衆、被遂御算用、上納分相濟候衆者被返納候由傳承候間、衆并ニ被仰付候様ニ御佐奉存候事、

一當時七郎殿持留之高千六百斛餘格護被申候處、従前々家付之悴者被拘留候間、少高ニ而諸公役方家内不相續、及迷惑候、此二三ヶ年者出銀御免許候之故、軍役等漸相續躰ニ御座候、當年より者出銀も被仰付候間、亦以諸事難調候条、御佐之一筋被聞召達、御手付御座候様偏御佐申上候事、

右之條々、安藝守殿御代之時於江戸渋谷四郎左衛門尉殿・市來八左衛門尉殿を以申上候處、尤之御申分ニ候、乍去此節者御取紛之時分ニ而候間、後日以御

仕合被成御申候者、知行之儀可有御給之由御返事承  
候へ共、右近太輔跡目之御養子御替合御座候故、其  
後申上儀も令延引候、今度一人遣相濟申候様御披露  
奉頼候、已上、

寛永十六年十二月十三日

根占七郎内

須美舍人佑

仁禮主計助殿

穎娃左馬頭殿

鳥濱分右衛門尉

〔 禰寢氏文獻雜聚 卷之一 〕

〔 禰寢氏文獻雜聚 卷之二 〕

〔 禰寢氏文獻雜聚 卷之三 〕

〔 禰寢氏庶流文獻 卷之一 〕

○六五九 建部清綱置文

〔端裏上書〕  
〔厩房御前殿人等令耕作米田畠間事〕

厩房丸之所從等之中七、令耕作米田畠者、無妨可作、但有限所當米者可量于本名、至于雜公事者不可勤之狀如件、

弘安三年九月八日

散位建部清綱(花押)

○六六〇 建部頼綱請取狀

舍弟厩房得分田畠讓狀三通請取候畢、厩房成人之時可令交替候、仍爲後日請取之狀如件、

弘安六年十月九日

建部頼綱(花押)

○六六一 鎮西御教書

大隅國御家人祢寢院南俣地頭兼郡司清治代明性申、祢寢郡本田畠屋敷并田代村光松名屋敷田畠等事、訴狀副具如

此、早舍弟清政・貞綱(經卜七)・清恒等相共可被參對也、仍執達如件、

嘉元四年十二月十六日

前上総介(花押)

祢寢三郎殿

○六六一 税所介敦胤請文

祢寢郡司清保与祢寢三郎清任・同九郎清政与三貞綱・彦次郎清經跡等相論、大隅國祢寢院南俣郡本田畠屋敷光松名等事、如去二月廿日御教書者、加治木郡司相共守下知狀、可沙汰付清治跡云、任被仰下候之旨、去月廿五日莅彼所沙汰付清治跡清保候畢、仍請取狀謹進上之、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元亨四年四月廿三日

税所介敦胤

請文

○六六三 近江守大貞宗書下

〔端裏上書〕  
〔祢寢郡司殿〕

近江守貞宗

衾寢三郎清任申、大隅國郡本以下田畠等和与事、以前成敗無相違之間、所弃捐清任越訴也者、可被存知、仍執達如件、

正中二年八月廿八日

近江守(花押)

衾寢郡司殿

〇六六四

沙弥行智禰寢清保讓狀案

大隅國衾寢院南俣地頭兼郡司沙弥行智辭

讓与 女房所

郡本内

一所 東三郎五郎蘭在土蔵

峯崎

限東 大道

四至

限西 大道

限南 大道

限北 右衛門五郎南垣根

同葉山峯切通道

田地

迫田 伍段用作坪

岩殿寺新開伍段用作坪

右、於田蘭等者、依志除限永代所奉讓与女房也、命後者

心仁相叶子共中仁可讓給也、但子共相傳之時者、御佃米

貳斗御饋物四疋可致弁、於其外御公事等者随分限可致其

沙汰、次女子參人分雖可与各別讓狀、爲一期讓之間、所

書置大間帳也、可令存知其旨之給狀如件、

嘉曆二年二月四日

沙弥行智在判

〇六六五

沙弥行智讓狀案

大隅國衾寢院南俣地頭兼郡司沙弥行智辭

讓与 次男力壽丸所

一郡本内西本

一所 藤三太郎蘭

一所 六次郎蘭

一所 弥六蘭并安房居蘭

一所 猿世戸蘭

四至

限東宮内弥四郎西垣根建平太西垣根 限南大

道 限西小世戸 限北高尾立

一竹崎并大多牧同河内在新開田

限東田代小河院

限南岩波多目同赤瀬河瀧水

四至

江谷乃岩波多目馬籠崎

桑平龍破并城竹原湖脇

分三、關東御下文御下知以下證文等、孫九郎信親名  
智去狀等相副之、

限西大河 限北大河

右田藪、別府并信親知行分等、任讓狀之旨、限永代可

別府分

一山口 大野 屋形野 道長野

致弁置、其外御公事等者随分限可致沙汰之狀、如件、

四至

限東見方山ノ東尾上大山口 限南乃毛平ノ馬  
限西小永野立山下并菅渡瀬 伏

嘉曆二年二月四日 沙弥行智(花押)

限北波伊ノ立山下并赤瀬河下リ

○六六六 沙弥行智讓狀案

田地分

右田伍段弥三郎入道作 柳田三段孫三郎入道作

讓与 女房得分

大隈國祢寢南俣河原新開田 四至 東限道岸下、南限除溝、

寺前五段清成作 船落五段余三入道作

西限大河、北限除溝、此内小落水田地之、同松山新  
開田用作坪に讓給田のあせたち、南限孫次郎用作なわ

一光松内

伊比礼 國峯 竹牟礼 大濱

て、西限除溝下、北限とも、此内西寄のよしへら之、  
可被耕作候、

限東佐多大道 限南大濱

一宮原五郎次郎入道淨西沽却地、狩倉三ヶ所相副鎮西御

限西海 限北原帶高尾立海ニ至マテ

此内在新開田

一佐多西方五分三、同女子分四段田并桑東郷武安名五

下知讓与早、此外先年明佐野大進房神助任書置讓狀之  
旨可知行、仍讓狀如件、

元徳二年十一月十九日

沙弥行智在判

○六六七 沙弥行智讓狀案

讓与 三郎次郎清武得分

大隅國祿寝南侯内光松名田地在山山野等、同郡本内松山塩入新開田用作坪東寄一せまち四至東限刑部入道西伎同新開の西波多、南限三郎五郎新開、西限あせたち、北限同あせ、此内就東寄荒野在之、同可知行也、

一同院南侯内佐多西方三分、同四段田四段大同國桑東郷武安名五分三相副鎮西御下知讓渡畢、此外所々者先年以佐野大進房神助任書置讓狀之旨可知行、仍讓狀如件、

元徳二年十一月十九日

沙弥行智在判

○六六八 沙弥行智讓狀案

讓与 息等事

一橋口土藏者爲自元三郎次郎清武分間余子共不可有競望者也、

一女房得分蘭倉へやのいね以下等者可爲進退之邊津賀農

料粗佐多野巖買取、直物之外當年納足參拾余石在之、

可知行、

次邊津賀得分内女房存生之程者、毎年麥貳石・米參石

可被請取之、

一亀壽力房倉者佐藤三弥四郎等預置之者、余子共不可有競望也、

一所從事

女房方四郎太郎入道子息三郎男・同舎弟犬二郎童・同姉女太郎、河崎犬房同舎弟愛房・西本袈裟熊こハし女ゆつりあたへ早、

一三郎次郎清武得分又五郎・同舎弟犬太郎ゆつりあたへ早、此外ハ任先年讓可知行、仍讓狀如件、

元徳二年十一月十九日

沙弥行智在判

○六六九 沙弥行智讓狀案

讓与 力房得分

大隅國祢寢南俣松山新開田平九郎作 四至 東限溝下、南限岸、西限岸、北限又太郎作、南とも、此外松山原者先年以佐野大進房神助、任書置讓狀之旨可知行、仍讓狀如件、

元徳二年十一月十九日 同前

○六七〇 建部親員避狀

建部親員謹言

大隅國祢寢南俣内松澤名水田狩倉等事

一水田一町五段

公田五段

四至 東三反田繩手

南河

四至 西山宮大道

北塔峯

一狩倉三ヶ所内

一所大田野

四至 東から木の野立山谷 南長野立山谷

四至 西たつのほそり 北仁田原岩尾小野くひの北谷

一所大加良根

東長野谷しふの木山崎 南さら川のせたをの東

四至 の尾風 せたをの尾

西仁田原道くきの山崎堀門立山 北岩尾

一所箱山

右、水田・狩倉等者親員重代相傳所領也、而方々御公事

難治之間、祢寢郡司清成依爲當俣物領仁、相副調度證文

等所奉避渡也、仍爲後日避狀如件、

元徳四年二月十一日

建部親員㊦

〔 衞氏庶流文獻 卷之二 〕

諸家文獻 十七通

〔 貴家文獻類集 〕

○六七二 鳥津氏久契狀

契約

天下事者何様雖轉變候、於向後者就公私成一味同心之思、一御大事時者、存身之大綱相互見繼可被見繼申候、若此條令違變候者、

八幡大菩薩 誨方大明神御罰を可罷蒙候、仍契狀如件、

天授二年十一月十日 越後守氏久（花押）

嶋津上総介殿

○六七二 豊臣秀吉朱印狀案

今度九州事被成改替、爲新御恩地大隅國被宛行之訖、全令領知、自今以後可忠勤、但肝付一郡儀、對伊集院右衛

門大夫可被遣之旨、從最前被仰出之条、速可引渡者也、

天正拾五

五月廿五日

御朱印

嶋津兵庫頭殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編二」三二八号文書ト同文ナリ）

右之正文平田清右衛門殿を要用之由候而、御記録所へ上置候、

○六七三 今川滿範書狀寫

去比遁世者被越候間、探題方吹舉以下委細令申候了、仍御勢渡海候由雖注進候、無到來候間、不審至極候、此時分衞方談合候、御勢被進候者、可目出候、既御渡海之由探題御方へ先度注進申候了、恐々謹言、

七月十二日

滿範（花押）

多衞嶋殿

此本書種子嶋殿へ御遣候歟、

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」三五〇号文書ト同文ナリ）



平姓禰寢氏文書写 (鹿兒島県立図書館所蔵)

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

平姓禰寢氏文書写 乾

※ (一)	建仁三年七月三日	関東下文案	齋藤・影写・正譜・系図
※ (二)	七月廿七日	北條時政書状案	影写・正譜・系図
※ (三)	建仁三年八月 日	大隅国司庁宣	正譜・系図
※ (四)	建仁三年十月三日	大隅国留守所下文	正譜・系図
※ (五)	二月廿九日	北條義時書下	正譜・系図
※ (七)	建保五年九月廿六日	北條義時袖加判散位藤原某奉書	正譜・系図
※ (八)	建保五年十月 日	大隅国司庁宣	正譜・系図
※ (一〇)	貞應元年八月 日	大隅国守護所下文	東洋・正譜・系図
※ (一一)	六月廿八日	六波羅御教書案	齋藤・影写・系図
※ (一二)	貞應三年四月十四日	関東下知状	東洋・正譜・系図

※ (一三)	五月一日	北条義時書状	東洋・正譜・系図
※ (一四)	貞應三年 五月廿六日	六波羅施行状	東洋・正譜・系図
※ (一七)	二月卅日	北條泰時書状	斎藤・影写・系図
※ (二二)	天福二年十一月九日	名越朝時袖加判藤原宗康奉書	東洋・正譜・系図
※ (二七)	仁治二年十一月 <sup>⑧</sup> 五日	北條朝時袖加判右衛門尉宗康奉書	斎藤・影写・系図
※ (二七)	寛元元年 八月廿九日	北條朝時袖加判沙弥生阿奉書	斎藤・影写・系図
※ (二八)	建長七年 三月廿五日	六波羅御教書	東洋・正譜・系図
※ (二九)	文永五年 七月 日	大隅国司庁宣	東洋・正譜・系図
※ (三〇)	元弘三年 六月十五日	尊良親王令旨	斎藤・影写・系図
※ (三一)	正應元年 九月廿七日	將軍 <sup>惟康親王</sup> 家政所下文	東洋・正譜・系図
※ (三四)	正應二年 五月廿八日	六波羅施行状	東洋・正譜・系図
※ (三七)	正應二年 五月廿八日	六波羅施行状	東洋・正譜・系図
※ (三九)	十一月六日	少弐頼尚書状	斎藤・影写・系図
※ (四〇)	十二月九日	少弐頼尚書状	斎藤・影写・系図
※ (四九)	建武三年 三月五日	足利尊氏御判御教書案	東洋・斎藤・影写・正譜・系図
※ (五〇)	建武三年 三月十日	足利尊氏御判御教書案	東洋・斎藤・影写・正譜・系図
※ (五一)	建武三年 三月廿六日	足利尊氏御判御教書案	東洋・斎藤・影写・正譜・系図

- ※ (五三) 建武三年 四月十七日 足利直義感状案……………東洋・斎藤・影写・正譜・系図
- ※ (五四) 建武四年 二月廿八日 足利直義感状案……………東洋・斎藤・影写・正譜・系図
- ※ (五五) 建武四年 五月十六日 足利直義軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (五六) 建武四年 九月十五日 足利直義御判御教書案……………東洋・斎藤・影写・正譜・系図
- ※ (五七) 建武五年 五月六日 足利直義感状……………東洋・正譜・系図
- ※ (五八) 建武五年 七月七日 畠山直顯書下……………東洋・正譜・系図
- ※ (五九) 延元二年 三月十七日 三條泰季御教書……………東洋・正譜・系図
- ※ (六〇) 曆應三年 五月廿日 少弐頼尚書下案……………東洋・斎藤・影写・正譜・系図
- ※ (六一) 曆應四年 七月廿三日 畠山直顯挙状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六二) 建武元年 六月十六日 雜訴決断所牒……………東洋・正譜
- ※ (六三) 康永元年十二月十一日 島津道鑑貞挙状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六四) 貞和六年 正月七日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六五) 貞和六年 五月十八日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六六) 貞和六年 九月廿八日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六七) 貞和六年 十一月十六日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六八) 貞和六年 十二月十三日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (六九) 貞和六年 十二月廿一日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (七〇) 貞和六年 十二月廿一日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図
- ※ (七一) 貞和六年 十二月廿一日 足利直冬軍勢催促状……………東洋・正譜・系図

※ (七二) 観應二年 四月十四日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (七三) 観應二年 五月廿三日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (七四) 観應二年 七月十七日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (七五) 観應二年 八月七日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (七六) 観應二年 八月廿一日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (七七) 観應二年 九月十五日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (七八) 観應二年 九月十三日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (八〇) 観應二年 九月廿三日 ..... 東洋・正譜・系図

※ (八五) 観應三年 正月廿三日 ..... 正譜・系図

※ (八六) 観應三年 二月一日 ..... 正譜・系図

※ (八七) 観應三年 三月十四日 ..... 正譜・系図

※ (八八) 観應三年 六月五日 ..... 正譜・系図

※ (九三) 文和五年 四月廿三日 ..... 正譜・系図

平姓柵寢氏文書写 坤

※ (九五) 延文四年 十月廿二日 ..... 正譜・系図

※ (九六) 延文六年十二月五日 ..... 正譜・系図

※ (一〇七)	二月一日	島津氏久書状	東洋・正譜・系図
※ (九七)	應安二年七月廿一日	島津氏久兵糧料所宛行状	正譜・系図
※ (九九)	貞治六年七月四日	島津氏久兵糧料所預ケ状	正譜・系図
※ (一〇〇)	建徳二年七月廿四日	征西將軍宮 <small>懷良親王</small> 令旨	正譜・系図
※ (一一三)	應安五年正月廿五日	今川了俊 <small>貞世</small> 書下	正譜・系図
※ (一二三)	應安七年五月十五日	今川了俊 <small>貞世</small> 書下	正譜・系図
※ (一二六)	永和四年三月五日	今川了俊 <small>貞世</small> 書下	正譜・系図
※ (一二七)	永和四年三月六日	今川滿範書下	正譜・系図
※ (一三〇)	康曆二年六月廿六日	今川滿範預ケ状	正譜・系図
※ (一三一)	康曆二年七月十四日	今川了俊 <small>貞世</small> 安堵状	正譜・系図
※ (一三二)	康曆二年七月十四日	今川了俊 <small>貞世</small> 預ケ状	正譜・系図
※ (一三三)		祢寝久清与党交名注文	正譜・系図
※ (一三六)	永徳元年六月二日	今川了俊 <small>貞世</small> 書下	正譜・系図
※ (一三七)	永徳元年九月三日	今川了俊 <small>貞世</small> 安堵状	正譜・系図
※ (一七九)	三月三日	今川了俊 <small>貞世</small> 書状	斎藤・影写・系図
六七四	天授元年九月五日	征西將軍宮令旨	
※ (一四〇)	元中二年二月十日	征西將軍宮 <small>良成親王</small> 令旨	正譜・系図

平姓称寝氏文書写

※ (一四)	二月十一日	菊池武朝書状	.....	正譜
※ (一七)	八月十九日	島津氏久書状	.....	東洋・正譜・系図
※ (四五)	明德四年 四月廿八日	島津元久施行状	.....	正譜・系図
※ (一〇三)	應永三年 八月十一日	藏人頭広橋兼宣奉口宣案	.....	影写・正譜・系図
※ (一〇四)	應永四年 六月十五日	渋川満頼堵安書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一〇五)	應永十年十一月廿九日	島津元久宛行状	.....	正譜・系図
※ (一〇六)	應永十五年十月十九日	島津玄仲久契状	.....	影写・正譜・系図
※ (一〇八)	應永十八年十月九日	島津久豊宛書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一〇九)	應永十八年十一月十八日	島津久豊宛書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一一〇)	應永十八年十二月十一日	島津久豊宛書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一一一)	應永十八年十二月廿七日	島津久豊契状	.....	影写・正譜・系図
※ (一一二)	應永廿一年六月廿三日	島津久豊宛書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一一三)	應永廿三年九月九日	島津尊久忠國書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一一三)	應永廿一年六月廿五日	島津久豊書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一一七)	永享七年 八月廿三日	島津忠國安書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一一八)	永享七年十二月五日	島津忠國堵安書下	.....	影写・正譜・系図
※ (一二九)	永享七年十二月五日	島津忠國宛書下	.....	影写・正譜・系図

※ (一三〇)	永享八年 八月三日	島津忠国行書下	.....	影写・正譜・糸図
※ (一三五)	永享八年 八月三日	島津忠国行書下	.....	影写・正譜・糸図
※ (一三六)	永享九年 二月廿八日	島津忠国行書下	.....	影写・正譜・糸図
※ (一三七)	永享九年 八月一日	島津忠国行書下	.....	影写・正譜・糸図
※ (一三一)	文安二年 十月三日	島津忠国契状	.....	影写・正譜・糸図
※ (一三三)	享徳二年 七月十二日	島津忠国安堵書下	.....	影写・正譜・糸図
※ (一三五)	文明十四年十一月十九日	島津武久加冠状	.....	東洋・正譜・糸図
※ (一三六)	文龜三年十二月十六日	右中弁藤原宣秀奉口宣案	.....	東洋・影写・正譜・糸図
※ (一三七)	永正元年 三月廿日	右中弁藤原宣秀奉口宣案	.....	東洋・影写・正譜・糸図
※ (一三九)	閏四月 六日	島津忠治書状	.....	東洋・影写・正譜・糸図
※ (一四六)	天文四年 五月五日	島津勝久宛行状	.....	東洋・正譜・糸図
※ (一四七)	元龜四年 二月廿日	島津家国老・三使・副使等起請文神文	.....	正譜・糸図
※ (一四八)	元龜四年 二月廿一日	島津家国老・三使・副使等連署状案	.....	正譜・糸図
※ (一四九)	元龜四年 二月廿六日	島津義久起請文	.....	正譜・糸図
※ (一五〇)	元龜四年 二月廿六日	喜入季久外二名連署起請文	.....	正譜・糸図
※ (一五一)	元龜四年 五月廿四日	島津家国老連署奉書	.....	正譜・糸図
※ (一五五)	九月十七日	島津義久書状	.....	正譜・糸図

○六七四 征西將軍宮令旨

馳參之条尤神妙、早可致忠節者、征西將軍宮仰處、仍執  
達如件、

天授元年九月五日

散位判

祢寢右馬助殿

(本文番ハ一二四号文番ノ誤写ナリ)



池端文書（池端乃婦氏所蔵）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

御文書十七通 元

- |     |            |   |                               |
|-----|------------|---|-------------------------------|
| 六七五 | 承久三年十二月    | 日 | 大隅国守護所下文                      |
| 六七六 | 建長五年十二月廿八日 |   | 將軍 <small>宗尊親王</small> 家政所下文案 |
| 六七七 | 建長六年正月十四日  |   | 大隅守護名越時章書下                    |
| 六七八 | 元亨三年六月十日   |   | 鎮西下知状                         |
| 六七九 | 元亨三年十二月七日  |   | 關東下知状                         |
| 六八〇 | 元亨四年四月十四日  |   | 鎮西探題御教書                       |
| 六八一 | 元亨四年七月五日   |   | 鎮西施行状                         |
| 六八二 | 嘉曆二年五月廿一日  |   | 沙弥道性請取状                       |
| 六八三 | 嘉曆二年五月廿一日  |   | 沙弥道性請取状                       |
| 六八四 | 元徳四年三月六日   |   | 沙弥某書下                         |
| 六八五 | 元弘三年十二月二日  |   | 掃部助某安堵状                       |

六八六 正慶元年十二月五日 鎮西下知狀  
六八七 正慶元年十二月廿日 鎮西探題御教書案  
六八八 正慶二年四月廿七日 大隅守護桜田師頼軍勢催促狀  
六八九 建武四年八月一日 畠山直顯安堵狀  
六九〇 曆應二年四月廿日 畠山直顯感狀  
六九一 曆應四年十二月廿日 畠山直顯拳狀  
六九二 延文六年七月十一日 島津氏久書下

御證判十二通 亨

六九三 元德三年十月廿日 建部別当丸着到狀  
六九四 建武三年六月十八日 建部清種軍忠狀  
六九五 建武三年十一月廿一日 建部清種着到狀  
六九六 建武四年正月十日 建部清種軍忠狀  
六九七 建武四年四月廿三日 建部清種軍忠狀  
六九八 曆應二年八月卅日 建部清種軍忠狀  
六九九 曆應四年後四月 日 衵寢清種軍忠狀  
七〇〇 曆應四年九月 日 衵寢清種軍忠狀

七〇一 曆應四年十一月 日 祢寢清種軍忠狀  
 七〇二 曆應五年九月 日 祢寢清種軍忠狀  
 七〇三 觀應二年八月 日 祢寢清種軍忠狀  
 七〇四 文和三年三月 日 祢寢道種軍忠狀

讓狀三十通 利

七〇五 建長六年五月八日 建部親綱配分狀  
 七〇六 正元元年後十月五日 建部清綱讓狀  
 七〇七 文永四年十二月廿四日 建部清綱讓狀  
 七〇八 建治元年十二月廿二日 建部清綱讓狀案  
 七〇九 (正 庇) しやうおう二年二月十日 建部氏女讓狀  
 七一〇 (嘉 元) かけん二年三月十五日 平氏女讓狀  
 七一〇 (保) 文ほう二年十二月十日 建部親政讓狀  
 七一一 文ほう二年十二月十日 建部親政沽却狀  
 七一二 元應元年十月十五日 建部重清讓狀  
 七一三 元亨二年七月七日 建部清元讓狀  
 七一四 (元 亨) けんかう二年十二月十六日 尼禪阿讓狀

- 七二六 けんかう三年五月十六日 尼禅阿讓状
- 七二七 けんかう三年八月廿五日 尼禅阿讓状
- 七二八 元亨三年十月廿日 建部高清算状
- 七二九 元亨四年十月一日 建部重清算取状
- 七三〇 けんむ二年二月十日 ねんふく讓状  
(建武)
- 七三一 りやくおう五年九月二日 尼ねんほう避状  
(曆)
- 七三二 かうゑい二年十一月十一日 覚恵田地沽却状  
(廉永)
- 七三三 かうゑい三年十一月廿二日 政位請取状案
- 七三四 永和二年三月一日 沙弥道種讓状
- 七三五 永和四年十月廿九日 沙弥道種讓状
- 七三六 沙弥道種讓状
- 七三七 文明八年四月七日 沙弥崇音讓状
- 七二八 文明八年四月七日 沙弥崇音讓状
- 七二九 明應六年七月廿四日 沙弥善從讓状
- 七三〇 明應六年七月廿四日 沙弥善從讓状
- 七三一 天文十三年十一月五日 沙弥清本讓状案
- 七三二 天文十三年十一月五日 沙弥清本讓状案

七三三 天文十三年十二月 日 沙弥清本讓状案

雜書二十四通 貞

七三四 正應四年 十月十六日 將軍久明家政所下文案

七三五 正應四年十一月 四日 六波羅施行状案

七三六 元德三年十二月 日 祢寢清種代清成重申状

七三七 正慶元年十二月 五日 鎮西探題下知状案

七三八 建武三年 正月十一日 建部清成外五名一族連署契状

※(六九五) 建武三年十一月廿一日 建部清種着到状……………影写・池端

七三九 建武三年十二月十四日 畠山直頭軍勢催促状案

※(六九六) 建武四年 正月十日 建部清種軍忠状案……………池端

※(七四二) 建武四年 三月十五日 土持重綱書状……………池端

※(六九七) 建武四年 四月廿三日 祢寢清種軍忠状案……………池端

※(六八九) 建武四年 八月一日 畠山直頭安堵状……………池端

※(六九〇) 曆應二年 四月廿日 畠山直頭感状案……………池端

※(六九八) 曆應二年 八月卅日 建部清種軍忠状案……………池端

七四〇 十月六日 權大檢校珍賢書状

- 七四一 四月廿六日 散位清信書狀案
- 七四二 建武四年三月十五日 土持重綱書狀
- 七四三 建武四年六月 日 衞寢清種申狀
- 七四四 建武四年八月一日 畠山直顯打渡狀案
- 七四五 建武五年四月八日 うは太郎母人身質券
- 七四六 <sup>(康)</sup>かう<sup>(忠)</sup>多<sup>(忠)</sup>い<sup>(忠)</sup>四年四月十五日 ぬくみのとうない三郎入道某契約狀案
- 七四七 文和五年三月 日 衞寢道種種申狀
- 七四八 文明七年八月廿三日 御崎野々馬宛行狀
- 七四九 文明十二年九月廿日 近助田地沽却狀
- 七五〇 永正七年十一月十一日 池端清勝田地沽却狀
- 七五一 天正十三年八月十日 根占重虎嫁取日記断簡
- ※(七二〇) 建武二年二月十日 れんふく讓狀案……………池端
- 七五二 <sup>(曆)</sup>りやく<sup>(忠)</sup>おう<sup>(忠)</sup>四年二月十五日 きよてる讓狀案
- 七五三 <sup>(貞)</sup>ちやう<sup>(忠)</sup>わ<sup>(忠)</sup>二年十月十六日 すけよし請取狀案
- 七五四 貞和三年五月四日 国衙正稅物請取狀案
- 七五五 康永二年十月四日 国衙定使定盛請取狀案
- 七五六 <sup>(曆)</sup>りやく<sup>(忠)</sup>おう<sup>(忠)</sup>四年十一月十日 二郎判官代末元請取狀案

七五七

康永四年 四月 五日

大宰府料物用途請取状案

〔御文書十七通 元〕

右、亡父親高未處之間(分曉)、所被配分也者、可令領掌之狀、所仰如件、以下、

建長五年十二月廿八日 案主清原

令左衛門尉藤原(領景) 知家事清原

別當陸奥守平朝臣(北條重時)(花押)

相模守平朝臣(北條時頼)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五一五号文書ト同文ナリ)

〔雜書〕  
〔あんとの御下文〕△

〔多祢嶋〕

○六七五 大隅國守護所下文

御家人見和平次有光入見參、被下向也、可令安堵之狀如件、

承久三年十二月 日

守護所(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三〇八号文書ト同文ナリ)

○六七七 大隅守護名越時章書下

可令早 氏佐汰進士親高五女 領知大隅國祢寢院佐汰村内

田柒段園老所事、

右人、任去年十二月廿八日安堵御下文之旨、可令領掌之

狀如件、

建長六年正月十四日

前尾張守平(名越時章)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五一六号文書ト同文ナリ)

○六七六 將軍宗尊親王家政所下文案

將軍家政所下 氏佐汰進士親高五女

宇地藏

可令早領知大隅國祢寢院佐汰村内田柒段園老所事、



○六七八 鎮西下知狀

大隅國宮原五郎頼重息尼禪阿代清種申當國祢寢院內島田參段事、

右、如申狀者、於件田地者、伯父祢寢七郎左衛門尉清元讓与禪阿訖、而致違乱之條無謂云云、如所進去年<sup>元亨七</sup>月七日清元狀者、讓与祢寢弥次郎母仁大隅國祢寢院南保内田地<sup>字号</sup>三段事、右田地者、清元重代相傳地也、而祢寢弥次郎母者、爲姪之上、志切之間、亡父清綱讓狀案文仁封裏、相副之、限永代所讓渡也云々、就之度々雖遺召文、無音之間、以谷山五郎入道覚信尋問実否之處、如執進去三月廿一日清元請文者、尼禪阿代清種申、祢寢院內島田參段事、以去年七月七日讓与禪阿之上者、向後不可違乱云、此上不及異儀、任清元讓狀、可令禪阿領掌矣者、依仰下知如件、

元亨三年六月十日

(北條英時)  
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三四七号文書ト同文ナリ)

○六七九 関東下知狀

可早以建部氏字又領知大隅國祢寢院南保内田伍段<sup>郡本馬門東依</sup>島貳町壹段、在家肆字<sup>南入道事、</sup>蘭、

右、以亡父宮原五郎頼重跡所配分也者、早守先例、可令領掌之狀、依仰下知如件、

元亨三年十二月七日

(北條高時)  
相模守平朝臣(花押)  
(北條貞顯)  
修理權大夫平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三八三号文書ト同文ナリ)

○六八〇 鎮西探題御教書

祢寢弥次郎清種申、大隅國祢寢南保内山本村田地事、訴狀<sup>副具</sup>如此、爲有其沙汰、早可被參對、仍執達如件、

元亨四年四月十四日

(北條英時)  
修理亮(花押)

祢寢五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三九六号文書ト同文ナリ)

○六八一 鎮西施行狀

建部氏字又、今者死去子息祢寢弥次郎清種申、大隅國祢寢院

南侯内田伍段郡本馬門、東依畠貳町壹段在家肆宇南入道事、

右、任去年十二月七日關東御下文、可令氏女跡領掌之狀  
如件、

元亨四年七月五日

(北條英時)  
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇一号文書ト同文ナリ)

○六八二 沙弥道性請取狀

(西字佐祢勒寺)

造營米錢事、

合米壹舛貳合、  
錢百十文者

右、大隅國祢寢南侯得富之内、畠田三反祢寢弥二郎弁所  
請取之狀如件、

嘉曆二年五月廿一日

沙弥道性(花押)

○六八三 沙弥道性請取狀

西字佐祢勒寺造營米錢事、

合米壹舛貳合者、  
錢百五十文

右、大隅國祢寢南侯得富五分一内女子一人分、祢寢弥二  
郎弁請取之狀如件、

嘉曆貳年五月廿一日

沙弥道性(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七九号文書ト同文ナリ)

○六八四 沙弥某書下

祢寢弥二郎清種申、大隅國佐多村内田蘭等事、去年十二  
月廿一日御教書并重申狀如此、早任被仰下之旨、可被申  
さ右候、仍達執如件、

元徳四年三月六日

沙弥(花押)

佐多弥七殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六〇七号文書ト同文ナリ)

○六八五 掃部助某安堵狀

大隅國祢寢院南侯一分地頭祢寢弥二郎、於知行分者重下使者候程者、不可有相違之狀如件、

元弘三年十二月二日

掃部助(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六七九号文書ト同文ナリ)

○六八六 鎮西下知狀

祢寢弥二郎清種申大隅國祢寢院佐多村田地七段園耆所

事、

右彼田園耆、本主親政相副関東建長五年十二月廿八日安堵御下文并同六年正月十四日六波羅施行以下狀、沽却之間、清種買得之處、佐多弥七親経正中二年以來押領之旨、依訴申、度々遣召文上、仰谷山五郎左衛門入道隆信尋問之處、如隆信今年九月三日起請文者、雖相傳親経不及請文云々、不遁違背之咎、爰如文保二年十二月十日親政政治券者、大隅國祢寢南侯佐多村内親政相傳田屋敷相副御下

文以下、代錢參拾五貫文仁清種仁永代沽渡早、田園員數

名字者、見親綱配分狀云々、且如建長御下文者、當時私

領之旨所見也、此上不及異儀、然則於彼田者、可令清種

領掌者、依仰下知如件、

正慶元年十二月五日

修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六一五号文書ト同文ナリ)

○六八七 鎮西探題御教書案

祢寢弥二郎清種申、大隅國佐多村内田園事、被裁許早、

守彼狀可沙汰付也、仍執達如件、

正慶元年十二月廿日

(北條英時) 修理亮御判

谷山五郎左衛門入道殿

税所介殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六一九号文書ト同文ナリ)

○六八八 大隅守護櫻田師頼軍勢催促狀

先帝御事、今年三月十七日関東御教書今月廿六日子到來、刻

案文如此、爲凶徒等誅伐、相催大隅國地頭御家人可発向

伯耆國云々、早相具庶子等、可被致軍忠、仍執達如件、

正慶二年四月廿七日

(櫻田師頼)  
前參河守(花押)

祢寝弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六三二号文書ト同文ナリ)

○六九〇 畠山直頭感狀

日向國凶徒肝付八郎兼重黨類等、楯籠大岩田城之間、没落之時、被抽軍忠条神妙、弥可勵其節也、仍執達如件、

曆應貳年四月廿日

(畠山直頭)  
源(花押)

祢寝弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇四〇号文書ト同文ナリ)

○六八九 畠山直頭安堵狀

大隅國多祢嶋内現和村名主職事、被致軍忠之上、帶右大

將家御下文以下證文等、相傳之条歴然之間、於半分者、

先所申付也、至年貢者、爲軍勢兵粮、可被直進之狀如件、

建武四年八月一日

(畠山直頭)  
源(花押)

(建部清種)  
祢寝弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九四七号文書ト同文ナリ)

注進

○六九一 畠山直頭拳狀

大隅國祢寝弥次郎清種、自去建武三年迄于曆應二年八

月兼重城没落期、於日向國属直顯手軍忠事、

一建武三年十二月十八日兼重城合戦、

清種自身被疵右脛射疵

一建武四年正月十日石山城合戦、

清種自身被疵左手射疵

一曆應二年正月十三日上財部向城合戦、

親類平六兼安被疵右膝射疵

落城事、

三侯院

南郷

石山城 大和田城

下財部

新宮城

兼重本城、

右注進如斯、若此条偽申候者、日本國中大小神祇御罰

於可罷蒙候、仍注進如件、

曆應四年十二月廿日

源直頭

(裏花押)

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二四〇号文書ト同文ナリ)

○六九二 島津氏久書下

大隅國佐多村庶子女子二人跡事、相傳知行段關東六波〇

御下文御施行以下、當知行所見狀等加一見訖、不可有相

違之狀如件、

延文六年七月十一日

(島津氏久)  
修理亮(花押)

称寢次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八四号文書ト同文ナリ)

〔御證判十二通 亨〕

○六九三 建部別當丸着到狀

依京都騒乱御事、大隅國御家人称寢次郎清種當病之間、  
子息別當丸馳參博多、罷入御着到、于今令在津候、以此  
旨可有御披露候、恐惶謹言、

元徳三年十月廿日

建部別當丸上

進上 御奉行所

(證判)  
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五九八号文書ト同文ナリ)

○六九四 建部清種軍忠狀

〔端裏書〕  
建武三年六月十八日嶋津沙弥道鑑之證文△  
肝付八郎兼重・同彦太郎兼隆〇以下与黨人等爲退治△伐  
大隅國肝付郡加

瀨田城郭、去五月〔大將御發向之時、于同六月十日、於擲手〕同國祢寢弥次郎清種自同日至

水手致日々合戰〔寶忠〕併軍御奉行被疵、嶋津七郎、本田左衛

門尉久兼・同水手御奉行中条左衛門見知訖、將又与黨

人等爲後卷〔可寄來之由、有其間〕問、隨于大將御命、去五月廿三

日〔馳向野崎村、懸先致敵、〕合戰之条、野崎馳相合戰、大將〔嶋津六郎・同大隅助三〕見知

郎之〔目安訖、以此旨、可有〕仍此等子細一列捧御披

露候、恐惶謹言、

建武三年六月十八日

〔建部清種〕

進上 御奉行所

〔証判〕〔島津貞久〕承

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八六五号文書ト同文ナリ〕

○六九五 建部清種着到狀

着到

爲誅伐日向國凶徒伊藤々内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重

以下輩、御發向之間、爲致軍忠、大隅國祢寢弥次郎清種

候、令馳參國富庄太田城候、以此旨可有御披露候、恐惶

謹言、

建武參年十一月廿一日

建部清種

進上 御奉行所

〔証判〕〔島山直顯〕承了〔花押〕

〔裏書〕

「就當參雖被判、於令帰宅者、可處忠於無也、」

〔島山直顯〕〔裏書〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八八六号文書ト同文ナリ、但シ旧記ニハ裏書ヲ欠ク〕

○六九六 建部清種軍忠狀

日向國凶徒爲誅伐肝付八郎兼重、去年十二月五日、大

將御發向三俣院間、以同十八日、押卷兼重城郭、云致

合戰時、云攻落石山城時、清種兩度被疵事、

一去年十二月十八日、兼重城郭自大手城戸出相數輩凶徒

等之時懸先、致敵合戰、追入御敵於城戸口、清種被

疵訖〔右懸射疵〕

一今年正月十日、隨于大將御命、攻落石山城之時懸先、

於大手清種被疵訖左手射疵

右、所々合戰、致先懸、自身兩度被疵訖、仍注文如件、

建武四年正月十日

建部清種  
(裏花押)

進上 御奉行所

(証判)

見知了、藤原(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八九七号文書ト同文ナリ)

○六九七 建部清種軍忠狀

大隅國祢寢弥次郎清種、爲誅伐日向國凶徒伊東藤内左衛

門尉祐廣・肝付八郎兼重以下輩、去年十一月廿一日、馳

參國富庄太田城、同廿二日、爲對治兼重馳向、結城孫七

行郷、友永七郎澄雄、相共同十二月六日、兼重与黨等楯

籠押寄下財部院新宮城致合戰、同九日打向三侯院之刻、

御發向之間、以同十八日押卷兼重城墾之處、自太手城戶

出相、數輩凶徒等防戰之時、清種捨身命懸先、致散々合

戰、追入御敵於城内、於城戶口被疵右脛射疵訖、隨而行郷、

楡井四郎頼理令見知訖、將又隨于大將御命、今年正月

十日攻落石山城之時、於大手懸先、致散々合戰被疵左手射疵

訖、仍高木孫三郎久安并同時合戰地頭御家人令見知訖、

然自去年迄于今連日合戰、捨身命抽軍忠、兩度自身被疵

候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年四月廿三日

建部清種  
(裏花押)

進上 御奉行所

(証判)

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九二二号文書ト同文ナリ)

○六九八 建部清種軍忠狀

爲誅伐日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年十一

月廿一日、大隅國祢寢弥次郎清種馳參日向國大田城、付御

着到、御使結城孫七行郷・友長七郎澄雄相共令對治南郷

櫛間城、同十二月六日兼重以下凶徒等楯籠押寄下財部新

宮城、取向城致合戰之刻、御發向于三侯院之間、同九日

馳參三侯院、押卷兼重城、致合戰之處、同十八日、自南

城戶打出數輩凶徒等之間、懸先致散々合戰、追卷御敵等

於城内、於城戸口被疵右腰射疵、訖、次同四年正月十日隨于

御命、攻破石山城之時、懸先致散々合戰被疵左手射疵、訖、

隨而自建武三年十二月迄于同四年十月、日夜致合戰令抽

軍忠畢、次去年七月十一日、爲對治兼重以下凶徒等御發

向之間、御共仕、賜御前陣、打入日向國南郷之處、兼重

与同平山式部少輔等依楯籠于同郷大和田城、可取向城之

由蒙仰之間、取向城日夜致合戰、今年四月十三日、攻落

彼城訖、又兼重与同猪俣新左衛門尉等楯籠上財部城、取

向城之時之合戰、親類平六兼安被疵左眼射疵、將又今月十三

日押卷兼重城、日夜致合戰、同廿七日攻落彼城訖、然所

々數ヶ度合戰、捨身命懸先、令抽軍忠候、以此旨可有御

披露候、恐惶謹言、

曆應二年八月卅日 建部清種上(裏花押)  
進上 御奉行所(証判)  
承了(鳥山直顯)  
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇六一号文書ト同文ナリ)

〇六九九 櫛寢清種軍忠狀

大隅國祢寢次郎清種軍忠事、

右爲誅伐薩摩國凶徒等御發向之間、最前馳參、賜御前陣、

去年八月御對治同國伊集院一字治城并市来城等之時、致

合戰忠節訖、爰属于島津三郎左衛門尉師忠手、可致軍忠

之由、依被成御奉書、同月十二日肝付八郎兼重、中村彈

正忠秀純等楯籠押寄于慶島郡東福寺城、日夜致合戰、今

年四月廿六日攻落東福寺山城矣、同廿八日尾頸小城同沒

落訖、將又今月一日矢上左衛門五郎高純楯籠押寄于同郡

催馬棗城、致合戰之處、同十六日御對治訖、然早自去年

八月迄于今日日、於所々數ヶ度合戰致軍忠之上者、預御

一見狀、爲備後證、粗言上如上件、

曆應四年後四月 日 建部清種上(裏花押)  
進上 御奉行所(証判)  
承了(鳥津貞久)  
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二二号文書ト同文ナリ)



○七〇〇 禰寢清種軍忠狀

大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事、

右、爲退治薩州凶徒等、今年八月十五日、御發向之間、

最前馳參、助三郎忠國以下之凶徒等楯籠于伊集院平城之

間、對於彼城致忠節訖、將又、被寄于阿多郡、加世田別

府以下之時、於所々御合戰之間、致軍忠訖、然早預御一

見狀、爲備後證、粗言上如件、

曆應四年九月 日

(証判) (島津貞久)  
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二二九号文書ト同文ナリ)

○七〇一 禰寢清種軍忠狀

欲早被經急速御沙汰、自去建武三年迄于曆應二年八

月卅日、所々合戰、捨身命度々懸先□□清種

(度被疵抽軍忠之上者)

預御注進、浴恩賞事、

副進

一卷 御着到御感御教書御一見狀等

右、清種軍忠事、所令備進之□□御教書□□等明白也、

仍預御感御教書訖、而自去建武三年迄于曆應二年、數ヶ度

合戰捨身命懸先、清種・兼安以下兩度被疵、攻落所々城、

抽軍忠之上者、預御注進□□浴恩賞、粗言上如件、

曆應四年十一月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三三号文書ト同文ナリ)

○七〇二 禰寢清種軍忠狀

大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事、

右、爲對治薩摩國凶徒等、去月五日御發向于谷山郡之間、

最前馳參、同七日、致散々合戰畢、將又同十三日御發向

于伊集院之時、對於助三郎忠國以下之凶徒、楯籠平城、

致合戰取向城訖、然早預御一見狀、爲備後證、粗言上如

件、

曆應五年九月 日

(証判) (島津貞久)  
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二六〇号文書ト同文ナリ)

〇七〇三 櫛寢清種軍忠狀

大隅國祢寢次郎清種謹恐言上、

自最初爲御方、自去建武三年迄于今、奉屬御手、隅州日  
州薩州所々合戰、度々被疵訖、隨而軍忠之次第、先日預  
御注進訖、就中、去三月廿七日賴仲与黨人大始良新兵衛  
入道々心・横山彦三郎・賴仲若黨岡富三郎次郎入道以下  
凶徒等楯籠、押寄當院大始良城致合戰、同四月四日令退  
治彼城訖、將又、同十日賴仲舍弟又四郎賴重楯籠、押寄  
當國肝付郡加世田城、連日致合戰之處、同國鹿屋院高熊凶  
徒等楯籠之間、同七月十日押寄彼城、同十二日攻落之訖、  
爰同廿五日夜賴仲与黨人風早十郎・細山田三郎以下凶徒  
等忍入大始良城、引會薩州石堂彦次郎入道・肥後三郎兵  
衛尉以下凶徒等、引率大勢、當院鷹栖構城墾之間、押寄彼  
城致合戰之刻、今月三日賴仲与黨人嶋津田三位房、饗庭  
九郎以下之輩、率大勢同國始良庄井上寄来、取向城之間、  
即時馳向、三位房以下凶徒等討取之、同日押寄崩城攻落  
之、同夜押寄加世田城令退治訖、又同四日押寄大始良鷹

栖城致合戰、凶徒等數輩討取之令退治訖、仍同十二日賴  
仲楯籠日向國志布志御發向之間、御供仕押寄彼城、同十  
三日令退治訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應貳年八月 日

建部清種

(龜押) (島山直題)

承了(花押)

(本文書へ「旧記雜纂前編」二二三六号文書ト同文ナリ)

〇七〇四 櫛寢道種軍忠狀

大隅國祢寢次郎入道々種恐言上、

欲早被經急速御沙汰、預御一見狀、御敵榊井四郎賴仲・  
同又四郎賴重、薩州凶徒楯籠當院大始良城、同國下大  
隅郡木谷城・同鹿屋院壹谷城攻落致軍忠事、  
右、去觀應參年十二月三日夜、賴仲引率薩州之凶徒等、  
忍取大始良城之間、同四日押卷彼城、連日致合戰之刻、  
引合賴仲薩州凶徒等、去年文和貳七月貳日木谷構城墾、去月廿  
二日壹谷楯籠之間、同廿四日攻入彼城致散々合戰、賴仲  
与黨人平岡四郎・風早十郎・薩州凶徒叢和新次郎以下數

輩討取之、攻落訖、將又、同日攻入木谷大始良城、令對治所之城之訖、仍軍御奉行人野本藤二見知之上者、爲預御一見狀粗言上如件、

文和參年三月 日

(証判) (畠山直顯)  
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二五二九号文書ト同文ナリ)

〔讓狀三十通 利〕

○七〇五 建部親綱配分狀

佐汰村内五女分

水田柒段

竹原田二段六十步、湊田内四段三百步、小藤二外園

壹所、

右、任御下知之旨、配分如件、

建長六年五月八日

嫡男建部親綱在判

後家比丘尼代藤原在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」五二〇号文書ト同文ナリ)

○七〇六 建部清綱讓狀

祢寢院司建部清綱辭

讓與 賴綱得分田畠并山野等事、

一用松名

在四至 東限石尾 南限河  
西限北俣田綱手 北限田代登大路

水田貳町貳段内

字北俣五段 同南俣五段 同三坪八段

同山下二段 同藪田一段 同赤坂田一段

一郡本内水田貳町藪參ヶ所事

宮脇壑所

在四至 東限若宮參詣大道宮田西丸西ハタメ 西限大河  
北限尾上南ハタメタナ崎 南限池田北岸

脇持教房居藪

在四至 東限尾世 西限大溝  
北限サケ山溝 南限殿藪并山本境

南入道居藪

在四至 東限大道 西限池  
北限歳宮田 南限大道

水田貳町内

圓田四段 牟田北副伊佐木田六段馬門内耆町内清權

大夫五段  
作河原田五段

一山野肆ヶ所 一所波伊 一所猪狩倉 一所小豆野ハヘ

一<sup>㊦</sup>所松野ハヘ <sup>△</sup>

此四ヶ所、在四至、東限田代境 西限波伊立山谷登見方山谷  
北限直世境 南限邊津加大道蕨蒲経石

右、田畠山野等者、守護狀之旨、可令領知、若令他人沽

却者、相本名天可令沽却、但於佛神事役、御領物御佃新

入田并方々公事果役者、本名弁内、以五分耆天可令勤仕、

但用松名加定也、仍讓狀如件、以辞、

正元々年後十月五日

<sup>▽</sup>散位建部清綱判 <sup>△</sup>

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五九一号文書ト同文ナリ)

○七〇七 建部清綱讓狀

建部清綱子息讓与所帳事 <sup>證</sup>

一 賴綱得分田畠山野等事、

用松名、在四至 東限岩尾 西限小河  
北限北俣田北綱手田代大道 南大河

水田貳丁貳段内

字北俣五段 同南俣五段 同三坪八段 同山下二

段 同藪田一段 同赤田一段

一 郡本内水田貳丁内

圓田四段

無田北副伊佐木田六段 馬門老丁

據清親作

五段 河良田五段

同郡本内藪參ヶ所内

脇八郎大夫藪、先地教房居藪也、

南入道居藪、宮脇、四至讓狀在、

一山野肆ヶ所内

一所波伊、一所猪狩倉、一所小豆野へへ、一所松は

へ、

此山野藪四至、在讓狀、

右、件田畠山野等者、限永年可領知、於方々公事所當者、

本名五分一を可勤之、

此外返津加内 狩倉山野四ヶ所内、大宗・綱懸・打

ツメ・いさぎのあほ、

四至 東限大浦 西限姫迫大河 北限フルクツレノ河内并マフシタチ 南限海

右、件山野頼親讓与也、限永年可令領知、但請島陸段内

麦島耆段所當、初任時可弁也、兼又郡本頼綱得分内水田

五段藪一ヶ所、とよはらニ可讓取、詮

右、件田畠山野等、子息等令所分也、此外田畠山野等者、

嫡子清親可令領知也、

文永四年十二月廿四日

建部清綱判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七〇七号文書ト同文ナリ)

### 〇七〇八 建部清綱讓狀案

建部清綱辭

讓与庶子(清元)厩房丸田藪等事

一藪伍ヶ所内

西本藪三ヶ所内 當作藤太藪 勢三郎藪 見平太藪

四至 西限松山矢太郎之道見平太垣根也 東限大河ハタ 北限宮山峯 南限大道

君澤津藪耆所 東限綴弥次郎 西限中尾 南限宮田際 北限尾

弥藤太殿藪耆所 東限堀 南限柿 西限路 北限草字五郎南垣

一水田捌段内

葛蒲田參段 東限宮田許 南限島田  
西限温宮許 北限路

島田五段 東限小宮田 南限右多田北許  
西限右多田溝 北限葛蒲田中溝

右、件田藪等、所讓与庶子厩房丸也、然御公事分御佃新 被入田

入田米貳斗、府御領物肆疋可弁之也、次國ヶ初任之時使

入部之時者、黒米陸舛 官方得 米疋 可弁郡方、縦使雖被経數日、

此外 (至下) 自余雜事傳夫馬等者、令停止了、凡彼田藪等御

公事配分如此、就中社國并関東御方臨時課役雜公事者、

一向留于本名号、仍爲永代讓狀如件、

建治元年十二月廿二日 建部清綱在判

(本文書ハ「旧記雜録前編一」七六七号文書ト同文ナリ)

(裏書) 爲後證之、以自筆裏書志天讓狀仁相副之、所奉讓渡于弥

次郎殿母御前清元姪也、於正文者、自余之所領相交之間、

留置之候、依裏書如件、

元亨二年七月七日 建部清元(花押)

○七〇九 建部氏女讓狀

ゆつりわたす、そく女まつこせんに、大すみのくに

ねしめのみなまたさたのむらのうちのてんちやし

き、ならひに御くたしふミいけのせうもんらの事、

(ミ) のてんちやしきらのミやうしつほつけわ、ちかつな

のわけしやうにミゑたり、しかるにか (のち) ちをきてハ、

うちの女かちうたいさうてんしりやうなり、こゝにらう

せうふちやうのあいだ、さやきて、まつ御せんに、ゑい

たいをかきりて、しやうくんけの御くたしふミいけのせ

うもんらをあひそへて、ゆつりわたすところなり、よて、

こ日のために、ゆつりしやうくんたんのことし、

(正 応) しやうおう二ねん二月十日

たけんへのうちの女(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」九一四号文書ト同文ナリ)

○七一〇 平氏女讓狀

ゆつりわたす

ちやくしまご四らうちかまさ(親政)に、大すみのくにねし

めのみんぎたのむらのうちにてんちやしき、ならひ  
にしやうくんけの御くたしふミいけのせうもんらの

事、

ミきのてんちやしきらのミやうしつほつけハ、わけしや  
うニミゑたり、しかるニかのてんちやしきりにおきてハ、  
氏女かちうたいさうてんのしりやうなり、こゝにらうせ  
うふちやうたるあひた、さやきてちやくしちかまさ(保)に、  
しやうくんけの御くたしふミいけのせうもんらをあひそ  
ゑてゑいたいをかきりて、ゆつりわたすところなり、よ  
てこのために、ゆつりしやうくたんのことし、

(嘉元)  
かけん二ねん三月十五日 平氏女(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇七四号文書ト同文ナリ)

### 〇七一一 建部親政讓狀

ゆつりわたすやうしねしめのいや二郎(たね)きよのたねとこ  
ろニ大すみのくにぎたのむらのうち、てんちやしき、

ならひニ御くたしふミ、いけのてうとのせうもんらの  
事、

みぎ、くたんのてんちやしきらハ、ちかまさかちうたい  
さうてんのしりやう也、しかるニきよたね一もんのう  
ゑ、ゑうせうよりとりやうするこゝろさしあさからさる  
あひた、ゑいたいをかきて、きよたねニゆつりわたすと  
ころ也、よてこのために、ゆつりしやうくたんのこと  
し、

文ほう二年十二月十日

(保)  
建部親政(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二四五号文書ト同文ナリ)

### 〇七一二 建部親政沽却狀

ゑうようあるによて、ねしめのいや二らう殿ニ、大す  
みのくにねしめのみなミまたぎたのむらのうち、親政  
さうてんのてんちやしきあり、しんかいたた(マ)た(マ)えその  
内、しやうくんけの御くたしふミ六はら御しきやう、

そふちかつなのわけしやうらをあひそゑて、しろのせ  
ニ三十五くわんもんニ、ゑいたいをかきりて、うりわ  
たしたてまつる事、

みぎ、くたんのてんちやしきらハ、ちかまさかちうたい  
さうてんのところ也、しかるあひた、御くたしふミいけ  
のせうもんらをあいそゑて、しろのせニ三十五くわんも  
んニ、ゑいたいをかきりて、うりわたしたてまつるとこ  
ろ也、たゞし、たそのゝあんしゆみやうしハ、ちかつな  
のわけしやうニミゑたり、よてこ日のためニ、しやうく  
たんのことし、

文ほう二年十二月十日 建部親政(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二四六号文書ト同文ナリ)

〇七二三 建部重清讓狀

ゆつりわたしたてまつるおい弥二郎殿ところに、大す  
ミのくにねしめのいんミなミまたの内、重清分ニなり  
て候はん内のそのい所の事、

右、くたんのところハ、はうふよりしけの重代さうさう(符之)  
てんのしりやう也、しかるをミせうふんのよし、ひゐを  
いたされ了、御はいふんにあたりて候はん時、いやしき  
のために、そのいしよ、たゞしひろさ三反、ゆつりたて  
まつり候也、おなしをいながら、れんくゝの心さしあさ  
からさるによて、ゆつりたてまつり候也、永代ちぎやう  
候へし、たゞしそのゝさい所ハ、御はいふんニあたりて  
候はん時、さたむへく候、よてのちのためにゆつり狀如  
件、

元應元年十月十五日 建部重清(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二六二号文書ト同文ナリ)

〇七二四 建部清元讓狀

建部清元辭

讓与称寝弥次郎殿母御前仁大隅國称寝院南俣内田地  
田參段事、

右、件田地者、清元重代相傳地也、而称寝弥次郎殿母御



前者、爲清元姪之上、忠節成之間、於彼田地者、亡父清綱讓狀之案文仁、裏於封天相副之、限永代之、所奉讓渡于弥次郎殿母御前清元姪之実也、但於御佃并府御領物等御公事者、清綱讓得清元田地八段内加葛蒲田 畠田定、御佃米貳斗、府御領物肆疋可弁之由、被定置之上者、隨于田地之分限、可被弁之、此外於万雜公事者、一向被留于惣領早、將又警固番役并社國兩方臨時課役出来之時者、隨于田地分限、可被勤仕之、若又清元子孫共中仁、聊も彼田地仁於申違乱之輩者、清元所領於不可領知候也、仍爲後證之讓狀如件、

元亨貳年七月七日

建部清元(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇四号文書ト同文ナリ)

ゆつりわたす

### 〇七一五 尼禪阿讓狀

ちやくしいや二郎きよたねかところ、はたけた三たんの事つしんしさいはしたい

そゑわたすしたい(つ脱カ)きのしやうら、

みきのてんちハ、せんあかちうたいさうてんのしりやうなり、しかるにらうせうふちやうたるあいた、ちやくしいや二郎きよたねに、したいせうもんをあいそゑて、(たい脱カ)いをかきりて、ゆつりわたすところしつなり、(の脱)こうせうのためにゆつりしやうくんたんことし、(元字)けんかう二ねん十二月十六日

あませんあ(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二七号文書ト同文ナリ)

### 〇七一六 尼禪阿讓狀

ゆつりわたす

ちやくしいや二郎きよたねかところ、をうすミのくにねしめのいんのうちてんちやしきらの事しんしさいはほんせうもんにあり(南)一みなミにうたうのその(馬)一まかとのうちのた五たん

みきのてんちやしきハ、はうふよりしけのちうたいさう  
てんのしりやうなり、しかるにしやきやう又五郎きよす  
ミ、御けちをかすめ給ハるといゑとも、しやてい五郎二  
郎しけきよかかわちとの御てにして、を(越訴)つそを申た  
て、ミふんとおほせいたされ、御はいふんあて御ひやう  
ちやうにのほり、くわんとうに御ちうしんあるうゑハ、  
か(ん脱カ)のてちきやしきにをきてハ、ちやくしいや二郎きよた  
ね、ゑいたいをかきりて、しひつをもてゆつりわたすと  
ころしつなり、よてこうせうのために、ゆつりしやうく  
たんのことし、

元(元)けんかう三ねん五月十六日

尼(尼)禅阿(阿)あませんあ(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一三三四号文書ト同文ナリ)

○七二七 尼禅阿讓狀

わんときはいや二郎きよたねに  いや三郎き  
よゑニ、ゑいたいをかきて、 ミなミに

うたうのそのうち、二たん あい ゆつりわた  
くまほし、たしそのはかり めいの ゆつり く  
たんの事し、

けんかう三ねん八月廿五日

あませんあ(花押)

○七二八 建部高濂讓狀

大隅國祢寝南俣山本村内田地号横渡北槽副貳段、右田地者、  
高濂重代相傳私領也、而弥次郎殿事、爲一姓甥上者、年  
來申承志依不濂、限永代所奉讓渡也、但於御公事者、加  
御佃新入田米定參升、府御領物貳疋可被勤仕之、又石築  
地勤仕之時者、錢田別拾文可被勤仕之也、若又彼地仁不  
慮外煩出來時者、當俣内類地邊田村内地上田貳段可被  
撰取之也、至于子々孫々、無他妨可令知行給、仍爲後證  
讓狀如件、

元亨參年十月廿日

建部高濂(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一三三七号文書ト同文ナリ)

○七一九 建部重清請取狀

はうふよりしけのゆいりやう、おほすみのくにねしめの  
ミなミまたもちまつミやうのうち、三のつほいけのしよ  
く、ほしかわのさゝもん五郎のこけれうしやうの分の、  
元亨三年十二月七日御下文、をなしき御はい分狀ならひ  
にちんせい御しきやう、以上三つ、ねしめのいや二郎殿  
方より、うけとり候了、よてうけとり狀如件、

元亨四年十月一日 重清(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四〇六号文書ト同文ナリ)

○七二〇 れんぶく讓狀

ゆつりわたすひこまつしゆまろニ

大すみのくにねしめのみん、さたのむらのうちはまだ  
七たん、をなしきやまのくちのそのらの事、

みきのてんゑんらハ、れんぶくかちうたいさうてんのし  
よりやうなり、しかるにひこまつしゆまろニ御くたしふ  
ミいけのせうもんらをあひくして、ゑいたいをかきりて、

ゆつりわたすところなり、よてこ日のために、ゆつりし  
やうくたんのことし、

(建武) けんむ二ねん二月十日 れんぶく(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七三三号文書ト同文ナリ)

○七二一 尼ねんほう避狀

さりわたしたてまつる、ねしめのいや二郎とのニ、大す  
みのくにねしめのみんさたのむらのうち、はまた七たん、  
をなしきやしき、やまのくちのそのらの事、

みきのてんちやしきらハ、はうほのそんしまつしゆまろ、  
いまはいや二郎きよてるに、ゑいたいをかきりてゆつり  
たひて候を、このほとあつかりもちて候へとも、御くう  
しなとかひくしくさたするましく候あひた、いけはた  
とのゝきよてるかをやにてをハしまし候うゑハ、しよハ  
うの御くうしをきんし候て、きよてるニゑいたいをかき  
りて、さうてんちぎやうせさせらるへく候なり、よてこ  
日のために、さりしやうくたんのことし、

(歴) 暦  
りやくおう五ねん九月二日

あまねんほう(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二六一号文書ト同文ナリ)

〇七二二 覚恵田地沽却狀

うりわたしまいらせ候、大すみのくにねしめのみんみな  
みまたまかとのうちのたぢたんの事、

右のてんちハ、かくゑかちうたいさうてんのち也、しか  
るに、かのかたにおきてハ、こきやくのときハ、いけはた  
とのにうりまいらすへきよし、はうほせんあのゆつりし  
やうにのせられ候あいた、代のようにとう六くわんもんに、  
ほんせうもんをあいそへて、ゑいたいをかきて、いけは  
たののに、うりわたしまいらせ候ところなり、よてこう  
せうのために、こけんしやう如件、

(康 永) かうゑい 貳年十一月十一日 (寛 惠) かくゑ(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二八一号文書ト同文ナリ)

〇七二三 政位請取狀案

すこ御せちれう、きよねんこんねんの分代、

合八十四文者

右さたのむらのうち、によし二人のふん、いけはたとの  
(如脱カ) 弁件、

かうゑい三年十一月廿二日 政位判

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二九三号文書ト同文ナリ)

〇七二四 沙弥道種讓狀

讓与 子息別當丸

大隅國祇寢院佐多村内田蘭等事、

副渡

関東御下文・六波羅御施行・鎮西御下知并手継以

下證文等、

一、湊田肆段三百歩 竹原田貳段六十歩

同蘭壹ヶ所 号小藤二  
外蘭

一、濱田柒段同山野口蘭壹ヶ所

右於田藺等者、道種重代相傳之私領也、而関東御下文、六波羅御施行、鎮西御下知・守證御奉書并手継以下之次第證文等相副之、限永代而別當丸仁所讓与也、仍爲後證之讓狀如件、

永和貳年三月一日

沙弥道種(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」三三二号文書ト同文ナリ)

○七二五 沙弥道種讓狀

讓与 別當丸

大隅國祢寢院南俣内田藺事、

一池縁藺壹ヶ所馬門田并樋渡畠田河原小藺壹ヶ所、  
右於田藺等者、道種相傳私領也、然相副関東御下文六波羅御施行・鎮西御下知・手継以下之次第證文等、限永代別當丸所讓与也、仍爲後證狀如件、

永和四年十月廿九日

沙弥道種(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」三九七号文書ト同文ナリ)

○七二六 沙弥道種讓狀

讓与

子息別當丸

大隅國祢寢院佐多村内田藺等事、

一 湊田肆段三百步竹原田貳段六十步

一 舜圓房居住松坂藺壹ヶ所

一 濱田柒段同山口藺壹ヶ所

(野脱カ)

右於田藺等者、道種重代相傳之私領也、而相副関東御下文・六波羅御施行・鎮西御下知以下之證文等之、限永代而別當丸仁所讓与之也、仍爲後證之讓狀如件、

道種(花押)

○七二七 沙弥崇音讓狀

讓与

大隅國祢寢院南俣内田藺事、

一池縁之藺一ヶ所 馬門田并樋渡畠田、河原小藺一ヶ所  
右件於田藺等者、崇音重代相傳之私領也、さるあひたちやくし二郎さ衛門清康にほんせうもんを相副候て、永代

をゆつりわたすところ實也、しんしきかひの事ハ、ほん  
せうもんニめいはくなり、仍爲後日讓狀如件、

于時文明八年丙申四月七日 沙弥崇音(略押)

〇七二九 沙弥善從讓狀  
讓与

大隅國祢寢院佐多村之内田等之事、

一松坂之園老ケ所

一濱田七段同山口園老ケ所

右件之於田園等者、善從重代相傳之私領也、然間殊嫡子  
又十郎清年仁本證文相副、永代讓渡處實也、四至境之夏  
者、本證文明白也、仍爲後日讓狀如件、

讓与  
〇七二八 沙弥崇音讓狀

大隅國祢寢院佐多村之内田等之事、

一松坂之園一ヶ所

一濱田七段同山口園一ヶ所

右件於田園等者、崇音重代相傳之私領也、さるあひた、  
ちやくし二郎さ衛門清康ニほんせうもんを相副候て、永  
代ゆつりわたすところ実なり、しんしきかいの事ハほん  
せうもんニめいはくなり、仍爲後日讓り狀如件、

于時文明八年丙申四月七日 沙弥崇音(略押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一五二〇号文書ト同文ナリ)

〇七三〇 沙弥善從讓狀  
讓与

明應六年丁巳七月廿四日 沙弥善從(略押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一七五七号文書ト同文ナリ)

大隅國祢寢院南俣之内田園等夏、

一池縁之園老ケ所馬門田并樋渡田

一畠田三段之夏

一 河原小園老ケ所

右件之於田園等、善從重代相傳之私領也、然間殊嫡子又十郎清年仁本證文相副、永代讓渡處實也、四至境之夏者本證文明白也、仍爲後日讓狀如件、

明應六年丁巳七月廿四日 沙弥善從(略押)

讓与

〇七三二 沙弥清本讓狀案

大隅國祢寢院佐多村之内田等之事、

一 松坂之園壹ケ所

一 濱田七段同山之口園壹ケ所

右件之於田園等者、池端清本重代相傳之私領也、然間孫又七仁本證文相副、永代讓渡之處實也、四至境之事者、本證文明白也、仍爲後日之讓狀如件、

右并讓狀之中仁書付早、池端清本嫡子右衛門尉清住、於高岳討死、其嫡子弥次郎重尚(マシ)、於小祢寢港唐人南蠻人与戰之時、中手火矢討死早、然間次男又七仁讓渡之處也、

天文十三甲辰年十一月五日 沙弥清本

大隅國祢寢院南俣之内田園等夏、

一 池縁之園壹ケ所馬門田并樋渡田

一 畠田三段之事、

一 河原小園老ケ所

右件之於田園等、清本重代相傳之私領也、然間孫又七仁本證文仁相副、永代讓渡之處實也、四至界之事者、本證文仁明白也、仍爲後日讓狀如件、

天文十三甲辰年十一月五日 沙弥清本

右讓狀之中ニ書付了、池端清本嫡子右衛門尉清住、於高

〇七三三 沙弥清本讓狀案

讓狀

依軍忠時嫡子右衛門尉清住、其嫡子弥次郎清尚致戰死、嫡家傳來之文書教通、二男孫又七仁讓渡、至後代不及吳儀狀如件、

天文十三年甲辰十二月□□ 沙弥清□<sub>(本)</sub>

〔雜書二十四通 貞〕

〇七三四 將軍久明家政所下文案

將軍家政所下

可令早領知大隅國祢寢院南俣内用松名并下直□<sub>(世カ)</sub>村地頭

職事、

右、任亡父清綱正元々年閏十月五日、文永四年十二月廿四日、建治二年正月卅日參通讓狀、爲彼職守先例、可致

沙汰之狀所仰如件、以下、

正應四年十月十六日 案主菅野

令左衛門少尉藤原 知家事

別当相模守平朝臣御判<sub>(北條貞時)</sub>

陸奥守平朝臣御判<sub>(北條宣時)</sub>

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九四号文書ト同文ナリ)



○七三五 六波羅施行狀案

大隅國祢寢院南俣内用松名并下直世村地頭職事、

右、任今年十月十六日関東御下文之旨、爲彼職守先例、

可致沙汰之狀、如件、

正應四年十一月四日

(北條盛房)  
丹波守平朝臣御判

(北條兼時)  
越後守平朝臣御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九四五号文書ト同文ナリ)

○七三六 櫛寢清種代清成重申狀

大隅國御家人祢寢弥次郎清種代清成重言上、

同國佐多弥七親経背度々御教書、不及參陣間、仰谷山

五郎左衛門入道雖被相尋實否、不被申左右上者、任傍

例被経御沙汰、欲預御裁許、同國佐多村田地屋敷等事、

副進

三通 御教書案二通先進

右子細度々言上訖、然早任傍例、被経御沙汰、爲預御裁

許、重言上如件、

元徳三年十二月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六〇二号文書ト同文ナリ)

○七三七 鎮西探題下知狀案

祢寢弥二郎清種申大隅國祢寢院佐多村田地七段園老所  
事、

右彼田園者、本主親政相副関東建長五年十二月廿八日安

堵御下文并同六年正月十四日六波羅施行以下狀、沽却之

間、清種買得之處、佐多弥七親経正中二年以來押領之旨、

依訴申、度々遣召文上、仰谷山五郎左衛門入道隆信尋問

之處、如隆信今年九月三日起請文者、雖相觸親経不及請

文云々、不遁違背之咎、爰如文保二年十二月十日親政沽

券者、大隅國祢寢南俣佐多村内親政相傳田屋敷相副御下

文以下、代錢參拾五貫文仁清種仁永代沽渡畢、田園員數

名字者、見親綱配分狀云々、且如建長御下文者、當村私

領之旨所見也、此上不及異儀、然則於彼田者、可令清種

領掌者、依仰下知如件、

正慶元年十二月五日

(北条英時)

修理亮平朝臣御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六一五号文書ト同文ナリ)

○七三九 畠山直顯軍勢催促狀案

爲兼重對治、所有發向三侯院也、早馳參、可被致忠節、仍執達如件、

建武三年十二月十四日

源御判

祢寝弥二郎殿  
(清德)

○七四〇 權大檢校珍賢書狀

○七三八 建部清成外五名一族連署契狀  
就世上騷乱并諸事一門一身同心之連書事、

右於諸事者、成一身同心之思、聊不可有吳儀、何事も申

談天可依衆儀也矣、

若於背此旨輩者、日本國中大小神祇冥道、御罰於可蒙罷

也、仍狀如件、

建武三年正月十一日

(鳥浜)  
清能(花押)

(池端)  
清種(花押)

(北)  
清武

(宮原)  
賴純(花押)

(山本)  
道惠(花押)

清成(花押)

御札委細承候了、抑佐汰村内女子分去今兩年御佃米貳斗

貳升、新入田米參升請取令進候、定使并孫四郎男等ニ

弁之由事、不存知候之間、不及請繼候、定使等ニ勿不可

有御弁由、不限御分先年一院ニ觸申候了、殘分早々可有

御沙汰候哉、親可候者、違例最中間、不被申御返事候、

恐々謹言、

十月六日

權大檢校珍賢(花押)

○七四一 散位清信書狀案

六郎冠者自害事、御札悅入候、如被知給候、彼仁自元重

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七六五号文書ト同文ナリ)

病者候間、自市来向薬師候夫、雖加療治之候、弥更発候之程、去月十一日令自害候早、誰存命候得者とても無甲斐者にてハ候へとも指當候、別哀覚候、兼又博多不審細々注給候事悦入候、毎事期後信候、恐々謹言、

卯月廿六日

散位清信

○七四二 土持重綱書狀

去年十二月十八日、兼重城於大手、自身被疵右肘、今年建武四正月十日、石山城破却時、重自身被疵左手之条、令見知了、此旨可注進候、仍執達如件、

建武四年三月十五日

(十卷)  
重綱(花押)

衾寝弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九〇九号文書ト同文ナリ)

○七四三 襦寝清種申狀

大隅國衾寝弥次郎清種謹言上

欲早被經嚴密御沙汰、預安堵御成敗、當國多衾嶋内見

和村名主職事、

副進

一通 大將家御下文

一通 守護嶋津判官忠久施行

一通 手繼狀 雖有數通  
自余略之

一通 系圖

右於見和村者、養父佐多孫四郎親政重代相傳地也、爰名越尾張左近大夫代肥後次郎入道淨心、以關東權威、令押量彼村於理不盡、持于五郎兵衛入道之条、希代所行也、隨而擬令言上之刻、世上動乱之間、于今令延引之處、幸奉仰嚴改御代、欲經上訴折節、彼五郎兵衛入道依令同意于御敵、被誅伐訖、然早帶 大將家御下文并忠久施行以下之證文等、清種相傳之上者、被經急速御沙汰、爲預安堵御裁許、粗言如上件、

建武四年六月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九四五号文書ト同文ナリ)

○七四四 畠山直頭打渡狀案

▽<sup>④</sup> (端裏書)

「多祢島現和村名主打渡御教書案 日向大将畠山殿」  
△

祢寝弥次郎清種申大隅國多祢嶋現和村名主職事、闕所之間、依軍忠可令管領之由申付了、早莅彼所、可被打渡半分於清種也、仍執達如件、

建武四年八月一日

源御判

世戸山彦四郎入道殿

(裏書)

多祢嶋現和村名職事、爲重代相傳之地、預御下知訖、隨而地頭御年貢同可致沙汰之由、被仰付候間、所差下了同房左近次郎入道也、應彼下知無懈怠(以下)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九四八号文書ト同文ナリ)

▽<sup>④</sup> (端裏書)

○七四五 うは太郎母人身質券

「うはたらうわらわのせうもん」  
△

いけはたとのノ御うち、子息うはたらうわらわ、生

年九になり候を、ようとう二百もんに、いれをきまいらせ候事、

右、今年ハきゝんにて候ほとに、わか身もかのへらわも、うゑしぬへく候あいた、御うちにおきまいらせ候、たゝしたうしの二百もんハ、日ころの二くわん三くわんもんにもあたり候うゑ、さうせいと申、かのきゝんに給へり候御をんをわすれまいらせ候て、もしらい九月中に、ふほうなる事候へ、かのわらわをゑいたいをかきりて、さうてんの御との人とめしとられまいらせ候へきなり、又かの御ようとうへ、らい九月中に、いちはいをもてわきまゑ申候へく候なり、もし又九月中すぎ候ハ、このしやうをほうけんとして、ゑいたいをかきて、かのうはたらうわらわをさうてん、ふくしせられまいらせ候へきなり、よて狀如件、

建武五年四月八日

うはたらうかはゝ(略押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二号文書ト同文ナリ)

○七四六 ぬくみのとうない三郎入道某契約

狀案

のこそあひかと

ゑハ人ニもかとハさ

れ候、又身とし候ても、にけうせ候はんねしめとのゝ御  
りやうぬくみのとのゝとうない三郎入道。たつねしんすへく  
候、もしたつねいたさす候は、某か身。ゑいたいをか  
きりてさうてんの御との人ふくしせられにめしとられまいらせ候はん  
よて、一口のろん申ましく候、よて爲後日かくりしやうく  
んたんのことし、

(廉) 永  
かうゑい四年四月十五日

ぬくみのとうない三郎入道某

○七四七 禰寝道種清申狀

大隅國禰寝弥次郎入道々種恐々重言上

欲奉早任先御下知旨、令押領肥後中務太郎不知被打渡  
実名

當國多祢嶋現和村於道種事、

副進

御下知

右於地者、道種重代相傳所領也、而肥後中務左衛門尉令  
押領之間、帶右大將家御下文以下證文等、就訴申去建武  
四年八月一日預御下知之當知行之處、中務太郎令与同御  
敵背御下知押領之、隨而今向參之上者、被經嚴密御沙汰、  
爲奉被打渡彼村於道種、恐々重言上如件、

文和五年三月 日

○七四八 御崎野々馬宛行狀

御崎野々馬二才黒駄

禰寝重清ヨリ池邊之清安ニ給事、

文明七年乙未八月廿三日

爲已後此之カンヲツケ候、

○七四九 近助田地沽却狀

(端裏書)  
池はた殿 御内

近助

賣申田之事、

合代老貫五十文定

右件田ハ、代老貫五十文ニ賣申所實也、ねの年よりたつ  
「あわの」「八本五」  
の年まで五年分賣申候、其過候者たつとしよりしたち

ハ、私ニか多し可給候、仍爲後日狀如件、

文明十二年九月廿日 近助(花押)

池はた殿御内

○七五〇 池端清勝田地沽却狀

依有要用、於永代賣渡申、水田わきの田一段之事、

合代三貫五百文定

右件田、永代をかきり、池はた主免助方(馬)へ同佐渡守うり

渡申候處實也、如此之儀、於後代忘脚(マ)之子細事候ハ、

以此日記不可有相違、可爲御領所者也、仍於永代證文如

件、

永正七年かのへ十一月十一日 池はた佐渡守  
清勝(花押)

買主池縁主免助殿  
(はた馬)

○七五一 根占重虎嫁取日記断簡

于時天正十三年乙酉八月十日

占重虎様御縁邊求麻相良殿御斬人鹿兒嶋御老中御取成

定申候、其御使池端出羽守、西方伊賀守兩人仕候、御祝

儀同年之十二月御迎之人衆、出羽守・伊賀守、御こしよ

せ東宮内左衛門尉・鳥濱彈正左衛門尉ヒキテモノうすいた一ツ御刀一ツ同間池之上兄弟

御太刀持斜木飛驒守うすいた一ツ□いちのたる御こしよせ神河九郎衛

門尉・同名与六中間池水兄弟御入物請取、神河殿・河口

備後守うすいた一ツ□子衆之入物請取、小牧右馬允同名主殿助、御

包丁人鳥濱但馬守御迎之馬十五疋、中間數四十三人、御

分之人足數百五十人、以上人数四百三十人、馬副之殿原

衆原口源助木佐木對馬守 坂本郷左衛門尉・同名与助・

齊藤仁左衛門尉カミ三東 三東

御もり西侯源左衛門尉・村山隱岐介 清明役坂本郷左衛

門尉・同名与助、御入物うけ取、中間野尻八郎右衛門尉・

白石祢五郎、包丁小番中間吉原四郎左衛門尉・坂口清八

千兵(欠)へ四十三人内(以後)

○七五二 きよてる讓狀案

ゆつりたてまつる しんふいけはたとのに

大すみのくにねしめのるんみなミまたさたのむらのう  
ちはまた七反・やまのくちのそのならひにくわんとう  
御くたしふミいけのせうもんらの事、

右のちにおきてへ、きよてるかちうたいさうてんののしよ  
りやうなり、しかるにらうせうふちやうのさかひたるう  
多、うんひやうところせきあひた、さやきてしふいけは  
たとのに御くたしふミいけのせうもんらをあひそへて、  
多いたいをかきりてゆつりたてまつるところなり、よて  
こうせうのために、ゆつりしやうくんたんのことし、

(歴) ち  
りやくおう四ねん二月十五日 きよてる判  
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇三号文書ト同文ナリ)

○七五三 すけよし請取狀案

うけとる一さいきやうのせうせんまいの事、

合八合者

(雜目裏判)

右、さたのむらのうち、いけはたとの御わきまへ、女子

二人あとのふん如件、

(貞) 想  
ちやうわ二ねん十月十六日

ミねいちうけこうすけよしはん

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇号文書ト同文ナリ)

○七五四 國衙正稅物請取狀案

うけとるこくかしやうさい物ならひにてうかく米の事、

正稅物百六十六文

合

てうかく米二舛三合八勺

右、さたのむらのうち、いけはたとの御ふん、  
うけとるところ如件、  
女子二人分

貞和三年五月四日

二郎判官末元判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五〇号文書ト同文ナリ)





襖寝文書（鹿児島大学附属図書館所蔵）

番号 年月日 文書名及びその他の収載本

- ※（四八二） 正安四年 正月廿六日 有栄沽却状……………影写
- 七五八 乾元二年 三月廿四日 建部清元避状……………
- 七五九 乾元二年 三月廿四日 建部清元沽却状……………
- 七六〇 <sup>（乾元）</sup> かんけん二年 四月十八日 建部親明・沙弥しやうい連署沽却状同建部清政裏書……………
- 七六一 嘉元二年 四月廿三日 建部親明請取状……………
- ※（四八四） 嘉元二年 四月四日 清元避状……………影写
- ※（四八五） 嘉元三年 三月十八日 沙弥しやうい・建部親明連署沽却状案……………影写
- ※（四九〇） 元弘三年十一月四日 日念<sup>（抄）</sup>清讓状……………影写
- 七六二 嘉元三年 七月十一日 建部親明・しやみしやうい連署沽却状……………
- 七六三 嘉元四年 月 日 建部清元讓状……………
- ※（四八一） 嘉元四年 二月廿四日 建部清元讓状……………影写
- 七六四 元徳二年 五月廿八日 建部助清避状……………

衽寝文書（鹿大）

			七六五	元弘三年 正月十一日	淨西沽却状	
※	(四八九)	元弘三年 正月十一日	淨西書状	………	………	影写
※	(四九一)	元弘三年 十二月廿二日	沙弥某書下	………	………	影写
※	(四七三)	建武二年 八月十八日	大隅国目代源某書下	………	………	影写
※	(四九三)	建武二年 十月七日	修理所檢校源某請文案	………	………	影写
※	(四五五)	建武三年 十一月廿一日	建部重種着到状	………	………	影写
※	(四五七)	建武三年 十二月十四日	畠山直顯 <small>軍勢</small> 書下	………	………	影写
※	(四五八)	建武三年 十二月十四日	畠山直顯 <small>軍勢</small> 催促書下	………	………	影写
※	(四五九)	建武四年 四月廿三日	建部清道軍忠状	………	………	影写
※	(四六〇)	曆應二年 八月廿七日	建部清道軍忠状	………	………	影写
※	(四六二)	曆應四年 後四月	衽寝重種軍忠状	………	………	影写
※	(四六三)	曆應四年 後四月	衽寝清増軍忠状	………	………	影写
※	(四六四)	曆應四年 九月	衽寝重種軍忠状	………	………	影写
※	(四六五)	曆應五年 九月	衽寝清増軍忠状	………	………	影写
※	(四六六)	曆應五年 九月	衽寝重種軍忠状	………	………	影写
※	(四九四)	康永三年 六月廿九日	沙弥道惠讓状	………	………	影写

- ※ (四九五) 貞和六年十一月十七日 沙弥道惠讓狀……………影写
- ※ (四六六) 觀應二年八月 日 建部清增軍忠狀……………影写
- ※ (四七二) 正平八年三月二日 淨西書狀……………影写
- ※ (四六七) 文和三年三月 日 祢寝清增軍忠狀……………影写
- ※ (四九六) 文和四年八月廿五日 沙弥道惠讓狀……………影写
- ※ (四六八) 文和五年四月廿八日 畠山直頭書下……………影写
- ※ (四七〇) 延文二年五月 日 祢寝重種軍忠狀……………影写
- ※ (四六九) 延文二年五月 日 建部清增軍忠狀……………影写
- ※ (四九七) 延文三年六月十日 建部清增讓狀……………影写
- ※ (四七四) 延文三年六月十日 建部清增讓狀……………影写
- 七六六 (元弘)三年十二月 日 祢寝清政申狀……………影写
- ※ (四七六) 應永九年十二月九日 沙弥祐泉角信俊讓狀……………影写
- ※ (四九九) 應永十七年六月三日 祢寝清平沽却狀……………影写
- ※ (四七一) 應永十九年三月廿日 建部清平置文……………影写
- ※ (四七五) 應永九年十二月九日 沙弥祐泉角信俊讓狀……………影写
- ※ (五〇〇) 應永卅二年三月廿九日 角清茂沽却狀……………影写
- 七六七 應永卅三年十一月十六日 沙弥ちけい相博狀……………影写

七六八	明應五年十一月五日	角清宣讓狀
※(五〇二)	明應五年十二月五日	角清宣讓狀……………影写
※(四八二)	慶長二年十一月廿八日	建部重虎起請文……………影写
七六九	慶長五年九月吉日	空音願文
七七〇	元和八年十月晦日	空音覺書案
七七一	元弘三年十二月 日	苅田狼籍人交名注文案
七七二	元和九年正月 日	衾寢重政・同重張知行宛行狀
七七三	四月廿七日	真存書狀
※(四七八)		一味建部書狀案……………影写
※(四七九)		一味建部書狀案……………影写
※(四八〇)		一味建部書狀案……………影写
※(四七七)		一味建部書狀案……………影写
※(五〇三)		一味建部書狀案……………影写

鎌倉時代	古文書	大隅	根占家
------	-----	----	-----

〇七五八 建部清元避狀

にしもとのその三ヶ所の内せい三(郎カ)その壹ヶ所の事、

四至 (マ)限西平三郎入道か中かき (南中道)限南中道同兵衛二郎 (河地)限東大河 (北)限北みや山の(ミ)ね

右件その壹ヶ所ハ、しさいあるニよて、ねしめ殿ニさりのきたてまつり候ところ也、ほんせうもんへるいち候あいた、あいそ多す候、仍爲後證文如件、

乾元貳年參月廿四日 建部清元(花押)

「子七郎三郎清度ニ相次所」

玄了入道(花押)

〇七五九 建部清元沽却狀

(にしもとのその三ヶ)

その内せい三郎かその(壹ヶ所の事)

四至 (マ)限西平三郎入道か中かき (南中道)限南中道同兵衛二郎 (河地)限東大河 (北)限北みや山の(ミ)ね

右件そのハ、清元さうてんの私領也、し (代)代用の

途參拾貫文ニ、限永代を、それニうりわたしたてまつる

事実也、但ほんせうもんるいちあるによて、あいそふる

ニあたハす、此狀(を)もて、知行せられたてまつるへく候、

この (むね)をまほり、子と孫とまで、そのゐらんあるへか

らす、もし又かの所のよのかたにこきやくの時者 (口)

知行候へく候、仍爲向後、永代證文狀如件、

乾元貳年參月廿四日 建部清元(花押)

〇七六〇 建部親明・沙弥しやうい連署沽却狀

・同建部清政裏書

うりわたしたてまつるしやういかせんそそうてんのりや

う、<sup>(も)</sup>□とゆきのミやうのうち、うきつこのさこのむらの<sup>(す)</sup>□  
いてん四反大、ならひニさんやらの事、

し<sup>ひかしいわ</sup>ミなミさけわさかい  
きたは<sup>ね</sup>□い<sup>かお</sup>に<sup>し</sup>さけわさかいならひニと、ろき  
みきのてんちさんやらにおきてハ、さけわのむらのてん  
ち四反大、ならひニさんやらに、もしみらんいてきたら  
んときハ、ゑいたいをかきてねしめの九らう殿ニ、ちぎ  
やうせられたてまいるへく候、たゞし御くうしにおきて  
ハ、さけわのせうもんニをなしかるへし、よてこ日のた  
めにせうもんのしやうくたんのことし、

かんけん<sup>(元)</sup>二年四月十八日 たけへのちかあきら在判

しやミしやうい<sup>(在判)</sup>

しやうもん<sup>(森書)</sup>ハいさしきのせうちかあきらか御くうしニ  
よてさうを申あきらめのひめにさいふニいや九郎かも  
とニのほせあつけおくものなり、したかてこ日のため  
に、きよまさかうらをふ<sup>(う)</sup>□すへ<sup>(う)</sup>  
しやう<sup>(貞)</sup>わ六ねん二月日 たけんへのきよまさ<sup>(花押)</sup>

「つきめニはんをせしめおはんほんせうもんしせんの事あらハこれを  
ほんせうもんニすへき（ニよて）うらかきくたんのことし<sup>(清政)</sup>  
（花押）」

〇七六一 建部親明請取状

端裏書  
さけわの□

さけわの水田山野のようとうの事、

合参十貫文者

右、うけとるところ如件、

嘉元二年四月廿三日 建部親明（花押）

〇七六二 建部親明・しや<sup>(沙)</sup>ミしやうい<sup>(秀)</sup>連署状

却状

うりわたしたてまつる、さうてんのりやう、さたのむら  
のもとゆきのミやうのうち、さけわのむらのすいてんさ  
いけさんやらの事、

し<sup>し</sup>

ひかしかきるいわさたさかい

ミナミかきるなへのたにくたり

にしかきるおなしきなへのたにとゝろきのたにお

ちあい、

きたかきるやしきのうしろのひたを井ニとゝろきの

たにくたり、

みきのてんちさいけさんやらハ、しやういかせんそさう

てんの所りやうなり、しかるをゑうようあるによて、し

ろのせに貳十八くわんもんに、ねしめの九らう殿ニ、ゑ

いたいをかきてうりわたしたてまつる事しちなり、たゝ

しくうしにきてハ、御しよにんのとぎ、さうしのれう

によね五舛まんとくおもて、ほんミやうにわきまへられ

候へく候、このほかのくうしハほんミやうニとゝめおは

ぬ、よてこ日のためニうりけんの狀如件、

嘉元三年七月十一日

「玄了入道手より(花押)

子二郎三郎清度相次所也」

ちやくし建部親明在判

しやミしやうい在判

### ○七六三 建部清元讓狀

ゆつりわたしたてまつるにしもとのかわらの

の事、しゝきたハせい三郎かつくりさかい、にしハきし

のしたの

かふちのこかハくたり、くたんのはたけハ、清元そうて

んのふん

に、永代をかきりて、ゆつりわたすところ也、よて爲後

日、證文狀如件、

嘉元四年 月日

清元(花押)

### ○七六四 建部助清避狀

奉引渡和与地大隅國祢寝南保佐多村内安行名事、

右於當名者助清重代相傳所領也、然間相副田代村田地屋

敷符倉所引渡祢寝入道行智方也、但先年之比爲本錢返質

券、雖入置彼名於薩摩國東郷三郎左衛門入道、請出之、

助清當知行無相違、雖然、行智就于被成他人知行之不審、

和与狀之外仁重出狀之上者、若付彼名、有違乱煩者、可

被取田代村内田地伍段字号小迫田狩倉三〇壹所古〇<sup>(尾)</sup>多  
尾、壹所狩返、臺所立神等之狀、如件、

元徳二年五月廿八日

建部助清(花押)

〇七六五 浄西沽却狀

よう／＼あるによて、うりわたしたてまつる、おほすミ  
のくにねしめのミなみまたもちまつミやうのうち、せと  
のしたのその、をなしき田らの事、

しくひんかしこくたのにしのをにしかきね  
きたたいたうミなミ田のミなミのくたくたりほり

右のてんゑんらハ、はうふよりしけちうたいさうてんの  
しよりやうなり、よてしやうせいさぬるけんかう貳年ニ、  
御下文ニあつかり了、よてしろせに貳十貫文ニ山口又二  
郎入道殿にしいやつる殿、たゞしまこ四郎かはうに、ゑ  
いたいうりわたしたてまつるところなり、かのちにをぎ  
てハのちにハまこ四郎ニゆつりたひ候へきよし候あひ  
た、せうふんのかわりに、うりわたしたてまつり候、も  
しまこ四郎なんし候ハすハ、もとのようとう貳十貫文を

かゑして、ほんミやうもちまつちきやうの人ちきやうす  
へく候、はう／＼しよくうしにをきてハ、もちまつミや  
うのわきまへのこり五分一さたをいたさるゝへし、よて  
こうせうのために、うりけんの狀如件、

元弘三年正月十一日

<sup>(浄西)</sup>しやうせい(花押)





件のかわはたとのゝ作の菌に、このさんやをゑいたいをかきて、すみとのにかへ申ところなり、仍爲後日狀如件、

應永卅三年十一月十六日

ねしめのあかセかわのしやミちけい(花押)

○七六九 空音願文

願文

一 京八幡へ 陀羅尼壹反

一 六十六本 神舞□二度

一 日本國中諸神ニ 般若心經十万卷法樂

一 大峯代入 立願

一 伊勢へ七度參向、熊野七度、京愛岩へ七度、京稻荷へ

七度、高野山七度付燈明千燈立願、

一 吉利内諸仏諸神、仁王經一百部

一 江州建部ニ七度參詣

一 左多御崎老七日參籠付本地供百坐

一 江州御多賀 七度參詣付御本地供百坐立願

一 大根占小根占諸佛神ニ觀音經老千卷法樂、

右文江州於小松御家一大事ニ究候時、三千石皆入候共不

苦間、及心之立願申様御意にて候、其分書付申候、

慶長五年九月吉日 空音

讓与孫女

○七六八 角清宣讓狀

一 西本之居屋敷之事

一 河原田三段此内一段從清度次男渡佐守配分

一 佐多村之内伊佐敷名之内鷺輪之村夏

右、件之所領者所謂明應元年壬子十一月廿四日、屋形肝

付發向之合戰、一子孫八郎清智討死、依爲彼嫡女、孫

犬羈女本證文相副讓与處實也、雖縱就此所領妨、不可

有相違候、仍讓狀如件、

明應五年丙辰十一月五日 清宣

〇七七〇 空音覚書案

覚

一 関ヶ原御陳之時、江州さほ山まで御下候而明日□陳之  
様御通候、然ハ銀子し□も無之候、御供難成候故、  
御家一大事ニ罷成候處を、拙子以銀子駄ちんにてたる  
井まで御通候、其日より御食酒軍衆之塩噌等愚僧手前  
にて調申候、其後すのまたへ御通候駄ち人調か□其  
外大かけニ御逗留之間、御自分彼是仕候、乍去飯米ハ  
のそぎ候、中間衆わらち錢ハ我等手前にて調申候事、  
一 是(敗)軍已後、我等人(實)ちに罷居候而、重張様□時、  
人質中之堪忍駄様子申上候へハ、自力ニ借銀申候へ、  
御國より御返弁可罷成由御意にて候ツ、然ハ霜月より  
明る五月まで、七つきノ遣錢之□<sup>(事)</sup>佗言申候へ共不被下  
候、彼是手前之銀子にて二百<sup>五十</sup>。目、自身罷上拂申候  
事、  
一 関ヶ原も下着之砌、為加増三百石之目録御給て候へ共、  
五ヶ年程目録計にて軍役被成候、此佗言被申上候刻も、

拙子企を以、役人衆鳥目二貫文致合力、知行二百石申  
請□奉□候事、

一 先年吉利之出銀三ヶ年分御未進之故、□<sup>(竹)</sup>田刑部殿、生  
田小兵衛殿御使者として知行分被召上由候刻、拙子才  
覚にて二貫目致借銀、御知行取留申候事、

一 御堪忍駄難成候間、□<sup>(臺所)</sup>を□請付申□<sup>(御)</sup>所帶つゝかす  
候、勿論一合一錢不請取候而、しハすより来秋まで、  
手前にて御所帶つゝけ申候、御奉公として如此候事、

一 右之借銀返弁難成候て拙子自分之知行高廿石、慶長十  
四年より十年分三百目ニ勝雄寺ノ先寺へ沽却申、御借  
銀返弁申候事、付タリ軍役等も閉目申候事、  
一 山之坊屋作二ツ自分ニ作立候を、たて物敷物等ニ至ま  
て、爲御奉公、銀子二百目ハ□<sup>(伊作)</sup>へうり候て御借銀返  
弁申候事、

一 前ノよりの借銀重候而、田平之門永代ニ沽却可被成  
之談合相定候時、□<sup>(高カ)</sup>御さかり候事いかゝと存、鳥目  
百貫文、自分ニ借錢申、九端帆之舟巻艘作、五百目ニ

賣、御借銀返弁申候、右之百貫文為返弁、吉利中□

つれの木鉄等まで、無異儀可被下由、被仰出候へ共、

其首尾無之候、御使鮫主水助證人須美藏人佑にて候事、

一七郎殿様、御きる物之代、八貫六百廿文御かり可被成

旨承候へ共、御奉公として指上申候由申候、

右御奉公申条々、大かた如此候、以上、

元和八

十月晦日

空音

御役人中

参

〇七七一 苅田狼籍人交名注文案

注進 為伊佐敷又四郎親篤、日念領分於衾寝院内伊佐敷

佐下和村□苅田狼籍交名人等事

一人 孫八親篤舍弟 一人 親類孫五郎

一人 □中次〔矢〕 一人 諸四郎

一人 十郎三郎 一人 孫四郎

一人 藤三郎

此外數十人雖有之、不知交名之間、不及注進、右交名注進如件、

元弘三年十二月 日

〇七七二 禰寝重政・同重張知行宛行狀

相渡申知行之事、

高五拾石、此知行ハ先年関ケ原御陣之時、上下遣錢拂底

之刻、山之坊手前ニテ相調被申候、其銀□利本〔子〕算用過分

ニ雖有之、右之知行五十石、元和九年亥ノ秋之毛より同

十八年申之秋まで拾ケ年、無役ニ被指遣候、万一御□國〔分〕

中御支配共相替候共、返地無相違可被遣候、天下徳銭其

外何たる儀有之共、於此知行ハ相違有間敷候、若何方へ

賣替取替何様ニ候とも、其方存分ニ可被申候、就其此直

判被遣候間、使者伊集院覺右衛門尉、斜木五左衛門尉ニ

て候、拾年分此知行少茂別儀有間敷、為後日目錄書物如

斯候已上、

重張（花押）

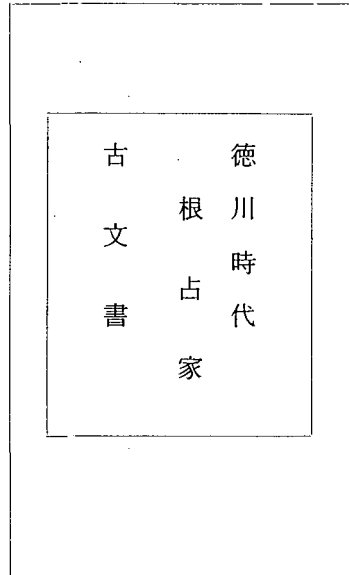
重政(花押)

元和九亥年正月□□日

山之坊

鳥濱進衛門尉(花押)  
須美越左衛門尉

(表紙)



〇七七三 真存書狀

尚々其□□申候、野尾野兵へ御同前□□、

□御便令申候、去一□□事を出候て御床敷候、仍毎々  
其方便宜□一書あつからず候、御心替候哉と□之候、さ  
りとも御等閑さ候□□申し候、次先書にも□□有聞尺素  
竹林抄□□早々返給候へく候、□□度事候へ共、此便□□

□□恐々謹言、

卯月廿七日

真存(花押)

角又八□□

# 坂口文書（坂口久子氏所蔵）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

## 古文書 一

※(五〇四)	正嘉二年 十月十八日	大隅守護名越時章 <small>許下</small> 知状	.....	影写
七七四	應長二年 二月廿二日	つねひろ讓状	.....	.....
	元徳二年九月五日	(関東下知状)(裏書)	.....	.....
七七五	承元四年 五月 日	大隅国在庁官人解	.....	.....
※(五三六)	建長五年十二月廿八日	將軍 <small>宗尊親王</small> 家政所下文案	.....	影写
※(五〇六)	文永六年 九月 廿日	六涉羅御教書	.....	影写
※(五〇七)	文永八年 十月十六日	関東御教書	.....	影写
※(五〇八)	文永九年 十月廿一日	大隅守護代藤原盛定拳状	.....	影写
※(五〇九)	文永十年 四月 八日	大隅守護代沙弥浄念拳状案	.....	影写
※(五一〇)	弘安二年 三月廿六日	関東御教書	.....	影写

- ※(五一二) 弘安四年 六月二日 關東下知狀……………影写・坂口
- ※(五一四) 八月六日 為清書狀……………影写
- ※(五一二) 弘安六年 十月廿二日 大隅守護千葉宗胤覆勘狀……………影写
- ※(五一七) 弘安八年十二月十八日 大隅守護千葉宗胤書下……………影写
- ※(五一〇) 正應元年 八月一日 大隅守護千葉宗胤覆勘狀……………影写
- ※(五一六) 弘安七年 五月十二日 大隅守護千葉宗胤覆勘狀……………影写
- ※(五一三) 十一月四日 大隅守護千葉宗胤覆勘狀……………影写
- ※(五一五) 弘安六年十一月廿二日 大隅守護代道意書下……………影写
- ※(五四二) 弘安八年 十月 日 建部定親所領注文案……………影写
- ※(五四三) 弘安九年閏十二月 日 建部定親重申狀……………影写

古文書 一一

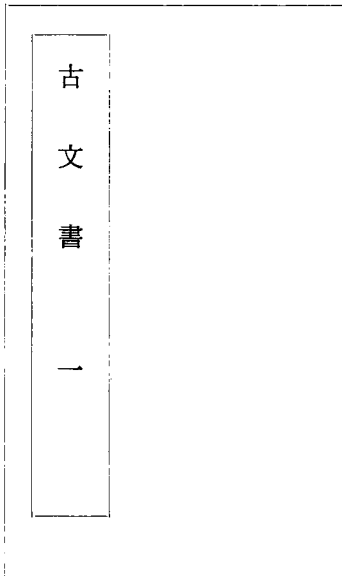
- ※(五一四) 弘安六年十一月十八日 大隅守護千葉宗胤裁許下知狀……………影写
- ※(五一八) 弘安九年二月廿一日 唯仏書狀……………影写
- ※(五一九) 弘安九年八月晦日 大隅守護千葉宗胤覆勘狀……………影写
- 七七六 正應二年八月六日 造字佐宮作料糧米返抄……………影写
- 七七七 正應二年八月六日 造字佐宮雜役請取狀……………影写

※ (五二一)	正應四年 九月三日	大隅守護千葉宗胤覆勸狀	影写
※ (五二二)	正應六年 五月七日	佐多定親代治部房了親着到狀	影写
※ (五四四)	えんにん二年六月一日	建部定親・ゆしん連署讓狀	影写
※ (五四五)	永仁四年 二月十三日	建部親治書狀	影写
※ (五三三)	永仁三年 五月一日	関東下知狀	影写
七七八	永仁四年 九月七日	定時覆勸狀	
※ (五二五)	永仁五年 八月四日	大隅守護北条時直覆勸狀	影写
※ (五二六)	永仁二年 八月二日	大隅守護北条時直覆勸狀	影写
※ (五二七)	正安元年 十月十四日	光忠・家綱連署書下	影写
※ (五二八)	正安元年十一月八日	大隅守護北条時直覆勸狀	影写
※ (五二九)	正安元年十二月四日	鎮西探題 <small>裁許</small> 下知狀	影写
※ (五三〇)	正安二年後七月廿六日	大隅守護北条時直覆勸狀	影写
※ (五〇五)	正嘉二年 十月廿五日	沙弥某施行狀	影写
※ (五三一)	正安三年 七月廿五日	大隅守護北条時直覆勸狀	影写
※ (五三二)	嘉元三年後十二月廿九日	為国覆勸狀	影写
※ (五四九)	元徳四年 八月十五日	有河福寿丸代宗純和与狀	影写
※ (五五一)	建武五年閏七月卅日	世戸山のゆいあ請文	影写



※(五五〇)	曆應五年 五月十二日	建部親房沽却状	影写
※(五三九)	弘安四年 七月三日	六波羅施行状案	影写
※(五一二)	弘安四年 六月二日	関東下知状	影写・坂口
七七九	康曆元年 二月廿八日	建部親持讓状	
七八〇		佐多檢注之門書出	
七八一	嘉吉二年 正月十八日	正八幡宮政所下文	
七八二	延文三年 正月十八日	正八幡宮政所下文	
七八三	文安五年 正月十八日	正八幡宮政所下文	
七八四	嘉吉四年 正月十八日	正八幡宮政所下文	
七八五	長祿四年 七月五日	正八幡宮補任状	

(表紙)



〇七七四 つねひろ讓狀

ゆつりわたす、ふせんの國大野井庄田所名内わけふん一方のちとうしきにおいてハ、おなしをいながらねんらいふちせられまいらせ候、心さしあさからす候あひた、かの名田島やしき等、ゆきの三郎二郎入道とのにゆつりたてまつり候ところ也、かつハ一人の子なく候、たのさまたけあるへからす候、よてゆつり狀如件、

應長二年二月廿二日

つねひろ(花押)

(裏書) 任此狀可令領掌之由、依仰下知如件、

元徳三年九月五日

右馬權頭(花押)

相模守(花押)

みやこのくろうゆつり狀大野井庄田所名事、

〇七七五 大隅國在庁官人解

(外題)

一如狀者、尼心妙者、所帶證文在之、而尼西念者、不帶一紙之證文、掠申京都之御判、致其妨云々者、停止件妨、任所帶之證文、可令尼心妙領掌也、若猶有子細者兩人遂上洛、經一決、可依道理之狀如件、

守藤原朝臣(花押)

大隅國在廳官人等解 申請 國裁事

請被殊任尼心妙解狀旨、爲同妹尼西念、不帶指證文成非論由子細狀、

右、心妙解狀旨、請被殊賜在廳解、言上京都、任證文旨裁下、爲尼西念以髻垂雲房琳覺、様様詐偽、不帶指一紙

文書、申成京都御判、無對決、擬令押領心妙所領田畠等  
內備西念未處分、且不顧放出實、且非彼母所領所等注  
申、構取方方<sup>(マヤ)</sup>暑判、不當子細狀、副進心妙證文案并琳覺  
謀略注文案二通・心妙證文案一通・琳覺謀略注文案、件  
注文內、古川田并次上判官代田、彼母堂所領由注申条謀  
略也、親父故稅所清貞存生時、心妙得分讓狀明白也、不  
及異論處、琳覺注進之、以一察万欵、右、謹檢案内、親  
父故清貞存生之時、子息男女并妻女處分之内、東郷武安  
名心妙得分也、又清貞妻女得分永谷村許也、爰尼西念得  
分祓寢南侯內山本村名田也、然自本不善第一之故、被放  
出之間、清貞死去後、爲處分小名、乍爲女身以夫高平被  
南侯押領之事、遠近普通無隱事也、不叶始終、于今本領  
主知行之、次号母堂未處分所、經彼母死去三十餘年後、  
今年始致非訴、心妙者、自母堂存生之時、請狀領掌地也、  
彼永谷村爲致非論、剩注加他所、暗申給京都御判狀備、  
任 社家与判、可半分相別、以是則無指一決、件注文內  
非母堂所領田畠等、私立案擬令押領之条、誠大訴也、適

西念所知山本村被大娘處分之間、悔返被次子處分畢、令  
處分尚有當時後悔、何況依放出、自母堂存生時、不令處  
分哉、件琳覺者、偏好謀書構證文、企押領支度、被處罪  
科、雖引過析、猶誇業爲舅女尼代官、致謀略之計間、留  
守所兼守護所書札狀備、可有彼此勘狀、以未斷之裡、致  
自由點定、憲法之時、豈不被處罪科哉、又任文書理、心  
妙不蒙御裁判哉者、賜在廳解、爲令言上京都、勒子細言  
上如件、以解者、件田畠等者、故清貞存生之時、子息男  
女并妻女等各處分畢、爰彼妻女得分之内、姊妹心妙・西  
念致相論欵、如申狀者、西念者爲放出之子、心妙者證文  
傳得子也、爰致異論之間、旁企謀略云、任道理、停止  
彼西念非論、爲蒙御裁判、勒狀以解、

承元四年五月 日

目大中臣用房

權大掾建部宗信

權大掾紀良房

(表紙)

古文書 二

正應二年八月六日

國使藤原(花押)

御使僧(花押)

御使僧(花押)

〇七七七 造宇佐宮雜役請取狀

請取 桑東郷武安内五分三二丁五文一丈造

宇佐宮雜役事

合

二百町別一升三合三夕五才三分

水手米三升七合七夕四才

負馱水手代三百七十三丈

御使雜事 米一石八合

右、所請取如件、

正應二年八月六日

國使藤原(花押)

御使僧(花押)

〇七七六 造宇佐宮作料糧米返抄

納 桑東郷武安内五分三二丁五段一丈分造

宇佐宮作新糧米事

合

准代六百三十丈同御分被下納候

糧米二斗四升七合八夕一才同御分被下納候

手松幣紙代二十二文

右、所納如件、

御使僧(花押)

〇七七八 定時覆勘狀

大隅國役所今津後濱警固番役 (事カ) (當國) 御家人佐多阿子二郎被參勤了、仍狀如件、

永仁四年九月七日

定時(花押)

〇七七九 建部親持讓狀

讓渡

大隅國祢寢院いさしきのうちくきのさこ水田一段事、右、件水田ハ親持相傳所領也、而祢寢又房殿を養子として、去曆應五年正月十二日親房うりけん狀を相副、限永代ゆつりわたす所也、仍爲後日狀如件、

康曆元年二月廿八日

建部親持(花押)

〇七八〇 佐多檢注之門書出

佐多檢注之門分

一中園

一上坂本

一下河内

一河尻

一古里

一河田代

一山崎

一久留須野

一尾迫

一今眇

六十間丁

園之上

待入

下之

木懸

水垂

田藜

〇七八一 正八幡宮政所下文

正宮政所下

(印文、八幡宮印、以下同シ)

仰下

佐伏浦  
参簡條

一可早勤行佛神事等事

右治政之始以佛神事爲先者可勤行之、

一 可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤爲宗者可修固之、

一 可早殖加苧桑柒等事

右治政之習以苧桑柒爲要者可殖加之、

以前參簡條任下知之旨宜承知、依件行之、

嘉吉二年正月十八日

修理別當大法師

延文三年正月十八日

修理執當息長  
修理執行綾

〇七八三 正八幡宮政所下文

正宮政所下

仰下

祢寢院郡本

參簡條

一 可早勤行佛神等事

右治政之始以佛神事爲先者可勤行之、

一 可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤爲宗者可修固之、

一 可早殖加苧桑柒等事

右治政之習以苧桑柒爲要者可殖加之、

以前參簡條任下知之旨宜承知、依件行之、

文安五年正月十八日

〇七八二 正八幡宮政所下文

正宮政所下

仰下

上小河

參簡條

一 可早勤行佛神等事

右治政之始以佛神事爲先者、可勤行之、

一 可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤爲等者可修固之、

一 可早殖加苧桑柒等事

右治政之習以苧桑柒爲要者、可殖加之、

以前參簡條任下知候旨宜承知、依件行之

〇七八四 正八幡宮政所下文

正宮政所下

左伏浦

仰下

參簡條

一 可早勤行佛神事等事

右治政之始以佛神事爲先者可勤行之、

一 可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤爲宗者可修固之、

一 可早殖加苧桑柒等事

右治政之習以苧桑柒爲要者殖加之、

以前參簡條任下知之旨宜承知依件行之、

嘉吉四年正月十八日

〇七八五 正八幡宮補任狀

正八幡宮御寶前

差定明年六月晦日夏越御拔饗膳并酒頭職事

貫首祢寝郡司建部男

右任例守巡次所差定如件、

長祿四年七月五日

修理執行 緩(花押)

權大檢校大法師(花押)

田所檢行兼最勝寺別當源朝臣

修理別當大法師(花押)

政所執當息長(花押)

政所別當息長(花押)

權執印兼御供所檢校法橋上人位

權政所兼國分寺別當散位息長 宿祿(花押)

惣檢校兼少別當散位源朝臣(花押)

御前執當散位藤原(花押)

權執印兼大檢校法橋上人位

前御別執當大法師(花押) 惣檢校大法師

權大檢校大法師(花押) 政所別當息長

御供所檢校法橋上人位(花押) 御前執當藤原(花押)

權政所兼國分寺別當散位息長宿祿(花押) 少別當源(花押)

禰寢文書（早稲田大学附属図書館所蔵）

番号	年	月	日	文書名及びその他の収載本
----	---	---	---	--------------

※（一九七）

七八六	元亨元年	九月	三日	建部久清讓状……………正譜
七八七	文和二年	十一月	三日	守護所私領并茅免勘料注進状案
七八八		八月	廿八日	尼妙智讓状案
七八九		八月	廿八日	禰寢堯生書状案
七九〇		八月	廿八日	（嘉元） かけ三年九月廿八日 せんふく借錢証文案
七九一		四月	一日	（徳造） とくち二年四月一日 せんふく用途請取状案
七九二	建武三年	六月	十七日	建部清吉軍忠状案
七九三		十月	十八日	（治承） ちそう五年十月十八日 平某讓状案
七九四		十月	十八日	ちそう五年十月十八日 平某讓状案
七九五				某置文案
七九六		二月	三日	（建保） けんほう七年二月三日 平某置文案



七九七	けんほう五年六月十八日	平某讓状案
七九八	けんほう七年二月三日	平某讓状案
七九九	正安元年 九月廿八日	平純忠和与状案
八〇〇	正安元年 九月廿八日	平純忠請取状案
八〇一	正安元年 九月廿八日	平忠俊和与状案
八〇二	<sup>(正)</sup> しやうをう五年三月六日	下有馬領主かげよし和与状案
八〇三	<sup>(貞)</sup> しやうをう三年九月六日	ふつめう讓状案
八〇四	貞応三年 九月廿九日	仏めう名田讓状案
八〇五	付弘安八 九月十七日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八〇六	正應元 七月一日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八〇七	正應二 後十月廿五日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八〇八	正應三 六月卅日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八〇九	正應五 閏六月十五日	薩摩国守護代称阿異国警固番役覆勘状案
八一〇	正應六 七月十日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八一一	永仁二 七月卅日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八一二	永仁五 八月一日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案
八一三	永仁六 六月卅日	島津忠宗異国警固番役覆勘状案

八一四	永仁七年	三月十九日	平忠俊去状案
八一五	永仁七年	三月十九日	平純忠去状案
八一六	正安元年	九月廿八日	平純忠原田名水田坪付案
八一七	正安元年	九月廿八日	平純忠原田名水田坪付案
八一八	正安元年	九月廿八日	平純忠避去状案
八一九	正安元年	九月廿八日	平忠俊和与状案
八二〇	正安元年	九月廿八日	平純忠和与状案
八二一	弘安七年	二月二日	平忠行置文案
八二二	弘安七年	二月二日	平忠行置文案

○七八六 守護所私領并茅免勘析狀案

〔端裏書〕  
〔守護私領勘析注文〕

大隅國

注進 守護所私領并茅免勘析事

合

一堂社免

武元權現堂

一所 錢四貫三十六文 祢寢郡司

一紙漉免

一所 錢三貫八百五十文

東郷祢寢郡可領  
今者田代三郎知行之

自余略之、

右、任先例、可令弁済之狀如件、

元亨元年九月三日 調所散位大中臣義季

沙弥 眞拙

沙弥 眞靜

○七八七 尼妙智讓狀案

讓与 阿（り）女所

大すみのくに祢しめのみなミまたのうち、ひたりせとの

その一所（委もん大郎入道  
きさうぶん）らうのてうまい田五反、おなしき

わたのにしかたのうちま多田五反、たのさまたけなくち

きやうすへし、た（期）し一このちハ、そりやうにかへ

しつくへし、仍爲後證、讓狀如件、

〔元道筆之〕  
〔彦二郎かをの太郎とらする、〕

文和二年十一月三日 比丘尼妙智 〔在判〕

○七八八 禰寢堯生書狀案

〔端裏書〕  
〔伊地知周防守殿〕

祢寢大和守

桑波田大和守殿御返報

堯生〔

如仰御書・御太刀被下候、千秋万歳目出度候、如代と御

奉公之儀、不可疎儀候、此等之条可然様御披露可申入

候、如何様以使者貴所様及可致御礼候、賀事、恐々謹言、

八月廿八日

堯生

桑波田大和守殿

伊地知周防殿御返報

して候ける、いれふてにしてはんしてまいらせ候、  
(入) (筆)

すゑつく (在判)

御返事

○七八九 せんふく借錢証文案

月へつ百もんに六もんいれのせに十くわんかしちに、  
(質)  
いとをとしのよろいいちりやう・くらひとつきつけあり、  
(絹) (織) (額) (鞍) (木)  
あふみありもんハ、きけうあり、うわしきあり、三つき  
(織) (有) (紋) (括) (便) (月)  
すぎハ、ぬしにふれするへし、ちうようハもちろん、  
(嘉元)  
かけ三ねん九月廿八日 せんふく (在判)

○七九一 せんふく用途請取狀案

かつくうけとり候ようとうの事  
合十三くわんかちやう  
ミきうけとりのしやうくたんの事し、  
(如)  
とくち二ねん四月一日 せんふく (在判)

○七九二 建部清吉軍忠狀案

(端裏書)  
〔覆勘狀〕

とりぬし又太らう  
(前) (葱) (腹) (巻) (額) (手) (蓋)  
もへぎのはらまきいちりやう、てかい  
(在判)

○七九〇 すゑつく書狀案

おほせ給ハりて候ふたの事、たゝいまたれ人のいらせ給  
候てあまりそはに候て、みもし候はんほとに、かきをと

肝付八郎兼重同彦太郎兼隆以下与黨人等爲被治伐、大隅  
國肝付郡加瀬田城墾、去五月六日大將御發向之間、同國祿  
寢次郎三郎清吉自同日至于同六月十日、搦手并水手致日  
と合戦、郎從刑部次郎・中間源十郎被疵之間、搦手大將

嶋津七郎并軍御奉行本田左衛門尉久兼・同水手御奉行中  
 条木工左衛門入道祐心被見知訖、將又与黨人等爲後卷可  
 寄來之由、有其聞之間、隨于大將御命、去五月廿三日馳  
 向野崎村、惣領祢寢郡司清成相共、致散々合戰之条、馳  
 向野崎村合戰、大將嶋津六郎・同大隅助三郎<sup>見知</sup>、仍此等  
 子細捧一族一烈目安訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、  
 建武三年六月十七日 建部清吉

進上 御奉行所

(在判) [ ]  
 (在判) [ ]  
 (承了) [ ]

○七九三 平某讓狀案

へいさうにゆつるしもんらのし<sup>(四至)</sup>の事  
<sup>(東)</sup>ひかしはうみ、<sup>(南)</sup>みなみはうちやまのまふしたちこつしの  
 おたすへし、<sup>(西)</sup>にしわくろいしのたちやま、<sup>(北)</sup>きたわふねの  
 すみさかしのかわおゝむれ、

ちそう五ねん十月十八日 平 [ ]  
 (治承) (在判)

○七九四 平某讓狀案

へいさうにゆつるあかまつの<sup>(別府)</sup>へふのし<sup>(四至)</sup>  
<sup>(東)</sup>ひかしはみかわのおちみはき [ ] みのにわしさか、<sup>(西)</sup>にしわ  
 なるみねのかわたに、<sup>(北)</sup>きたわおゝかわ、  
 又みやのそのゝ事  
<sup>(東)</sup>ひかしはてたうのお、<sup>(南)</sup>みなみはてらさかのおゝち、<sup>(北)</sup>きた  
 ハありまた、

ちそう五ねん十月十八日 平 [ ]  
 (治承) (ん脱) (在判)

○七九五 某置文案

いくはくなきそうちお、おの<sup>(り)</sup>かやうにゆつる申けれ  
 と、<sup>(不問)</sup>ふんひなるゆへに、わたすなり、そのなかにもしく  
<sup>(事カ)</sup>んしにもしかねて、人ニゆつり、又うりなんとする事あ  
 るものならば、こおりおたもたんものニかへしつくへ<sup>(し脱)</sup>  
 これおそるやてかへさぬものならば、<sup>(背て)</sup>れんそしておひ  
 たすへし、たゝしこれにおの<sup>(判)</sup>はん

○七九六 平某置文案

たゝすへかみやちのうち、やまかはおへ、いてハひしり(原)はうゆつることし(實)なり、しんさかいの事、みなみハう(南)ちやまのはたへ、ひうくわしうみ、にし(西)ハくつかけおのみち、にし(マ)ハまくろいしのたちやま、ふねのすみさまに、こつし(北)のたかむれさまに、こつし(北)のおりかミちさまに、

ハかまや(原)□おうちやまのまふしたちさまに、さをさきのさまに(原)きる、又はろた(原)ハさかハさかしのみちすへまさかいへのみちかわさま(北)きる、きたさかしかわおとむさま(南)にきる、ハまさなニ(南)きる、みなみハはまおとちとひなかのやまおとちやまへたさまに(北)きる、はたのかハのほりき(南)たのこたにのほりな(北)かおちあかまつのへふさかいきハお(西)かハ、にし(西)ハなみねのたにのほりきよみのたかおうまのつちくろうおたちうまのやまのおたちことしらうかこさこのみち、しやうとのゝなかみちさまに、ひうくわし(東)ハおとかわニおきへし、

けんほう(建)七ねん二月三日 平あ(り)はん(は)

○七九七 平某讓狀案

ちよりのしま(脱カ)、ひりの御(房)ハう(讓)にゆつりたてまつつる、た(符)しせう(直)たう(小)には、ひた(垂)れ(小)はかま(袴)・みつ(袖)そてにていちねんに(二)いたん(段)をなしたまふへし、

けんほう(建)五ねん六月十八日 平(あり)はん(は)

○七九八 平某讓狀案

ひしり御ハうにゆつる、たゝすへかありまのみやそのゝしきハ、ありまのかわのほり、てら(寺)さ(迫)このおたち、みなみハてんたうのおくたり、たのかしらさまに(南)きる、にしハおのほりやまへたさまに(北)きる、のちせうもんのためニ、せうもんくたんのことし、

けんほう(建)七ねん二月三日 平(あり)はん(は)

○七九九 平純忠和与狀案

そのくわけなをす事

合

ふるその内藤四郎のその并五藤三かその三ヶ所を合て、  
ミつにわけなをして、ひんかし<sup>(東)</sup>を一方につけて、三分一  
を四郎殿の御かたにさりまいらせ候とこゝろ實也、次ニゐ  
そのたう時ハ、<sup>(檢)</sup>けけう入道かその内五らう次らうのその  
きたの藤内たらうのつくりその三ヶ所を合て、みつにわ  
けなをして、ひんかし<sup>(東)</sup>につけて三分一を、四郎殿の御か  
たに、おなしくさりまいらせ候とこゝろ也、仍わけしやう<sup>(分)</sup>  
如件、

正安元年己九月廿八日

平純忠<sup>(ありはん)</sup>  
證人郡司平忠連<sup>(ありはん)</sup>

○八〇〇 平純忠請取狀案

就今日和与給候狀等内二通、水田分狀一通、同不分狀一  
通、蘭分狀并和与狀一通、以上五通給候了、仍請取之狀  
如件、

正安元年九月廿八日

平純忠

原田四郎殿

○八〇一 平忠俊和与狀案

たかはらのそのた一反卅中、同ミなくち十中、ほかのそ  
のミなくち廿中、おましの野そい廿中を、一のかた  
ニさりたひ候あひた、

はらたのおつほ五反をハ、二の方ニつけまいらせ候了、  
次その事、ふるその・同藤四らうのその并五藤三のそ  
の、三ヶ所を合て、三つにわけなをして、ひんかし<sup>(東)</sup>を一  
方につけて三分一を一のかたにさりたひ候了、よてにし  
二分をハ、二のかたさりまいらせ候了、次ゐそのたう時  
ハけう入道のその・同五らう二郎のその・きたの藤内  
大郎のつくりその、三ヶ所を合て三つにわけなをして、  
ひんかしニつけて三分一をハ、一のかたニさりたひ候了、  
よてにしきた二分をハ、二のかたにさりまいらせ候とこ  
ろ實也、仍わけしやう如件、

正安元年九月廿八日

平忠俊<sup>(ありはん)</sup>  
證人郡司平忠連<sup>(ありはん)</sup>

原田四郎殿

○八〇二 下有馬領主かげよし和与狀案

わよしたてまつり候そりやうはたの四郎とのと、しも（下）  
ありま（有馬領主）のりやうしゆかけよしと御ねんくいけ、はうく（公事）  
の御くうしならひ（濟物）なしものらの事、

右、わよしたてまつり候てうく（條）、くにの御ねんくへせ  
んれいのごとく（辨）わきまへ候へく候、りやうけ御はうけ御  
はうのねんくハ、せんれい（先例）のごとくわきまへ候へく候、  
ちとうまい（地頭米）ハけんち（檢）う（注）ニしたかいてさたし、ともニわき  
まへ候へく候、このほかこうれいしんきりしくわやく、  
はうく（恒例）の新儀（新儀）時課（時課）役、

はうく（恒例）のなしものらニいたるまで、ほんみやう十五ふ  
んいちのうち、三ふんいちハ（はらカ）そうたの四郎とのゝかたニ  
わきまへたてまつるへく候、よてわよ（和興）のしやうくたんの  
ことし、

（正）しやうをう五ねん三月六日

（左衛門尉）さへもんのせうかけよし ありはん

○八〇三 ふつめう讓狀案

ゆつりあたうるふつめうかみやうてん（間）あいたの事、かめ  
にらうニゆつりわたす事しちなり、やうたい（永代）おかきて、  
字々（孫）せんニいたるまで、りやうちすへし、し（四）さかひの  
あひたの事ハ、ほんせうもんニまかせて、りやうちすへ  
きなり、たいくのおうち、又ち（本公）のほんくけんも、せ  
うもん、ふつめうかてつき（手懸）ともに、みなかめにらうにゆ  
つりわたすことしちなり、

（貞應）丁おう三ねん九月六日  
ふつめう ありはん  
平さいねん ありはん  
平くんし ありはん

○八〇四 仏めう名田讓狀案

平 ありはん  
平 ありはん  
平 ありはん

ふつめうかみやうてんをハ、かめ二らうのちやくしにて



あるにて、わたしたりといえとも、あいしにありまの  
みやその、又あまたかしわしいちやう一反をハ、<sup>(他)</sup>たんの  
さまたけなくわたす也、かきりあらんちとうまい、こ  
くはうのせう<sup>(所)</sup>たうはかりハ、わきまふへし、よてこにち  
のさたのためニ、しゝそんニいたるまで、せうもんく<sup>(マ)</sup>んた  
のことし、

貞應三年九月廿九日  
ふつめう ありはん

○八〇五 島津忠宗異國警固番役覆勘状案

宮崎番役勤仕事承候畢、仍執達如件、

付弘安八 (島津)  
九月十七日 忠宗 (在判)

原田四郎殿

○八〇六 島津忠宗異國警固番役覆勘状案

異國警固爲夏番、被勤仕候畢、恐々謹言、

正應元 (在判)  
七月一日 忠宗 (在判)

原田四郎殿

○八〇七 島津忠宗異國警固番役覆勘状案

警固役事、三箇月<sup>夏</sup>分被勤入候了、謹言、

正應一 (在判)  
後十月廿五日 忠宗 (在判)

原田四郎殿

○八〇八 島津忠宗異國警固番役覆勘状案

異賊警固宮崎番役事、三ヶ月勤仕如件、

正應二 (在判)  
六月卅日 忠宗 (在判)

原田四郎殿

○八〇九 薩摩國守護代称阿異國警固番役覆

勘状

異國警固番役事、三ヶ月被勤仕候、恐々謹言、

正應五 (在判)  
閏六月十五日 稱阿 (在判)

原田四郎殿

○八一〇 島津忠宗異國警固番役覆勘狀案

宮崎警固番役事、夏分三ヶ月被勤仕候了、仍執如件、狀

正應六  
七月十日  
忠宗(島津)(在判)

原田四郎殿

永仁六  
六月卅日

原田四郎殿

忠宗(在判)

○八一四 平忠俊去狀案

○八一 島津忠宗異國警固番役覆勘狀案  
警固役事六・七兩月被勤仕候了、仍執達如件、  
永仁二  
七月卅日  
忠宗(在判)  
原田四郎殿

亡父忠行賣地秋久名内沽却田蘭等事、忠景与忠俊雖番訴  
陳、純忠以承諾之儀、當知行内三分一、矢大夫入道作大  
增田冊中於被避与之上者、彼田押作物者、不可及違乱候、  
但於不知行所之者、云下地、云押作物、寄合天可致沙汰  
之狀如件、

永仁七年三月十九日

平忠俊(在判)

○八一二 島津忠宗異國警固番役覆勘狀案  
警固番役事被勤仕候了、仍執達如件、  
永仁五  
八月一日  
忠宗(在判)

○八一五 平純忠去狀案

原田四郎殿

○八一三 島津忠宗異國警固番役覆勘狀案

警固番役事今年分被勤仕候了、仍執達如件、

祖父忠行之時、秋久名内沽却田蘭等事、忠景与并忠俊、  
雖被番訴陳、所詮、以承諾之儀、彼賣地等三分一内、當  
知行分矢大夫入道作大增田冊中所奉避也、但不知行所  
者、寄合天可致沙汰候、仍狀如件、

永仁七年三月十九日

平純忠(在判)

〇八一六 平純忠原田名水田坪付案

原田名水田三分一二七坪作事

合

七反十しんかいの同つほ廿中しんあり、五反廿中十つほ二反、をうむれの内、五郎へたう乍(作、以下同)、同坪中(マ)、同坪中しん、同坪廿中五、へい五入道作、一反廿おうましの内ふるそのまへ十、同つほ、けん三入道まへ、中むかへのはた一反冊中、原田内とよわう入道作、同つほ十中五、太らう入道作、同坪中、おにくらほう作、中なかよし、さかの下

二反十、山下たう多んほう乍、同つほ一反廿中、道えん乍、十中、ミちより上たきの下十中、のほせしやうくほう作、中、のほせや六年、十、たらのもと、のほせたうえんほう作、二反冊、いまへふの平六年、冊、なかのゝたに三郎との乍、五所合しん十同つほ、三郎殿乍、二所合十こは平入道乍、中、こは平入道乍、中、こは平入道乍、十中、しいのき十らう二郎乍、十、なかのゝた

に三郎殿乍、しん中、山の河大らう大夫乍、しん十、ゆの下大郎大夫乍、ちれんかむかへニちとあり、

已上貳町九反廿ちとあり、

正安元年己九月廿八日

平純忠(在判)

爲證人郡司平忠連(在判)

〇八一七 平純忠原田名水田坪付案

原田名水田一方不坪と事

合

廿中 おましのゐのもと 廿中 おましの内大道下  
三所合 おましのむた 冊 うなき  
十 この内しんは不入  
冊中 平六作田のきた 冊 平六作下  
冊中 しゆミのそのゝふ おましのむたそい  
しゆミのとも 二十四分こんのかミ入  
しり合て

道乍

冊 やまのた 中 いけはらのしやうくの作ひかし  
りうはい

已上四反冊中二十四歩但はきへらの荒野ハこのう、但一反冊也

正安元年己九月廿八日

平純忠（在判）

爲證人平忠連（在判）

○八一八 平純忠避去狀案

はらたの大つほ五反を、二方につけられ候あひた、たかはらのそのた一反卅中、同ミなくち十中、ほかそのミなくち廿中、さりまいらせ候了、又おゝましの乃そい廿中へ、二のかたのわけ狀に入て候へとも、不足におゝせられ候あいた、そのたにくして、さりまいらせ候狀如件、

正安元年己九月廿八日

平純忠（在判）

爲證人郡司平忠連（在判）

○八一九 平忠俊和与狀案

和与

揖宿郡原田名秋久号 田園三分一二事

右、舎兄忠景今者死去与忠俊相論、依爲三分一二、（分難）治、

雖番訴陳、所詮、以和与之儀、純忠令分直之上者、任彼

分狀等之旨、於自今以後者、相互不可有違乱者也、仍和

与之狀如件、

正安元年己九月廿八日

平忠俊（在判）

爲證人郡司平忠連（在判）

○八二〇 平純忠和与狀案

和与

揖宿郡原田名秋久号 田園各三分一二事

右、亡父忠景与同舎弟忠俊相論、依爲三分一二、分樣難治、雖番訴陳、所詮、以和与之儀、令分直之上者、任彼分狀等之旨、於自今以後者、相互不可有違乱者也、仍和与之狀如件、

正安元年己九月廿八日

平純忠（在判）

爲證人郡司平忠連（在判）

○八二一 平忠行置文案

いふすきのこほりはらたのミやうの田畠（ま）はんやめんで

んらの事

右、くたんのところハ、さんふんいちに<sup>(石)</sup>ゆわけて、にハ  
ちやくし二らうニ<sup>(石)</sup>ゆつる、いちハいしつるニ<sup>(鶴)</sup>ゆつりをハ  
ぬ、すいてん、はくち、はんやめんてんらにいたるまで、  
二らうニ<sup>(石)</sup>わけさすへし、さていしつるえりてとるへし、  
よてゐらんあるへからず、のちのためニせうもん<sup>(地)</sup>の状如  
件、

弘安七年甲申二月二日

平忠行 (在判)

〇八二三 平忠行置文案

いふすきのこほりた<sup>(先)</sup>ゆきかそりやうの内、原田の名  
の田畠山野并方<sup>(先)</sup>の免田等事、但御たうその田ニ<sup>(祖)</sup>をいてハ、  
右、件の所領ハ忠行かせんし<sup>(相傳)</sup>よさうてんの本領也、しか  
るあひた、参分壹ニ<sup>(石)</sup>をいてハ、あさな<sup>(鶴)</sup>いしつるニ<sup>(永代)</sup>えいた  
いをかきりて、ゆつりわたすなり、ハう<sup>(公事)</sup>の御くうし  
ならひニ<sup>(弟)</sup>なし物等、参分壹をもて、<sup>(動)</sup>ぎんしすへし、たか  
ひニ<sup>(違乱)</sup>ゐらんあるへからず、た<sup>(弟)</sup>しおと<sup>(妹)</sup>いもとうとニ<sup>(公事)</sup>こ

れをわくへしといへとも、さいせう分の<sup>(地)</sup>ちたるに<sup>(地)</sup>よて、  
めん<sup>(地)</sup>くニ<sup>(地)</sup>わたすに<sup>(地)</sup>よはず、ミなをの<sup>(地)</sup>くを<sup>(地)</sup>ハかいは  
うすへし、よてのちのためニせうもん<sup>(地)</sup>の状如件、

弘安七年甲申二月二日

平忠行 (在判)

# 鳥濱文書（鳥濱達夫氏所蔵）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

## 鳥濱氏儀茂伝来系図

※(五七〇)	元仁二年 三月 七日	沙弥仏念讓状	影写
※(五六三)	弘安十年 十月 廿四日	関東下知状写	影写
※(五六四)	元亨三年 四月 廿一日	藤原時義讓状写	影写
※(五六五)	嘉暦二年 二月 四日	沙弥行智讓状写	影写
※(五六六)	嘉暦二年 二月 四日	沙弥行智所從讓状写	影写
※(五七一)	嘉暦三年 十一月 十五日	沙弥勝重讓状案	影写
※(五七二)	嘉暦三年 十一月 十五日	沙弥道勝書下案	影写
※(五七三)	嘉暦三年 十一月 五日 <sup>(十五)</sup>	沙弥道勝・藤原義子連署讓状案	影写
※(五七四)	嘉暦三年 十一月 十五日	沙弥道勝・義子連署讓状案	影写
※(五六七)	元徳二年 十一月 十九日	沙弥行智讓状写	高藤・影写・鳥濱

八二三

元徳三年 六月

建部清武申状案

※(五七五)

曆應元年十二月廿二日

藤原義親置文

影写

※(五七七)

曆應二年十一月十日

沙弥道覚・藤原義村連署証状案

影写

※(五七六)

元徳二年十一月十九日

沙弥行智讓状写

斎藤・影写・鳥濱

※(五七六)

曆應二年十一月十日

沙弥道勝讓状案

影写

※(五七六)

曆應二年十一月十日

沙弥道勝外三名連署契約状写

影写

※(五七六)

曆應三年十一月二日

沙弥道善所持文書避渡状案

影写

※(五七九)

曆應三年十一月廿三日

沙弥道心請取状写

影写

※(五八〇)

曆應三年十一月廿三日

藤原義子置文写

影写

※(五八二)

観應二年十月九日

藤原義武契約状写

影写

※(五八二)

観應二年十月九日

藤原義武契約状案

影写

八二五

天授三年十一月廿一日

浜田・大始良・志々女・横山四ヶ村田地書出案

影写

※(五六八)

天授三年十一月廿一日

祢寝院見作田畠注進状写

影写

八二六

天授三年十一月廿一日

天正十二年日次記

影写

〔表紙〕

鳥濱家文書

〇八二三 建部清武申狀案

『本文在鳥濱家』

大隅國祢寝三郎次郎建部清武謹言上

欲早且被<sup>(マ)</sup>竝破<sup>(マ)</sup>犯科人跡文書、且停止非分押領 任重代

相傳證文旨、宛賜鳥津御庄大隅方曾小河村弁濟使職事、

副進

一卷 本證文等案

二通 御庄廳目代補任狀 弁濟使并取納使職事

二通 同日代用途請取狀案

四通 大隅國司前法性寺中納言家御狀并本家近衛殿御

教書一乘院家御教書・前留守讚岐前司入道殿御

狀、

一通 訴申庄廳本解案、

右曾小河村弁濟使職者、捧本主鳥津御庄之官富山七郎大

夫義任以來之次第相傳證文等、清<sup>(マ)</sup>衡<sup>(マ)</sup>清<sup>(マ)</sup>武<sup>(マ)</sup>就令訴申御庄廳、

以去延慶二月十二日、被宛補彼職之間、令知行之處、當

國御家人酒太夫入道円也、乍爲得替之身、押領彼村、刈

取作麦致狼籍ノ間、依訴申宰符被成下度之御教書之處、

円也捧自請文之刻、細山田右衛門入道之念子息大王丸・

御雜掌兼尚、共所令押領當村也、爰円也帶持文書者、爲

犯人始良六郎左衛門尉助元文書之間、自地頭方依被成違

乱<sup>(マ)</sup>千<sup>(マ)</sup>所務爲償之避退永利半分於地頭方之上、地頭又以同

永利<sup>(マ)</sup>利<sup>(マ)</sup>内雖被押領加持屋村、恐于犯科之篇、円也不及訴

訟者也、仍永利半分余成地頭進止之地早、次道念文書事

預置御領大隅方西俣村弁濟使伴左衛門尉兼置 法名文書於定進



正八幡宮神官長五郎大夫重清、竊令沽却彼文書於道念早、然者、以件文書爭道念可望申彼職哉、云円也云道念、不能知行之仁等也、所詮於円也常持文書者、爲犯人跡之上者、不日被奇破之、至于道念所持文書者、任重清兼置狀等、欲御沙汰給者也、然早被止彼輩非分之競望、任清武備進之島津庄官義、任次弟相傳證文并同庄官兼國相承文書之旨、宛賜彼職、致地頭押領訴訟、令興行御領、爲調進御年貢物等、恐々言上如件、

元徳三年六月 日

### ○八二四 沙弥道善所持文書避渡狀案

『正文在島濱家』

御知行候志々女村を他人仁契約申候よし、被し聞食候て、御とかめ候間、道善所持文書一通も不殘、去渡さきまいらせ候、向後いらんの義あるましく候、加様にし申候て一宮義をも候他人仁渡付候へん時者、道善之當知行横山村内の田圃等をおさへ、知行せられたてまつるへく候、若道

善之至子々孫々にいたるまで、志々女村ニ義を申候へん時者、知行分をおさへわけるへく候、仍爲後日狀如件、

曆應三年十月二日

沙弥道善

### ○八二五 浜田・大始良・志々女・横山四ヶ村

田地書出案

『本文在島濱家』

- 一 四ヶ村田分
  - 一 濱田村分柴町参段参杖
  - 一 大始良村分陸町柒段貳杖
  - 一 志々女村分玖町柒段
  - 一 横山村分柒町伍段壹杖
- 以上三十一町四段一杖、

### ○八二六 天正十二年日次記

天正十二年正月一日 日々記

一御出仕巳ノ時、先ツ年越之番衆、御目見得ンテ、扇子

給、次ニ各御目得有、

一御社參午之刻

八幡百文 天神但佛餉 建部百文 諏方二百文 愛宕百文

住吉佛餉

一飯院酉之刻 (宛カ) ケヅリモノ 芋ノ汁 猪五ヘン

一鳥濱越後守家ヨリ御酒・炭・萩折上ル、是ハ祢寢元祖

當國に御下向之旧例カ、

御座

殿様 二祢寢常陸守殿 三祢寢駿河守殿 四祢寢伊豆守

殿 五角殿 六下村殿 七岩松殿

クツク ヨコ九立 祢寢九立ト云人也、但畫師

客居 二山城坊 重長舍弟 三野久尾殿 四野間殿 五堀内殿 六東

殿 七鳥濱殿 八神河殿

右山城坊之座敷ハ昔ハ竹崎殿座ニテ候得共、重長ヨリ

被給候、但二男ニテ有之候間、如此カ、

一殿原飯院座敷之事、

殿様 西本 西方

肥後殿 去年今年不參

富山殿

柏原殿

御酒三反

ヨコ

江田殿

藥丸殿

鮫嶋殿 兒之間不參

客居 山本殿 去年今年不參 海老方

一園林寺へ御礼青銅三百文 へイジ一具

一宝屋庵へ御礼青銅二百文 鈴一對

正月二日

一成園寺御礼錢三百文 へイシ一具 但寺ニテハ酒五ヘン

一真言衆祝有 酒五ヘン 御ソナへ芋之汁 サウメン

ノリノ汁 山イモノ汁但御前ニテハ三ヘン 山伏衆モ

同座、

一廻船衆參候、冷酒ハ納戸ヨリ出候、其後シツケンノ酒

納戸相伴ス

一タクミ紺襷 内侍 祝子參、何モ御酒給ル、

一ヘタノ老名参リ、斗入ノ酒給候、并村ヨリ蛇進上申ス、

一當年申祭ニハ河窪殿御代々被参也、

一三日柴打ニハ角殿被参候、錢二百文、三日四日之佛精在リ、

一岩殿寺へ御礼有り但御酒持参五ヘン 御肴 御ソナヘ

イモノ汁 ケイラン カブノ汁 サウメン 御座殿様

常陸殿 駿河殿 伊豆殿 孫左衛門殿 菓丸殿

岩殿寺。野久尾殿 堀内殿 肥後殿 七目木殿 江

田殿

正月四日

一大始良ノ飯院、次ニ西俣ノ飯院

園林寺御斎アリ 一僧祝有、酒五ヘン 引出物茶袋包丁被給候、

一田代ノ飯院、是ハ夜ニ入ル

一小觸ノ飯院モ在リ

御座

殿様

駿河守殿

五日僧礼 酒ヘン 御ソナヘ イモノ汁 山芋ノ汁 ハ

ウ汁 御簾中ニテ三ヘン

園林寺へ 錢三百文 同伴百文 イフンシヤ二百文 積翠寺へ

百文 光厳寺百文 了宗寺百文 龍淵寺同 宝屋庵同 宝

光寺同 崇仲庵同

六日 参人衆 妙光寺 伯庭庵 天松庵 林松庵 有泉庵

七日 竹崎周防守参候、

八日

九日 御一家中御寄合有、御座ノ次才

殿様 二常陸殿 三駿河殿 四伊豆殿 五角殿 六河窪

殿 七西方殿 八江田殿 九下村殿

与五郎殿

ヨコ 新納民部大夫殿

一野久尾殿 二野間殿 三堀内殿 四東殿 五鳥濱殿

六山本殿 七園田殿

御前ノ御座

御之上  
重長御轡ノ事  
御カコイサマ  
十日  
伊豆守殿  
七 飯院  
二 角殿  
三 原殿

十一日 勝雄寺へ御齋有、御座ノ次才  
一勝雄寺 二野久尾殿 三野間殿 四伊豆殿 五角殿

殿様 二牧院 三常陸殿 四柵寢又七殿 五柵寢權頭殿  
六肥後殿 七二郎左衛門殿 八菓丸殿

十日積翠寺へ御時アリ、御座次才  
六柵寢孫八郎殿 七鳥濱殿 八江田殿

一積翠寺 二牧院 三野久尾殿 四河窪殿 五肥後殿 六斜木殿  
殿様 二常陸殿 三駿河殿 四牧院 五斜木殿 六菓丸殿

十二日野間殿年頭トシテ鹿兒嶋へ參上  
十三日重長御懷カコイへ御座ノ次才

殿様 常陸殿 野久尾殿 江田殿  
御カコイサマ 民部大夫殿

十四日爲年頭串良へ刑部大夫殿被遣候、  
十五日鹿屋へ上脇被遣候、

十六日 十七日 十八日 十九日 廿日 廿一日  
廿二日鹿兒嶋へ御參上御供衆、駿河守殿御上方ノメシク足  
ハ龍淵東禪寺ヨリ出候、

玄番殿是へ上脇ノ代江田殿 西原

肥後殿 赤瀬川殿 瀬戸山  
伊豆殿 内藏助殿 二郎三郎

廿三日 菓丸殿 八四郎  
廿四日 志々目殿 弥七

廿五日御連歌駿河守宿所 神川殿 彦八郎

廿六日御屋形様へ御出仕有、

進上前々へ殿原衆ニテ上候得共、今年ヨリハ北郷殿モ持  
參ノ御太刀上候、其外方々ノ御人衆モ今年ヨリハ持參ノ  
太刀ニテ候、

折紙書様  
進上

御太刀 一腰  
青銅 三百疋

以上 平 七郎

百疋ハカヘリ候、

樽二ツ モチ 味明 山イモ 猪 魚

御兩人サマ、是ハ恒例ニアラス當時ノ義也、

一樽二ツ モチ ミカン 魚 右衛門大夫殿へ是モ恒例

ニアラス、

一青銅百疋 太刀 右衛門大夫殿 同百疋 太刀 平田

殿 同百疋 太刀 下野殿 同百疋 太刀 圖書殿

同百疋 タル一ツ 白濱殿 同百疋 福昌寺 同百疋

樽一ツ 本田殿 是モ恒例ニアラス、當時之義也、

青銅三百文上ケイガ 同三百文下ケイカ 同百文土器

作ニ被下候、

一 廿七日

廿八日 御城ニテ御寄舎ニテ候、

廿九日

卅

二月一日御暇御給ニテ候、

二日雨天

三日雨天

四日鹿兒嶋ヨリ御出船ニテ候、其夜ハ湊ノカリヤヘ御

逗留候、

一天正十一年三月三日蓬餅ニテ御一家中御成、御音合有、

一同四日、日州隈本江御番立 殿様自身御立在、

御供衆

常陸守殿代ニ刑部大輔殿・与五郎殿・越中守殿

積翠寺代ニ二郎左衛門殿・弥七殿・池端殿

了洵寺代ニ内藏助殿・河端殿・江田殿・但馬守殿・肥前

守殿・村山殿・平三郎殿・又六郎殿・舍人助殿・八郎四

郎殿・民部左衛門殿・園田殿・神河殿・紀伊助殿・仁四

郎殿・秀阿弥・海田殿・村ノ小五郎殿・深川殿・太郎殿

此外足輕衆中間衆ハ別之行日記ニ在、

五月十一日隈本ヨリ御帰城、

一六月十八日唐ヨリ醫師来ル、

右之外ニモ色々雖有之、皆悉省之、

禰寢文書（黎明館所蔵）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

八二七 嘉曆二年二月四日 沙弥行智讓狀

○八二七 沙弥行智讓狀

讓与 所従等

力壽丸所

一人 弥六男 水引三郎妻夫同一類

宮太郎男妻夫同一類 一人 安房男

一人 三郎童 一人 初次郎童

濱三郎次郎男一類

右、奴原者重代相傳下人等也、而任彼讓狀之旨、迄于子、

孫、可令服仕之狀如件、

嘉曆二年二月四日

沙弥行智（花押）

二階堂文書

〈二階堂文書〉

凡 例

一 二階堂文書の掲載順および掲載文書数は次のとおりである。ただし、「二階堂氏正統家譜文書」「二階堂文書」は目録のみ掲載した。

所 蔵 別	略 称	総 数	掲 載 数
二階堂氏正統家譜（東京大学史料編纂所蔵）	正 譜	一六九	一三五
二階堂氏正統家譜文書（東京大学史料編纂所蔵）	家 譜	一二五	〇
二階堂文書（東京大学史料編纂所蔵影写本）	影 写	一二〇	〇

一 次に掲げるものは文書目録・本文共省略した。

二階堂正統系図文書（東京大学史料編纂所蔵）	系 図	三二	〇
-----------------------	-----	----	---

一 修正や補充にあたっての典拠史料は次の略記号で示した。

- 二階堂氏正統家譜文書 ㊦
- 二階堂正統系図文書 ㊧

- 二階堂文書 ㊨
- 旧記雑録同一文書 ㊩



二階堂氏正統家譜 (東京大学史料編纂所所蔵)

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

二階堂氏正統家譜 五

- 一 建曆三年 五月九日 源実朝袖判下文……………家譜・影写・正譜
- 二 承久三年 七月十二日 関東下知状……………家譜・影写・正譜
- 三 建長元年 八月九日 関東御教書……………家譜・影写
- 四 三月三日 二階堂某書状……………家譜・影写

二階堂氏正統家譜 六

- 五 仁治元年 十月十四日 二階堂基行讓状<sup>(元)</sup>……………家譜・影写
- 六 仁治元年閏十月廿日 將軍家政所下文……………家譜・影写
- 七 二階堂氏所領注文……………家譜・影写

二階堂氏正統家譜 八

- 八 文永八年 五月七日 ..... 家譜・影写
  - 八 文永八年 九月十三日 ..... 家譜・影写
  - 一〇 文永九年 五月廿六日 ..... 家譜・影写・正譜
  - ※(一) 建曆三年 五月九日 ..... 家譜・影写・正譜
  - 一 寶治元年 六月廿三日 ..... 家譜・影写
  - ※(二) 承久三年 七月十二日 ..... 家譜・影写・正譜
  - ※(一〇) 文永九年 五月廿六日 ..... 家譜・影写・正譜
  - 一二 弘安六年 七月廿三日 ..... 家譜・影写
- 二階堂行氏置文 ..... 家譜・影写
- 関東御教書 ..... 家譜・影写
- 將軍源惟康家政所下文案 ..... 家譜・影写・正譜
- 將軍藤原頼嗣袖判下文案 ..... 家譜・影写
- 関東下知状 ..... 家譜・影写・正譜
- 將軍源惟康家政所下文案 ..... 家譜・影写・正譜
- 將軍家政所下文 ..... 家譜・影写

二階堂氏正統家譜 九

- 一三 文永三年 六月十日 ..... 家譜・影写
  - 一四 文永三年 六月十日 ..... 家譜・影写
  - 一五 文永四年 四月廿四日 ..... 家譜・影写
  - 一六 正應五年十二月七日 ..... 家譜・影写・正譜
  - 一七 永仁二年十二月廿七日 ..... 家譜・影写・正譜
- 二階堂行日行讓状 ..... 家譜・影写
- 二階堂行日久行讓状 ..... 家譜・影写
- 関東下知状 ..... 家譜・影写
- 関東御教書 ..... 家譜・影写・正譜
- 関東御教書 ..... 家譜・影写・正譜

- 一八 永仁五年十二月十日 関東御教書……………家譜・影写
- 一九 嘉元二年五月廿六日 関東下知状……………家譜・影写・正譜
- ※(十九) 嘉元二年五月廿六日 関東下知状案……………家譜・影写・正譜
- ※(十九) 嘉元二年五月廿六日 関東下知状案……………家譜・影写・正譜
- 二〇 二階堂氏所領証文注文……………家譜・影写
- 二一 嘉元三年四月六日 蒙古合戦勲功地配分状……………家譜・影写

## 二階堂氏正統家譜 十

- 二二 (嘉元) かんけん三年二月十七日 二階堂泰行讓状案……………家譜・影写・正譜
- ※(二三) (嘉元) かんけん三年二月十七日 二階堂泰行讓状案……………家譜・影写・正譜
- 二三 嘉元三年六月 日 鮫島光家申状……………家譜・影写
- 二四 貞永元年十一月廿八日 関東下知状案……………家譜・影写・正譜
- 二五 嘉元三年八月廿九日 尼忍照讓状……………家譜・影写
- 二六 嘉元三年九月十二日 鎮西御教書……………家譜・影写
- 二七 延慶二年正月六日 尼忍照置文……………家譜・影写
- 二八 正和三年二月廿八日 尼忍照置文……………家譜・影写・正譜
- 二九 元亨元年四月十五日 北條時直書下……………家譜・影写

二階堂氏正統家譜 十一

- 三〇 元亨元年 十月 廿日 ..... 關東御教書 ..... 家譜・影写
- 三一 元亨元年十二月廿九日 ..... 除目聞書 ..... 家譜・影写
- 三二 元亨二年 正月廿六日 ..... 除目聞書 ..... 家譜・影写
- 三三 正中二年 九月廿七日 ..... 大宰府小目代成宗請取 ..... 家譜・影写
- 三四 正中二年 十月十六日 ..... 鎮西御教書 ..... 家譜・影写
- 三五 嘉曆元年十二月廿五日 ..... 鎮西御教書 ..... 家譜・影写
  
- 三六 嘉曆四年 九月 廿日 ..... 鎮西下知狀 ..... 家譜・影写・正譜
- ※(三六) 嘉曆四年 九月 廿日 ..... 鎮西下知狀案 ..... 家譜・影写・正譜
- 三七 元德元年十二月廿五日 ..... 鎮西下知狀 ..... 影写・正譜・系図
- 三八 元德二年 九月 十二日 ..... 鎮西御教書 ..... 家譜・影写
- 三九 元德三年 八月 廿日 ..... 鎮西下知狀 ..... 影写・正譜・系図
- 四〇 正慶二年閏二月廿七日 ..... 道弘契狀 ..... 影写・正譜・系図
- 四一 建武四年 三月 七日 ..... 足利直義下文 ..... 家譜・影写・正譜
- ※(四一) 建武四年 三月 七日 ..... 足利直義下文案 ..... 家譜・影写・正譜
- 四二 建武四年十二月廿五日 ..... 島津道鑑貞久施行狀 ..... 家譜・影写

- 四三 建武五年 九月 二日 二階堂行存讓狀……………影写・正譜・系図
- 四四 建武五年 九月 二日 二階堂行存讓狀……………影写・正譜・系図
- 四五 曆應元年十一月 一日 新田宮執印友雄重申狀……………家譜・影写
- 四六 建武五年閏七月廿九日 足利尊氏御教書案……………家譜・影写
- 四七 建武五年 八月 十一日 島津道鑑<sup>貞</sup>施行狀案……………家譜・影写
- 四八 建武五年 九月 卅日 酒匂久景遵行狀……………家譜・影写
- 四九 十月 廿七日 酒匂久景書狀……………家譜・影写
- 五〇 阿多五大院神人等交名注文……………家譜・影写
- 五一 二階堂方下手人交名注文……………家譜・影写

## 二階堂氏正統家譜 十二

- 五二 正和三年 二月 廿八日 尼忍照置文案……………家譜・影写・正譜
- 五三 曆應四年十月五日(島津道鑑裏書)……………家譜・影写
- 五三 正應五年十二月 七日 関東御教書案……………家譜・影写・正譜
- 五三 曆應四年十月五日(島津道鑑裏書)……………家譜・影写
- 五四 永仁二年十二月 廿七日 関東御教書案……………家譜・影写・正譜
- 五四 曆應四年十月五日(島津道鑑裏書)……………家譜・影写

- 五五 嘉曆四年九月廿日 鎮西下知状案 ..... 家譜・影写・正譜
- 曆應四年十月五日(島津道鑑裏書)..... 影写
- 五六 貞和二年後九月十一日 足利尊氏下文案 ..... 家譜・影写
- 五七 「貞和二年」閏九月十四日 足利尊氏書状 ..... 影写・正譜・系図
- 五八 貞和二年十二月廿七日 二階堂行存行壳券案 ..... 家譜・影写
- 五九 貞和三年四月十二日 足利尊氏下文 ..... 家譜・影写
- 六〇 貞和七年三月卅日 二階堂行存讓状 ..... 影写・正譜・系図
- 六一 天授元年十一月十二日 禪麟讓状 ..... 影写・正譜・系図
- 六二 貞和七年五月廿日 足利直冬安堵下文 ..... 家譜・影写
- 六三 貞和七年六月二日 源某奉書案 ..... 家譜・影写
- 觀應二年六月十六日(惟宗友躬裏書)..... 家譜・影写
- 六四 觀應二年十月五日 足利直冬下文 ..... 影写・正譜・系図
- 六五 觀應二年十二月廿七日 少式頼尚書下 ..... 影写・正譜・系図
- 六六 觀應三年 正月廿一日 足利直冬宛行下文 ..... 家譜・影写
- 六七 正平九年十一月廿八日 二階堂行存書状 ..... 影写・正譜・系図
- 六八 正平九年十一月 晦日 二階堂行存行讓状 ..... 家譜・影写
- (嘉元) ..... 家譜・影写
- 六九 かんけん三年二月十七日 二階堂泰行讓状 ..... 家譜・影写

延慶二年六月廿九日

(関東外題安堵)

七〇 建武三年 八月十五日

二階堂真顯讓狀

影写・正譜・系図

### 二階堂氏正統家譜 十三

七一 元弘三年 六月 日

隱岐行久申状案

家譜・影写

七二 元弘三年 八月十日

島津道鑑貞久吹拳状

家譜・影写

七三 建武三年 三月十二日

高師直奉書

家譜・影写

七四 建武三年 三月十七日

足利尊氏奉行人連署奉書

影写・正譜・系図

※(七四) 建武三年 三月十七日

足利尊氏奉行人連署奉書

影写・正譜・系図

七五 建武三年 六月 日

莫祢円也軍忠状案

影写・正譜・系図

七六 建武五年 九月二日

二階堂行存行雄讓狀

家譜・影写

七七 曆應三年 七月十日

足利直義感状

家譜・影写

七八 曆應四年 七月廿九日

定町幕府御教書

家譜・影写

七九 康永二年 三月二日

足利直義御感御教書

家譜・影写

八〇 正平九年十二月 日

二階堂行仲申状

家譜・影写

八一 豊前国金田庄内金田村惣領分名々田島注文

家譜・影写

八二 金田庄金田村作田取帳

家譜・影写

二階堂氏正統家譜 十四

- 八三 金田村安藝殿御方正平拾壹年名々分帳……………家譜・影写
- 八四 給分坪付……………家譜・影写
- 八五 貞和七年 五月廿日 足利直冬堵下文……………家譜・影写
- 八六 貞和五年 二月九日 二階堂行房讓状案……………家譜・影写
- 八七 觀應三年 五月一日 二階堂行存讓状案……………影写・正譜・系図
- 八八 觀應三年 五月一日 二階堂行存讓状案……………影写・正譜・系図

※(八九)

- 八九 貞和七年 四月三日 二階堂行存讓状……………家譜・影写・正譜
- 貞和七年 四月三日 二階堂行存讓状案……………家譜・影写・正譜
- 九〇 貞治五年 八月廿三日 島津師久書下……………家譜・影写
- 九一 保延四年十一月十五日 阿多郡司平忠景施入状案……………家譜・影写
- 九二 弘安六年十一月廿二日 僧明賀讓状案……………家譜・影写
- 九三 建武四年 十月十五日 僧俊忠讓状案……………家譜・影写
- 九四 四月廿九日 三條泰季書状案……………家譜・影写
- 九五 正平十年十一月十日 二階堂行仲讓状案……………家譜・影写
- 九六 延文五年 四月五日 二階堂行門軍忠状……………家譜・影写



- 九七 永徳三年 四月廿二日 二階堂禪桂直讓狀……………家譜・影写
- 九八 應永三年 二月十八日 島津道哲<sup>伊</sup>書下……………家譜・影写
- 九九 應永七年 三月卅日 島津元久書下……………家譜・影写
- 一〇〇 應永十三年 九月廿六日 島津元久書下……………家譜・影写
- 一〇一 建徳二年 五月廿七日 島津道老<sup>親</sup>讓狀……………家譜・影写・正譜・系図
- 一〇二 應永十八年 八月廿二日 二階堂永行讓狀……………影写・正譜・系図
- 一〇三 應永十八年 九月十八日 島津久世契狀……………影写・家譜
- 一〇四 應永廿二年 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- 一〇五 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- 一〇六 應永廿二年 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- ※ 一〇四 應永廿二年 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- ※ 一〇五 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- 一〇七 應永廿二年 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- ※ 一〇八 應永廿二年 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………家譜・影写・正譜・系図
- 一〇八 康正二年 七月廿五日 將軍義政大将拜賀之記……………家譜・影写
- 一〇九 康正三年 四月廿六日 島津忠長書下……………家譜・影写

二階堂氏正統家譜 十五

一一〇 十一月廿二日

一一一

一一二 明應八年八月六日

一一三 永正八年十月廿一日

一一四

一一五

一一六

細川政国書状……………系図

二階堂行次賞書……………家譜・影写

本田兼親・伊地知重貞連署請取状……………家譜・影写

字名初身曳状……………影写・正譜・系図

某起請文前書土代……………家譜・影写

某起請文前書土代……………家譜・影写

某起請文前書土代……………家譜・影写

二階堂氏正統家譜 十六

※(三九) 元徳三年八月廿日

※(四〇) 正慶二年閏二月廿七日

※(六四) 觀應二年十月五日

※(六五) 觀應二年十二月廿七日

※(八七) 觀應三年五月一日

※(八八) 觀應三年五月一日

鎮西下知状……………影写・正譜・系図

道弘契状……………影写・正譜・系図

足利直冬下文……………影写・正譜・系図

少式頼尚書下……………影写・正譜・系図

二階堂行存讓状案……………影写・正譜・系図

二階堂行存讓状案……………影写・正譜・系図

※ (六七) 正平九年十一月廿八日 二階堂行存書狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (一〇二) 應永十八年八月廿二日 二階堂永行讓狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (一二三) 永正八年十月廿一日 字名初身曳狀 ..... 影写・正譜・系図

### 二階堂氏正統家譜 十七

※ (七四) 建武三年三月十七日 足利尊氏奉行人連署奉書 ..... 影写・正譜・系図

### 二階堂氏正統家譜 十八

一一七 正安元年七月十一日 北條貞時打渡狀 ..... 系図

※ (三七) 元徳元年十二月廿五日 鎮西下知狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (七四) 建武三年三月十七日 足利尊氏奉行人連署奉書 ..... 影写・正譜・系図

※ (七五) 建武三年六月 日 莫称円也軍忠狀案 ..... 影写・正譜・系図

※ (七〇) 建武三年八月十五日 二階堂真顯讓狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (四四) 建武五年九月二日 二階堂行存讓狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (四三) 建武五年九月二日 二階堂行存讓狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (五七) 「貞和二年」閏九月十四日 足利尊氏書狀 ..... 影写・正譜・系図

※ (六〇) 貞和七年三月卅日 二階堂行存讓狀 ..... 影写・正譜・系図

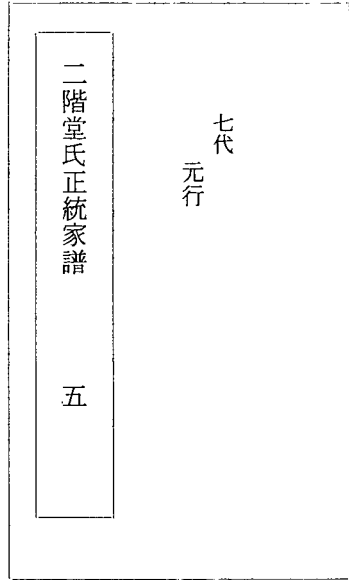
※ (一〇) 建徳二年 五月廿七日 島津道耆親讓狀 ..... 家譜・影写・正譜・系図  
 ※ (六) 天授元年十一月十二日 禅麟讓狀 ..... 影写・正譜・系図

二階堂氏正統家譜 十九

- 一一八 文保三年 六月 日 伊作庄雜掌下司平高純申狀案 ..... 家譜
- 一一九 元應<sup>元</sup>(九)年 九月 廿日 鎮西御教書案 ..... 家譜
- 一二〇 元應元年十一月三日 二階堂行雄請文 ..... 家譜
- 一一一 元應元年十一月五日 薩摩在国司沙弥道雄請文 ..... 家譜
- 一二二 元應二年 二月 八日 阿多北方地頭代沙弥見仏請文案 ..... 家譜
- 一二三 元亨四年 三月 十八 伊作島津氏重書目錄 ..... 家譜
- 一二四 元亨四年 八月 廿一日 伊作庄日置北郷領家雜掌憲俊文書渡狀 ..... 家譜
- 一二五 元亨四年十一月九日 伊作庄領家雜掌承信文書渡狀 ..... 家譜
- 一二六 六月十九日 伊作庄日置北郷領家方行卷書狀 ..... 家譜
- 一二七 (文保元年) 七月廿三日 伊作庄日置北郷領家方行卷書狀 ..... 家譜
- 一二八 八月廿六日 伊作庄日置北郷領家方行卷書狀 ..... 家譜
- 一二九 建武四年十一月三日 大隅龜三郎丸軍忠狀 ..... 家譜
- 一三〇 建武四年十一月廿四<sup>日</sup>( ) 島津愛寿丸親軍忠狀 ..... 家譜

一三一	貞和二年九月四日	島津道憲 <small>宗</small> 等連署注進狀	家譜
※(一〇)	建徳二年五月廿七日	島津道老 <small>親讓</small> 狀	家譜・影写・正譜・系図
一三二	應永十年九月一日	島津元久書下	家譜
一三三	應永十三年七月十六日	島津元久書下	家譜
一三四	應永廿四年十一月二日	島津久豊書下	家譜
一三五	應永廿八年三月十五日	大寺元幸等連署契狀	家譜

(表紙)



(元行譜中)

○和田義盛謀叛、建曆三年五月二日・同三日合戦、實朝公賞其軍功、同月九日補相模國懷島地頭職、公手自書花押、以賜御下文、其正文一通在家藏、記于左、

○一 源実朝袖判下文

(源実朝 花押)

下 相模國懷嶋殿原郷住人

補任 地頭職事

左兵衛尉藤原元行

右人依勲功之勸賞、補任彼職之狀如件、

建曆三年五月九日

○承久三年七月十二日、頼經卿補參河國重原莊地頭職、執權北條陸奥守義時在判御教書一通、正文在家藏、記于左、

○二 関東下知狀

可早令元行法師爲參河國重原庄地頭職事、右人可爲彼職之狀、依御下知如件、

承久三年七月十二日

(北条義時) 陸奥守平(花押)

(行久譜中)

○奉事 將軍賴經卿 賴嗣卿 宗尊親王、為評定衆、

○建長元年八月九日、 將軍賴嗣卿補薩摩國阿多郡北方

地頭職、執權北條相模守重時・同陸奥守政村連判御教

書一通、正文在宗家、記于左、

○三 關東御教書

永福寺修理用途事、雖可被付雜掌、可爲人々煩之間、所  
被仰付薩摩國阿多郡北方地頭職也、所役之注文遣之、任  
狀可被致其沙汰、終彼役之後、可被付他役也、云田敷、  
云得分、可被注進之狀、依仰執達如件、

建長元年八月九日

(北條時賴)

相模守(花押)

(北條重時)

陸奥守(花押)

(二階堂行久)  
常陸入道殿

(行方譜中)

○呈島津修理亮入道殿在判狀一通、正文在宗家、記于左、

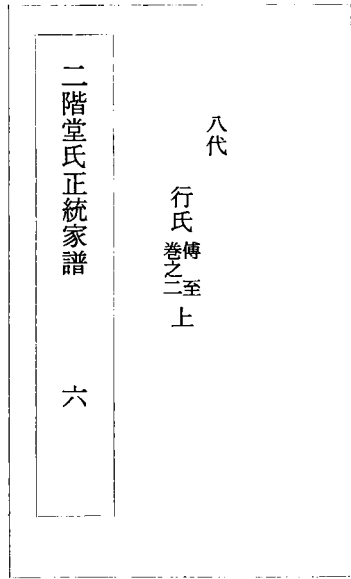
○四 二階堂某書狀

御狀之趣委細令披覽候、誠今度者不存寄遂參会申承候、  
本望候、仍度々光臨、殊重寶拜受、旁以祝着候、爲表御  
礼、先度參申候処、既御下向堺由候間、申置候早、定被  
傳申候哉、抑御先祖之儀、吾妻鏡以下旧記明鏡之次第依  
御所望、寫進候間、得其便獻瓦礫候処、金玉送給候、殊  
勝催其興候、於向後者、以便宜必可申承候、相應之御用  
更不可有疎略候、恐々謹言、

季春三日

鳴津修理亮入道殿

(表紙)



(行氏譜中)

○嚴父左衛門尉元行在判領地讓狀一通、正文在家藏、記于左、

○五 二階堂基行讓狀  
讓渡

相模國懷鳴殿原郷

參河國重原庄

尾張國西門眞庄

伊勢國益田庄

肥前國鏡庄

陸奥信夫庄内島和田村

左兵衛尉行氏

右、件所々、相副御下文、所讓与也、不可有他妨之狀如件、

仁治元年十月十四日

(二階堂元行) 沙弥(花押)

○仁治元年閏十月二十日、任嚴親基行讓狀可領知肥前國

鏡社・伊勢國益田庄・尾張國西門眞庄・參河國重原庄・

相模國懷島殿原郷・陸奥國信夫庄内等 云云、即 頼經

卿・執權北條武藏守泰時在判 將軍家政所下文一通、

正文在家藏、記于左、



○六 將軍家政所下文

將軍家政所下 左兵衛少尉藤原行氏

可令早領知、肥前國鏡社可守永平并  
行阿例也・伊勢國益田庄・尾

張國西門眞庄・參河國重原庄・相模國懷嶋内殿原郷・

陸奥國信夫庄内島和田村等地頭職事、

右人、任親父左衛門尉基行法師法名、  
行阿、今年十月十四日讓

狀、守先例、可令領知之狀、所仰如件、以下、

仁治元年閏十月廿日

案主左近將曹菅野

令左衛門少尉藤原

知家事彈正忠清原

別當前武藏守平朝臣(北条泰時)  
(花押)

安房國北郡内吉濱村

延壽御前御方

伊勢國益田庄内深矢部郷

万壽御前御方

安房國北郡内下尺万郷

同内要嶋

千壽御前御方

安房國日本寺

伊勢國益田庄内北別所院主職

同内蓮花寺

金壽御前御方

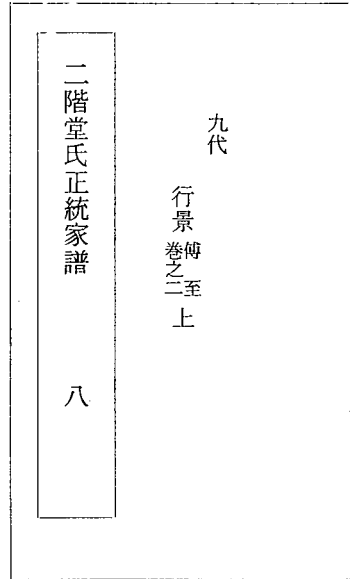
安房國北郡内本名村

○領地陸奥國・安房國・伊勢國內所分書附一通、正文在  
家藏、記于左、

○七 二階堂氏所領注文

陸奥國奥玉保

表紙



(行景譜中)

○領知所々堺、文永八年五月七日可致沙汰之状在裏判一所  
通、正文在家藏、記于左、

○八 二階堂行氏置文

所々堺事

一 懷嶋与萩曾祢堺事、

是非急のきとの河流をたゞして可用之、

一 同懷嶋与柳嶋堺事、

任當知行之例、可致其沙汰也、

一 重原庄与今村堺事、

於田畠者、付作人、任先例可致其沙汰、至野山堺者、

三郎左衛門尉一向爲計、郷分無欺様有芳心、可立之也、

一 北鄉村と堺事、▽(裏花押①) △

分と當時名主等知行例在之歟、早守彼例、無違乱、可致沙汰也、

一 益田庄与深矢部郷山野堺事、

をかこへの南、大たかふる小たかふるのあい、大道より山へのほりたるふるき馬路あり、それよりときはやしの東の峯の路へのほりて、その路よりそかはのとりうちの峯の西むしうの谷のかしらへ、路のまゝのほりて、そかはの峯きりのおほみちを、峯つゝき西へとをして、きたの山を深矢部に領知すへし、又嶋々におきてハ、嘉禄検注の取帳に付たる嶋の外ハ、惣庄に領知すへし、▽(裏花押②) △

一 同庄与安永野堺事、

きたをかきる神广さかい、南をかきるあさけの郡の堺、東ハ今切のうち江の西のはたをかきりて、安永に領知すへし、但このうちに、船つく湊ハ惣庄に沙汰すへし、西ハ皆ふるきつくりたる間、つくりより東を領知すへし、此野内ニ嘉禄檢注以後の新田畠、少く在之歟、同安永の内として領知すへし、右、任此狀、可致沙汰之狀如件、

文永八年五月七日

〔右文書経目裏判〕

(裏花押①)

右

〔右同〕

(裏花押②)

左

○有蒙古人襲来鎮西之聲矣、以故文永八年九月十三日、惟康親王・執權北條時宗同政村降令曰、速差代官於所領薩摩國阿多北方、宜防禦異國且鎮領内之悪黨云云、時宗・政村連判奉書一通、正文在家藏、記于左、

○九 関東御教書

蒙古人可襲来之由、有其聞之間、所下遣御家人等於鎮西也、早速差下器用代官於薩摩國阿多北方、相伴守護人、且令致吳國之防禦、且可鎮領内之悪黨者、依仰執達如件、

文永八年九月十三日

相模守(花押)  
(北条時宗)  
左京權大夫(花押)  
(北条政村)

〔二階堂行景妻忍照、向女房〕  
阿多北方地頭殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一七二六号文書ト同文ナリ〕

○將軍家政所下文・執權北條左京・權太夫政村・同相模守時宗連名古寫一通、正文在家藏、記于左、

○一〇 將軍源惟康 家政所下文案

將軍家政所下

可令早左衛門尉藤原行景領知、參河國重原庄・相模國懷嶋內殿原郷・安房國北郡内不入計等地頭職事、

右任亡父前隱岐守行氏法師法名道智去年四月十六日讓狀、可令領掌之狀、所仰如件、以下、

文永九年五月廿六日

案主菅野

令左衛門少尉藤原北條政村

知家事

別當左京權大夫平朝臣御判北條時宗

相模守平朝臣御判

○ 源実朝袖判下文

(本文書ハ一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○一一 將軍藤原頼嗣袖判下文案

(藤原頼朝御判)

下 安房國北郡大河广大隅前司補任地頭職事、

左衛門尉藤原行氏

右人依勲功之賞補任彼職之狀如件、

寶治元年六月廿三日

○ 関東下知狀

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 將軍源惟康 家政所下文

(本文書ハ一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○將軍實朝公 頼嗣卿御下文二通及執權北條陸奥守義時姓名有之御教書一通・同左京權大夫政村・同相模守時宗連名政所下文一通、都而古寫四通、正文在家藏、記于左、

○惟康親王・執權北條相模守時宗・同駿河守業時連判

將軍家政所下文一通、正文在家藏、記于左、

○一二 將軍家政所下文

將軍家政所下

可令早前隱岐守藤原行景領知相模國大井庄内金子郷濃信

次郎左衛門尉行氏跡事、

右人、守先例、可致沙汰之狀、所仰如件、以下、

弘安六年七月廿三日

案主菅野

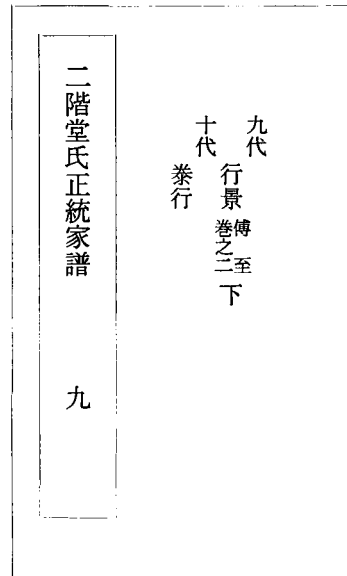
令左衛門少尉藤原

知家事

別當相模守平朝臣(北条時宗)(花押)

駿河守平朝臣(北条業時)(花押)

(表紙)



(泰行譜中)

○外祖父行久昇泰行慈母、以領地相模國大井庄内吉田島・薩摩國阿多郡北方・相模國鎌倉之内西御門入奥地・鎌倉宿所之倉納物及鎌倉之内濱倉半分也、爾來為當家領地行久在判讓狀二通、正文在家藏、記于左、

○一三 二階堂行日行久讓狀

讓渡 所領貳箇所事

一所 相模國大井庄内吉田嶋

一所 薩摩國阿多郡北方

右、相具調度文書、所讓渡向女房實也、不可有他妨之狀如件、

文永三年六月十日

(二階堂行久)

沙弥行日(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六八九号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六九〇号文書ト同文ナリ)

將軍宗尊親王・執權北條相模守時宗・同左京權大夫政村連判奉書一通、正文在家藏、記于左、

〇一五 関東下知狀

可早以藤原氏(忍照)行久法師領知相模國大井庄内吉田嶋、薩摩

國阿多北方等地頭職事、

右任亡父前常陸介行久法師行名去年六月十日讓狀、可令

領掌之狀、依仰下知如件、

文永四年四月廿四日

相模守平朝臣(北条時宗)(花押)

左京權大夫平朝臣(北条政村)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六九六号文書ト同文ナリ)

讓渡 領地并倉等事

〇一四 二階堂行日行讓狀

一所 在西御門入奥地

一所 濱倉半分

右、相副證文、所讓渡向女房也、兼又鎌倉宿所乃倉納物事、与名越女房兩人、各可被分取半分也、於濱倉者、同相半分、可有其沙汰、但至敷地者、所令借用他人之領也、然者向後も地主を相語て、毎年無懈怠、弁其地子、可被領知之狀如件、

文永三年六月十日

(二階堂行久)

沙弥行日(花押)

○曩祖行政以來相續居住于所領相州鎌倉二階堂邑矣、泰

行蚤歲喪父、以故慈母忍照預家政焉、蓋頃年北條氏擅

權、募勢鎌倉之功臣多觸誅辟、慈母慮子孫之安危、以

為避鎌倉、於茲手請使子息泰行下于鎮西所領警固異賊

於將軍家、即正應五年十二月七日奉久明親王之

恩許、發母子相州鎌倉、初下向所領薩摩國阿多北方、

實正應六年也、遂以高橋邑為居城焉、執權北條相模守

貞時・同陸奥守宣時連判御教書二通、正文在家藏、記

于左、

○一六 関東御教書

異賊警固事、嚴密有沙汰之上、任申請、可令差下子息三

郎階堂泰行左衛門尉於所領阿多北方狀、依仰執達如件、

正應五年十二月七日

陸奥守(北條宣時)(花押)  
相模守(北條貞時)(花押)

隱岐入道後家(忍照)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九六二号文書ト同文ナリ)

○一七 関東御教書

薩摩國阿多北方(實事)、當所之外無知行地之處、依異(國)

警固、差下子息云々、仍所有御免也者、依仰執達如件、

永仁二年十二月廿七日

陸奥守(宣時)(花押)  
相模守(貞時)(花押)

隱岐入道後家

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」九九六号文書ト同文ナリ)

○先是忍照尼請泰行關東參向之事于將軍家、今茲永仁

五年十二月十日、執權北條相模守貞時、同陸奥守宣時

連判裁書傳之於太守忠宗公、公乃賜泰行、其正文

一通在家藏、記于左、

○一八 関東御教書

懷鳴隱岐入道後家申子息三郎左衛門尉泰行暫可參関東由

事、所有御免也、可被存其旨之狀、依仰執達如件、

永仁五年十二月十日

陸奥守(花押)  
(宣時)

相模守(花押)  
(貞時)

上総前司殿  
(北条実政)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇一九号文書ト同文ナリ)

嘉元二年五月廿六日

相模守平朝臣(花押)  
(北条師時)

左京權大夫平朝臣(花押)  
(北条時村)

○ 関東下知狀案

(本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

「右文書裏判」



○ 嘉元二年五月二十六日、久明親王補豊前國金田荘地

頭職、且加貳同國菊池某跡領地、執權北條相模守師時、

同左京權大夫時村連判奉書一通・同古寫在裏判一通、有

御奉行所校正点、同古扣無裏判、呈御奉一通、正文在家

藏、記于左、

○ 一九 関東下知狀

鎌倉執權并執事探題奉書其外文書

可令早隱岐三郎左衛門尉 法師法名導忍領知豊前國金田庄内

金田村地頭職并菊池九郎次郎高貴所領事、

右、守先例、可致沙汰之狀、依仰下知如件、

○ 関東下知狀案

(本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 諸國所領證文頭書一通、正文在家藏、記于左、



〇二〇 二階堂氏所領証文注文

所領證文事

- 一通 相模國懷鳴殿原郷御下文
  - 一通 參河國重原庄御下文
  - 一通 懷鳴殿原郷重原庄讓狀
  - 一通 同所等安堵御下文
  - 一通 安房國北郡御下文
  - 一通 重原庄懷鳴殿原郷北郡内不入計讓狀
  - 一通 同所等安堵御下文
  - 一通 相模國大井庄内金子郷御下文
  - 一通 相模國大井庄内吉田嶋薩摩國阿多北方讓狀
  - 一通 同所等安堵御下文
- 已上十通

〇二一 蒙古合戰勲功地配分狀

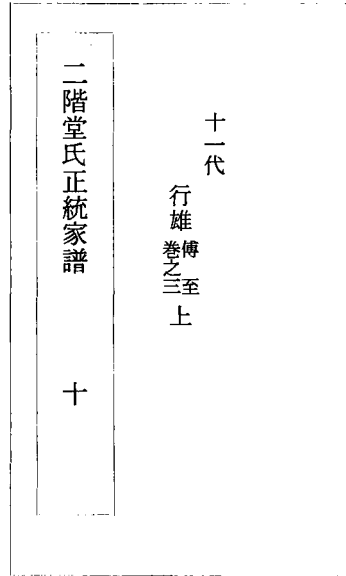
弘安四年蒙古合戰勲功賞配分事、

- 一人 薩摩國阿多北方地頭常陸入道女子藤原氏代景重
  - 田地五町 薩摩國給黎院給黎三郎入道法西跡
  - 一所 一町七反廿上籠里 久木崎
  - 一所 八反中 伊草田同里
  - 一所 四反冊 橋切同
  - 一所 一町九反卅中 山崎田二町七反内同
  - 屋敷二字
  - 一字 水坂園田實村内
  - 一字 三郎次郎園同村内
- 右、孔子配分如此、早守先例、可令領知之狀、如件、
- 嘉元三年四月六日
- 上総介平朝臣(北条政頭)(花押)

〇久明親王治世、北條上總介政顯在判孔子配分奉書此用紙往

古稱司麻之料紙、或記錄紙 一通、正文在家藏、記于左、  
云 萬葉書以孔子為闡之字

(表紙)



(行雄譜中)

○泰行領地讓狀古寫在裏判 一通・古扣一通、正文在家藏、記于左、

〇二二 二階堂泰行讓狀案

〔正校了〕

任此狀、可令領掌之由、依仰下知如件、

延慶二年六月廿九日

(北条宗宣) 陸奥守在判  
(北条師時) 相模守在判

ふせんの國かなたのむらのちとうしきの事、御下ふみにまかせて、はふんとさつまのたふせのかう、はふんをきの三郎にゆつりわたす、  
(二階堂行雄・行存)  
(嘉元) かんけん三年二月十七日 在判

〔右文書裏判〕



〇 二階堂泰行讓狀案

(本文書ハ二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○鯨島光家訴狀在裏判 一通并貞永元年執權北條武藏守泰時・同相模守時房連名關東御下知狀古寫在裏判 一通、正文在家藏、記于左、

〇二三 鮫島光家申狀

薩摩國阿多郡南方地頭鮫嶋孫次郎光家法師法蓮覺、謹〔申〕

欲早被停止非分押領、任御下知以下證文、蒙御成敗、

被糺返年々得分物、爲同郡北方地頭隱岐三郎左衛門入〔二階堂奉行〕

道々〔今者死去〕忍令者跡輩等、令押領南方内田島・在家、以下所

々無謂事、

副進

一通 高祖父宗家讓与宗景狀建保六年十一月廿日

一通 關東御下知狀 貞永元年十一月廿八日

右、當郡者、高祖父鮫嶋四郎宗家、建久三年八月廿五日

令拜領之後、相分于二、於南方者、讓与宗景〔蓮覺、曾祖父〕、至北

方者、給与家高〔宗家嫡子〕早、仍南方者、自宗景迄于蓮覺、代

々知行無相違、而北方者、依家高之咎、被收公之、宛給

于隱岐常陸入道早、爰如所給本主時景・家高等之貞永元

年十一月廿八日關東御下知者、於觀音寺大門前之論所者、

以南路可爲堺、至于其以西者、任宗家法師讓狀之堺、各

停止相論、可致其沙汰〔云々、取證〕、然者、云御下知狀、云宗家

讓狀、堺顯然之處、隱岐三郎左衛門入道々忍、近年給分

外、令押領之間、擬訴申之處、令死去之上者、被相懸彼

跡、任御下知以下證文、被止件押領爲被糺返年々得分物、

粗言上如件、

嘉元三年六月 日

〔右文書異判〕



〇二四 關東下知狀案

可令早停止相論、守繪圖判形、致沙汰 薩摩國阿多郡南

北境事、

右對決之處、如時景申者、當郡内南方者、時景讓得之、

北方者家高領之、其境則出自觀音寺大門、過高橋藥師堂

之前通、濱路之由、載讓狀、且又爲絶向後之違乱、殖置

松木於件路之旨、同載讓狀畢云云、如家高申者、自觀音

寺大門、通藥師堂路者、在兩方、而時景所立申之北路者、新路也、當寺別當能登阿闍梨公嚴、爲亡母孝養、去年造出此路、所造立万本率都婆也、仍不可爲境坎、家高所申南路者、傍于河流、爲往古之路、然者以南路所爲境也、次殖松木之由、載讓狀事、極虛言也、早可被召出彼狀、若殖松木之旨、書載其詞者、家高可蒙罪之、時景又申云、如祖父宗家法師讓宗景時景親父之狀者、殖松木之由不載之、載千宗家法師讓時景之狀雲云、家高次申云、雖爲時景取得之讓狀、殖松木之旨、於書載者、同可蒙其科云云、爰時景申云、爲文盲身之間、所申違也云云者、以自身所帶之證文、申違之由、構申之條、頗有矯飾之疑坎、次家高自身斷本鳥之由事、問注之時者時景一人見知之間、無證人之由申之、直被召問之時者、以己者不立申證人之條、甚不足信用坎、抑惡口并構虛言、改讒訴罪科事、有被定置之旨、而如時景申狀者、已以似惡口、又可謂虛言坎、仍家高所申非無其謂、然則於觀音寺大門前之論所者、以南路可爲境、至于其以西者、任宗家法師讓狀之境、各停

止相論、可致其沙汰、且加判形於繪圖、下給兩方畢、早守其旨、可令領掌之狀、依鎌倉殿仰下知如件、

貞永元年十一月廿八日

武藏守平朝臣御判  
相模守平朝臣御判

○守邦親王・執權北條陸奥守宣時・同相模守貞時各加判有之、祖母忍照尼在判讓狀一通、正文在家藏、記于左、

○二五 尼忍照讓狀

任此狀、可令領掌之由、依仰下知如件、

延慶二年七月七日

(北条宗宣)  
陸奥守(花押)  
(北条師時)  
相模守(花押)

讓渡 (二階堂行雄・行亮)  
隠岐三郎泰藤

薩摩國給黎院内田地五丁屋敷二所

右の所は、弘安四年蒙古いくさのくむこうに給ふる所也、よて御下文をあひそへて、ゆつりあたふ

るところ実也、他のさまたけなく知行すへし、よ  
て讓狀如件、

嘉元三年八月廿九日

尼忍照

(花押)

○忍照尼在判置文二通、正文在家藏、記于左、

○二七 尼忍照置文

定置条々

以薩摩國阿多郡北方田布施・高橋兩鄉讓渡得分親等

間事、

一 田布施鄉者、子息(二階堂奉行)三郎左衛門入道道忍存生之時讓与之

間、道忍死去之刻、後家子息等仁分讓之由聞之早、彼

田布施鄉与高橋鄉界者、大野井手唾擧留溝於下利仁、

櫛乃木乃志太阿加宇曾能道乃於利口平山河乃流大溝於

下利、池部河仁落合、高柳乃大井手余利大溝下利仁高

橋渡度仁可通之、山堺者谷山大道於堺土志天、南者可爲

高橋鄉分、北者可爲田布施鄉分、但分讓之間相當奥山

之輩在之、爲彼称山口、不可致違亂矣、

一 高橋鄉者、各別讓狀等在之矣、

一年貢并警固役以下納公事等事、

田布施・高橋兩鄉寄合、可致等分之沙汰矣、

○久明親王治世、北條上總介政顯判在併鮫島光家訴狀及關  
東御下知狀寫執達奉行蹟、其狀一通、正文在家藏、記  
于左、

○二六 鎮西御教書

薩摩國阿多郡南方地頭鮫嶋太郎入道蓮覺申、令押領南方

内田島・在家以下所々由事、重訴狀副具書如此、來月五日

以前可被明申、令違期者、殊可有其沙汰也、仍執達如件、

嘉元三年九月十二日

(北条政頼)  
上総介(花押)

(二階堂奉行)  
隱岐三郎左衛門入道殿跡

一背此置文、成違亂者、彼輩者忍照か可爲不孝之仁、於其分領者、無違亂之仁可申賜之矣、

右守此旨、永代可令領知之狀如件、

延慶貳年正月六日  
(忍照)  
(花押)

○二八 尼忍照置文

薩摩國阿多北方御所用途百伍拾貫文、毎年仁鎌倉へさたしまいらするといへとも、故左衛門入道殿鎮西警固ニよて、御免あるうゑハ、高橋の郷に毎年七拾伍貫もんにあたる用途をハ、尼一期の後は面々庶子知行の分限ニしたかいて、彼用途を惣領の方へ可弁也、いづれも孫たりといへとも、故三郎左衛門入道の身にむけて、御免あるあひた、尼か心ニまかせぬニよて、置文を加様ニ書置候也、もし懈怠をいたさん輩ハ、下地を可申給也、又庶子等とかならんを、惣領方よりわつらハすましきなり、仍爲向後置文狀、如件、

正和三年二月廿八日

忍照  
(花押)

○守邦親王治世、前上野介北條時直在判執達狀一通、正文在家藏、記于左、

○二九 北条時直書下

弁城・草場・吉松・神崎等、去年者爲請所之上者、不及子細、當年所務事、除宇佐造管糧米遂結解、殊者公平之様、右衛門尉相共可被致其沙汰之由、依仰執達如件、

元亨元年四月十五日  
(北条時直)  
前上野介(花押)

金田庄直人等中

○行雄依東大寺修造功、所望靱負尉 守邦親王・執權北條相模守高時・前武藏守連判奉書一通、正文在家藏、記于左、

○三〇 関東御教書

東大寺修造功事、靱負尉所望所被擧申也、於功錢百貫文者、可令送寺家之狀、依仰執達如件、

元亨元年十月廿日

相模守(花押)

前武藏守(花押)

隱岐三郎殿

大學允藤原重遠明經舉  
治部卿源雅康  
雅樂允藤原光家  
民部大丞越智信長  
主計少允清原良基平道舉  
少輔平惟頭  
小丞三善重國

○行雄 元亨元年任木工允 同嫡子行久 元亨元年任左衛門少尉 庶流成藤 元亨二年任左衛門少尉 左兵衛尉  
任修理進 同 除目聞書二通、正文在家藏、記于左、  
年任左衛門少尉

〇三一 除目聞書

權大納言藤原定房

權中納言藤原兼信復任

參議藤原氏忠兼

侍從藤原成

内舍人源 季景 章善門院當年御給二分代

藤原朝國 停中宮 藤井昌校改任 美作目

中宮權大夫藤原師賢復任兼

式部權大夫菅原在登 大丞藤原永藤

下野權守卜部兼 藤原親 掾藤原經種内舍人

藤原親

若狹大掾藤井花滿校書

越前守藤原重村兼

加賀少掾紀清知 明經道

能登少掾秦泰奉 權大納言藤原朝臣秀 當年給

越中守高階仲業 原朝臣

大目藤井

越後掾藤井守武明法道舉 目藤井有光上召使

丹波小目津守浦清 院當年御給

丹後介安倍泰光兼

但馬守藤原俊清

目宇治有澤中宮當年  
御給

因幡守藤原光雄

小目山安久當年內給

伯耆大掾中原有恒左近衛大將藤原朝臣  
當年給二分代

小掾藤井守固大舍人香長

播磨小目藤井松繁停七年內給伯耆小目  
海景光改任

美作目藤井則次閔白當年給

備前權守三善兼俊

權大掾久末國豊春宮當年  
御給

備中介平成輔兼

備後介藤原資定兼

安藝目藤井宗清右近衛大將藤原朝臣  
當年給

周防小掾丹治比涂里內堅承平籍

長門大目藤井景久大舍人本籍

紀伊權守中原重國

淡路大掾草部國望校書殿執事

阿波小掾藤井國廉大舍人散位

讚岐權守藤原永嗣

伊豫大掾藤井常房一院當年  
御給

小目池邊波連停左大辨藤原朝臣去年給  
武藏目首直連改任

直左小目春道花榮春宮當年  
御給

大宰大監藤原月清左大臣去年給二合同十二月所任  
下野大掾改名字所任

木工允藤原行雄

修理進藤原成藤

伊勢權守平正宗久米寺  
功

近江守源貞清

左衛門少尉源高清修學院  
功 源時秀但馬國水谷社  
功

藤原高元那智山  
修道功

左兵衛尉藤原行久東大寺  
功

元亨元年十二月廿九日

從五位下 平正宗

平宣房



〇三二 除目聞書

主税頭小槻言春兼

兵部卿藤原實香

刑部大輔藤原親繼

大藏卿藤原冬方兼

大膳大夫藤原宗重

大炊頭中原師枝兼

主殿少允平光國寮奏

彈正少忠中原章連明法舉

主殿督源康雅本官請

山城權守藤原資朝兼

大目大春日慶多

停春宮大夫藤原朝臣去年給讚岐大目改任

小目豐國築城

右衛門督藤原朝臣當年給

河内掾常澄澄忠水

中務卿親王當年巡給二分

大目藤井浪村奏時

泉和大目櫻井花里

一品子惟内親王當年別給

伊賀守源盛久

目藤井浪高喚内堅

伊勢掾秦花方内堅頭

大目御春藤久

左大臣當給

尾張大目紀有吉

左近衛大將藤原朝臣文保元年給同三年所任河内日山守花主不給籤符替

小目磯部波光

權大納言藤原朝臣季當年給

遠江掾酒浪彦正内堅散位

同藤井正近

權大納言藤原朝臣師當年給

駿河權守藤原房長

大掾櫻井花久

停元應元年內給藤井松繁改任

掾藤井定弘

當年內給

相模權守藤原藤房兼

大掾花國香

當年內給

大目清原有重

權大納言藤原朝臣經當年給

武藏大目多治比業之

左近衛權中將藤原朝臣當年給

安房掾橘國弘

太政大臣當年給二合

上総介藤原愛隆

大目藤井春重

右大臣當年給

下総權守藤原範兼

目春道榮發

停春宮元應元年御給藤井光澤改任

近江介藤原公尚兼

掾藤井花光

道舉

美濃掾源基清内舍人

大目藤井貞弘

停左近衛大將藤原朝臣去年給飛騨少目改任

飛驒目藤井國松

權大納言藤原朝臣基當年給

信濃大掾藤井成光

内舍人官

筑前掾菅野春道中宮當年御給

豊後目坂上有里右兵衛督藤原朝臣當年給

肥前大目藤井守直進物所勝部

肥後守藤原光廣

日向目藤井花樹彈正大弼藤原朝臣當年給

老岐目田井稻豊左大弁藤原朝臣當年給

左近少將藤原宗有

藤原良尹

將監藤原光房大將請

右近中將藤原宗平還任

少將藤原公音

左衛門權佐藤原長頼

少尉藤原重親督請

藤原行雄東大寺功

藤原成藤同功

平信有符奏

小志狛康基舞人

中原貞上樂人

右衛門少將藤原仲任

少志豊原延秋樂人

三宅茂保樂人

左兵衛尉平範房督請

源直國臨時內給

平久忠符奏

右兵衛尉中原宗俊督請

三善俊季臨時內給

紀行次符奏

右馬允紀久兼御監請

元亨二年正月廿六日

辭退

權大納言藤原公秀(三條)

參議藤原隆久(四條)

右近中將藤原宗房

○守邦親王治世、太宰府小目代成宗在判文書一通、正文

在家藏、記于左、

○三三 大宰府小目代成宗請取

請取

府領薩摩國阿多郡北方年貢用途事、

合 肆拾伍貫文者

右、自正和五年至元亨元年、六ヶ年分所請取如件、

正中貳年九月廿七日

小目代成宗(花押)

○三五 鎮西御教書

薩摩國阿多郡府方年貢事、如大宰府小目代成宗今月八日返抄者、嘉曆元年以前分皆納云々、被尋問雜掌爲平之處、如同十五日請文者、阿多郡北方府方年貢事、至今年并濟云々、可被存其旨、仍執達如件、

○守邦親王治世、鎮西探題北條修理亮英時在判執達狀二通及下知狀在裏判一通、古寫一通、正文在家藏、記于左、

嘉曆元年十二月廿五日

(北条英時)  
修理亮(花押)

○三四 鎮西御教書

大宰府雜掌申薩摩國阿多郡北方年貢事、如去月廿七日小目代成宗請取者、府領薩摩國阿多郡北方年貢用途四十五貫文、自正和五年至元亨元年、六ヶ年分請取云々、尋下雜掌之處、如今月九日雜掌爲平請文者、阿多郡北方府方年貢事、去月廿七日返抄無相違云々、可被存其旨、仍執達如件、

正中二年十月十六日

(北条英時)  
修理亮(花押)

(二階堂行雄)  
隱岐三郎左衛門尉殿

隱岐三郎左衛門入道殿